

第3次

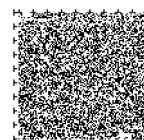
日高市地域福祉計画

日高市地域福祉活動計画

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度

支え合いで、共に生き、
誰もがつながる地域づくり

日高市・社会福祉
法 人日高市社会福祉協議会



目次

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景.....	1
2. これからの地域福祉とは.....	2
3. 計画の趣旨と位置付け.....	4
4. 計画の期間.....	6
5. 計画の策定体制.....	7
【コラム1】「地域福祉とは？」.....	8

第2章 地域福祉をめぐる市の現状

1. 統計等から見る現状.....	9
2. 市民意識調査・市民ワークショップ・地域懇談会から見る現状.....	24

第3章 計画の基本的な考え方

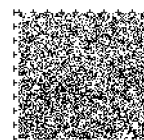
1. 基本理念.....	35
2. 基本方針（基本目標）.....	36
3. 計画策定のポイント.....	38
4. 圏域の設定.....	40
5. 施策の体系.....	41
【コラム2】「社会福祉協議会とは？」.....	42

第4章 地域共生社会の実現に向けた重点的な取組

《重点取組1》 誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳を持って活躍できる場づくり.....	43
《重点取組2》 「他人事」ではなく「我が事」として考える地域づくり.....	47
《重点取組3》 人と人、そして組織をつなぐ包括的な支援体制づくり.....	51
【コラム3】「民生委員・児童委員とは？」.....	54

第5章 地域福祉の施策展開

1. 基盤づくり.....	55
2. 地域づくり.....	66
3. 担い手づくり.....	78
4. 環境づくり.....	87



第6章 計画の推進

1. 協働による計画の推進	95
2. 推進体制	96
3. 事業活動の財源	96
4. 計画の公表	96
5. 計画の進行管理	97
【コラム4】「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは？」	98

第7章 資料編

1. 用語の解説	99
2. 関係法令等	102
3. 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗・評価概要	111
4. 策定の経緯	113
5. 市民参加状況	114
6. 関係機関一覧	118

※ 「障害」の「害」を「がい」に改めています。

市では、「障がい」の「害」を「がい」に改めて表記しています。「害」の文字が不快を与え、誤解を招くおそれがあると、障がい者団体等からの意見を参考に、平成15年度から実施しています。

趣旨及び内容に変更を及ぼさない範囲において、ひらがな表記としていただきますのでご理解をお願いします。

今後も、市ではノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現を目指していきます。

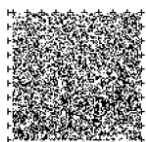
※ 一部の表記で西暦を併記しています。

本文中の表記は、原則として和暦を使用していますが、新元号の改定を踏まえ、必要に応じて和暦と西暦を併記しています。

また、図表等の表記の一部には、和暦のローマ字書きの頭文字を使用しています。

※ 音声コードを掲載しています。

各ページに音声コード（Uni-Voice）を掲載しています。「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文書内容を読み上げるものです。



ごあいさつ

本市では、少子高齢化や核家族化など、ライフスタイルの多様化が進む中、地域社会を取り巻く環境が変化し、新たな福祉ニーズへの対応が求められています。

一方で、人口減少社会が進んでおり、地域のつながりにより、誰もが安心して暮らしていける社会づくりが必要となっています。

このような状況において、国から「誰もが役割を持ち、活躍できる社会『地域共生社会』の実現」が提唱され、その実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりへの取組が示されました。

第3次日高市地域福祉計画では、その理念を盛り込み、「受け手」「支え手」に分かれることなく、共に支え合い、誰もがつながる地域づくりを目指していきます。

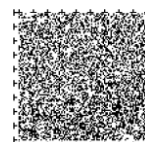
本計画と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、両計画が地域で一体となって地域福祉を展開するものであることから、計画的かつ効果的に地域福祉の推進を図るため、第2次の計画に引き続き、共同で策定をいたしました。

地域福祉の推進には、市民の皆様の地域活動への積極的な参加がとても大切になります。本市の地域福祉を市民、事業者、関係機関、関係団体、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会の皆様と協働で推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

結びに、この計画策定に当たりまして、市地域福祉計画策定等委員会の皆様、市民ワークショップや地域懇談会にご参加いただきました皆様、アンケート調査や市民コメント等にご協力いただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

平成31年3月

日高市長 谷ヶ崎 照 雄



ごあいさつ

少子高齢化がより一層進んだ前計画の5年間は、地域福祉に関する諸問題が顕在化する変化の激しい時代であったといえます。

具体的には、人口減少により地域コミュニティの活力が失われ、いわば「限界集落」然とした様相を呈する地域が出てきました。

また、児童虐待や自然災害の発生は、「日常の安心、安全は当たり前に入ることができるもの」ではなく、「日常のつながりと不断の努力で培われていくもの」であることを私たちに再認識させる出来事でした。

このような時代にあっては、様々な生活課題を「他人事」ではなく、「我が事」として受け止め、地域住民同士が解決に向けて協議・検討し、解決に向けた地域づくりを進めることが重要となり、その実現に向けた方策をまとめたものが「第3次日高市地域福祉活動計画」であり、まさに時代の要請に応えて策定されたものであるといえます。

本計画では、基本理念を「支え合いで、共に生き、誰もがつながる地域づくり」とし、3つの重点的な取組を定め、地域福祉の実現に向けた歩みを着実に進めていくこととしています。

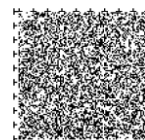
また、前計画において達成できなかった成果等の検証を行い、目標達成に向けた実効性を確保できるよう、重点的な取組ごとに具体的な工程等を含む実施計画（ロードマップ）の策定にもていねいに取り組みました。

本計画が、地域福祉課題の解決を目指す様々な立場にある人たちにとって、新しい行動（アクション）の一助となれば幸いです。

結びに、計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました関係の皆様から心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人日高市社会福祉協議会 会長 鯉 沼 文 夫



第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景

◆市の状況

第2次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画(平成26年度～平成30年度)では、第5次日高市総合計画で定められた将来都市像「笑顔と元気を^{あした}未来へつなぐ緑きらめくまち 日高」を実現するため、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにする」を基本理念として、日常生活上の支援が必要な市民をはじめ、地域に暮らしている市民、また、社会福祉協議会、市、地域にある商店や会社、福祉サービスを提供している事業所、ボランティア・NPO等の各種団体の役割分担を明確にし、お互いの協力による新たな支え合いの仕組みづくりを進めてきました。

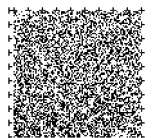
一方で、これまで以上の少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境が変化し、福祉ニーズが多様化・複雑化しているとともに、人口減少社会が進む中、より一層の効果的・効率的なサービス提供の必要性が求められるようになっていきます。

◆国の状況

国では、この間「地域共生社会」の実現を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づき、その具体化に向けた改革を進めてきました。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されました。この改正に伴い、これまで市町村で、高齢者、障がい者、子ども・子育て世代といった対象ごとに計画が策定されていた内容の共通する事項について地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の「上位計画」として位置付けることとなりました。

あわせて、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め



る体制を整備することとなり、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制を構築することとなりました。

2. これからの地域福祉とは

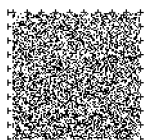
1. 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

これまで、主に高齢者福祉の分野で使用されてきた「地域包括ケアシステム」という概念は、地域の実情に応じて、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。これからは、この地域包括ケアシステムの「必要な支援を地域で包括的に提供する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者や子ども等、生活上の困難を抱える人への包括的な支援体制を構築していく必要があります。

少子高齢化・核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化等、社会構造が変化していく中で、地域で支援を必要とする全ての人の暮らしを支えられるよう、地域包括ケアを深化させ、制度・分野ごとの『縦割り』を超えて、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会」を構築し、時代の変化に対応した新たな福祉の在り方を展開することが求められています。このため、「支え手側」と「受け手側」に分かれることなく、あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する必要があります。

2. 「地域共生社会」の実現に向けて

地域共生社会を実現するためには、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要です。地域共生社会の実現に向けて、どのような支援体制を整備していくかについて、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが重要となります。



地域共生社会の実現に向けた今後の方向性

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

〈これから取り組むこと〉

「住民に身近な圏域」

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

- 「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- 「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- 「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

[2] 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

- 住民が表面化しにくい深刻な状況にある世帯に早期に気付ける体制
- 今までの福祉分野別々の縦割りではなく、世帯を丸ごと受け止める体制
- いつでも誰でも気軽に立ち寄れる地域活動の拠点整備

「市町村域」

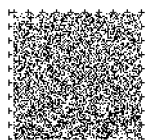
[3] 市町村における包括的な相談支援体制

- 住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談対応
- 多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制
- 制度の狭間⇒地域住民と協働による新たな社会資源の創出

〈できるようになること〉

- 地域住民が課題を抱えた人や世帯に「気付く」ことができる。
- 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる。
- 世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決することができる。
- 地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことができる。
- 支えられる本人も支える側（担い手）にもなり、生活の張りや生きがいを見いだすことができる。

※ 厚生労働省の資料を基に作成



3. 計画の趣旨と位置付け

1. 日高市地域福祉計画の趣旨と位置付け

日高市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置付け、日高市総合計画のもと、日高市の福祉分野に関する各種計画の「上位計画」として、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。

本計画では、

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

を盛り込み、日高市における地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

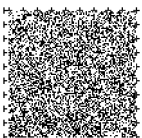
2. 日高市地域福祉活動計画の趣旨と位置付け

日高市地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者及び社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営するものが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

住民の主体的な参加により、地域の生活ニーズを明らかにするとともに、これを解決するために、専門機関や専門職、多様な団体が役割分担を行いながら、地域住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加等を促進していきます。

3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

日高市地域福祉計画と日高市地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものです。日高市地域福祉計画が市の行政計画として、日高市地域福祉活動計画が民間の活動・行動計画として、地域で一体となり地域福祉を展開するものであると考えると、両計画は「車の両輪」となる計画です。

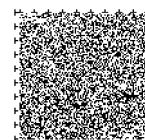
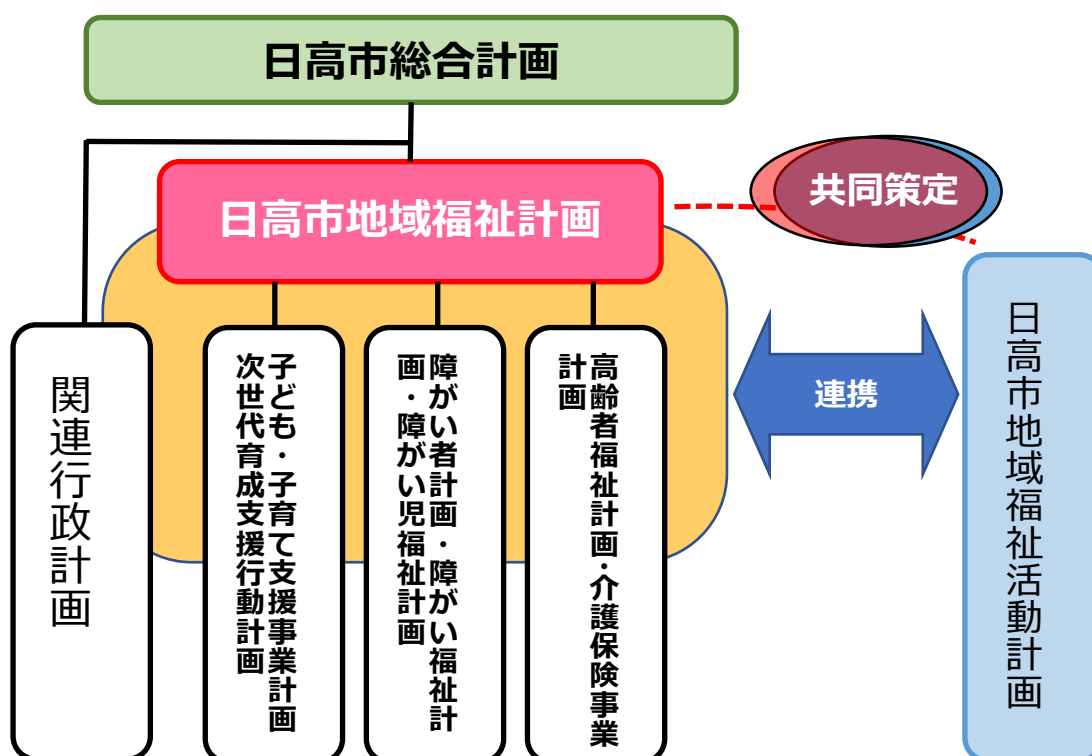


「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が相互に連携して策定され、それぞれの取組を計画的かつ効果的に進めていくことが重要になってきます。そのため、日高市では、「第2次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画」を見直し、引き続き「日高市地域福祉計画」と「日高市地域福祉活動計画」を一体的に共同策定します。

第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画は、日高市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画等の対象者別計画を内包する上位の計画であり、各対象者別計画における理念や取組との整合性を図っています。

なお、個別計画が策定されている分野に係る事業については、既定計画の必要な箇所を地域福祉計画の一部とみなし、各個別計画において、目標設定や進行管理等を行います。

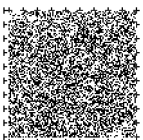
また、福祉分野の個別計画では網羅できない課題についても、市と社会福祉協議会、地域住民等の協働によって解決を図るため、保健・医療はもとより、教育、まちづくり等の生活関連分野の計画で捉えられている課題についても、福祉の視点から横断的に捉え、連携することで個別施策を実現していきます。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 31（2019）年度を初年度とし、平成 35（2023）年度を目標年度とする5か年の計画とします。

また、目標年度の平成 35（2023）年度には本計画の評価及び見直しを行います。なお、社会情勢等の変化があった場合には、必要に応じて内容の見直しを行います。

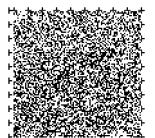
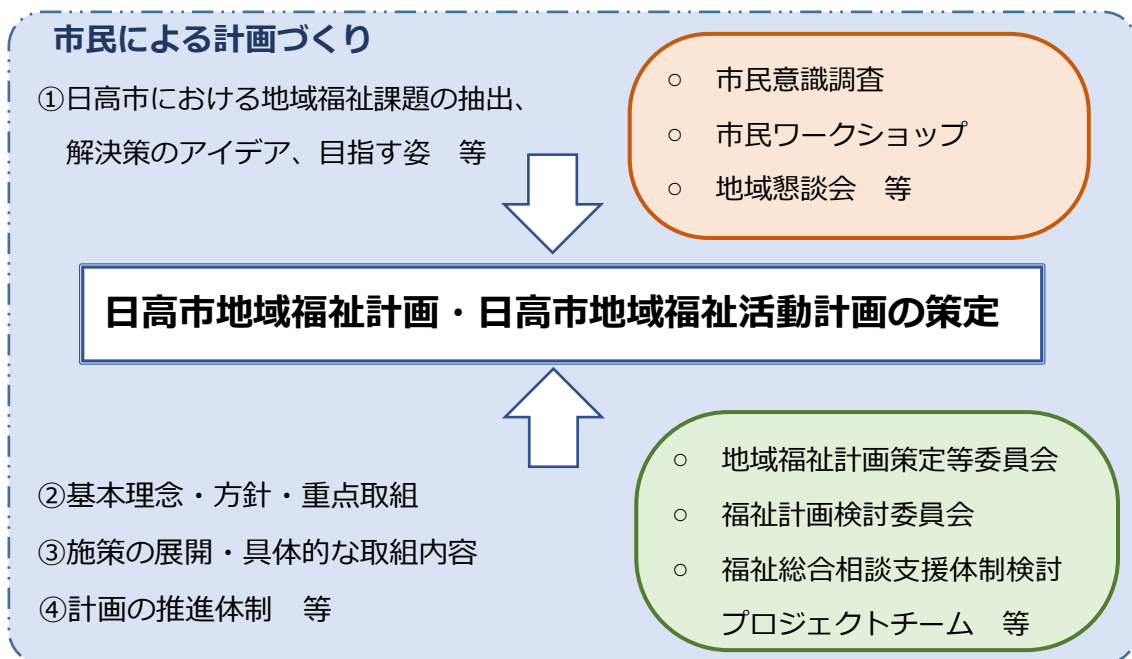


5. 計画の策定体制

本計画は、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握するための意識調査の実施、市民が地域福祉の目指す姿等について話し合う市民ワークショップの開催及び市民自らが地域の生活課題やその解決策を考え、話し合う地域懇談会の開催内容を踏まえて策定しました。

また、市民の代表や関係機関・団体等からなる日高市地域福祉計画策定等委員会の開催、庁内の関係部署の職員からなる日高市福祉計画検討委員会の開催、埼玉県市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業の活用及び庁内の関係部署の職員からなる日高市福祉総合相談支援体制検討プロジェクトチームの開催により、計画内容の検討・協議を行い、市民意見公募（市民コメント）を実施しました。

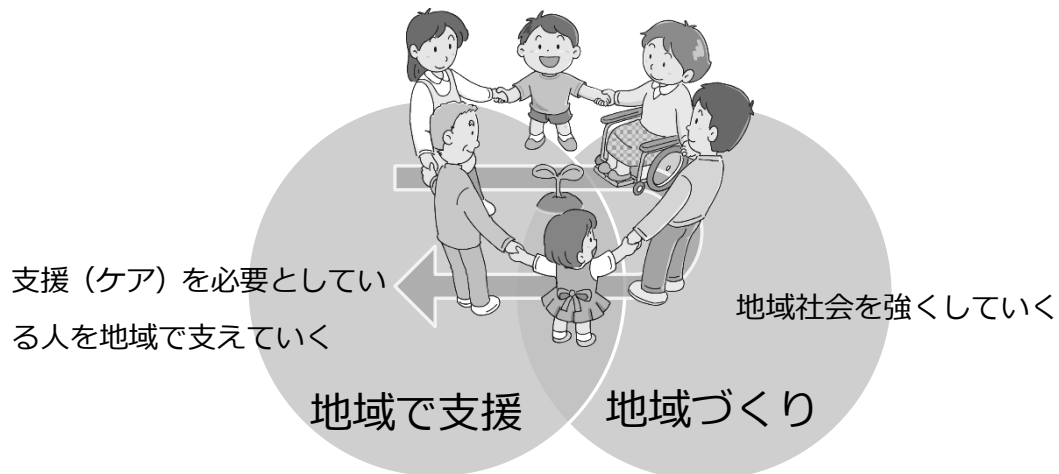
- 市民意識調査の実施
- 市民ワークショップの開催
- 地域懇談会の開催
- 日高市地域福祉計画策定等委員会の開催
- 日高市福祉計画検討委員会の開催
- 埼玉県市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業の活用
- 日高市福祉総合相談支援体制検討プロジェクトチームの開催
- 市民意見公募（市民コメント）の実施



【コラム1】「地域福祉とは？」

地域福祉とは、地域における社会福祉のことです。地域福祉の目的は、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、全ての人々が、世代やその背景を問わずに、一人一人の暮らしと生きがいを共に創り、共に高め合う地域社会を実現することです。

地域福祉を推進するためには、「支援（ケア）を必要としている人を地域で支えていくこと」と「地域社会自体を強くしていくこと」の2つの側面からの活動を行っていくことが重要です。



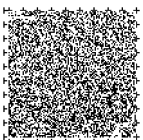
■ 地域福祉の2つの要素

こういった、つながりのある地域を創る取組は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、「他人事」ではなく「我が事」として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していくことができます。

同じ地域で「困っている人」「深刻な状況にある人」を見つけたら、見て見ぬふりをしたり、誰かに任せたりしようと思うのではなく、「自分たちで何かできないか」と考え、一つの課題に対して地域の専門職と地域住民と一緒に解決していくことが重要です。

「支え手側」と「受け手側」に分かれることなく、地域の住民があるときは「支え手側」、あるときは「受け手側」として、一人一人が自分でできることを行うことで相互に支え合い、誰もが役割を持ち、活躍できる社会を実現していくことこそ地域福祉の推進につながります。

また、社会保障等の分野の枠を超えて、地域全体が連帯し、地域の様々な資源を生かしながら取り組むことで、地域の人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出します。



第2章 地域福祉をめぐる市の現状

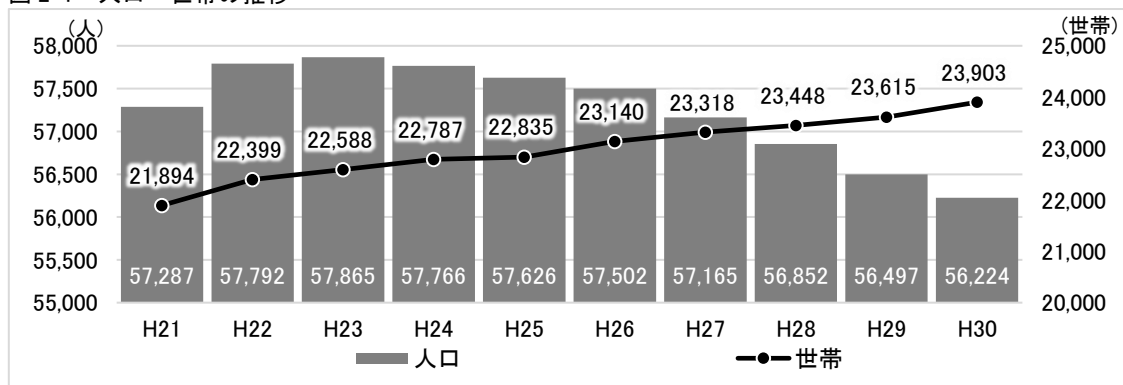
1. 統計等から見る現状

1. 人口や世帯の変化から見る日高市

(1) 減少する人口と増加する単独（単身）世帯

市の人口は緩やかに減少しており、平成30年には、平成23年に比べ1,641人減少の56,224人となっています。一方で、世帯数は増加しており、平成30年では、23,903世帯となっており、1世帯当たりの人員数は2.35人となっています。また、外国人住民は年々増加しています。単独（単身）世帯、夫婦のみ世帯及びひとり親と子からなる世帯が増加しており、夫婦と子からなる世帯及びその他の世帯は減少しています。

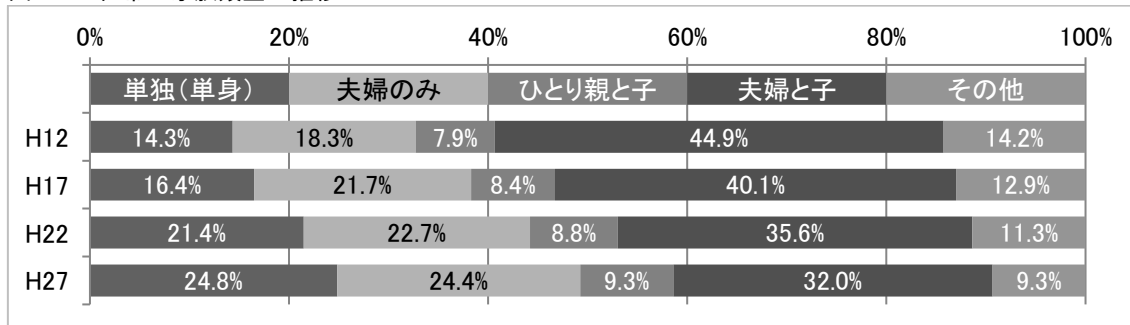
図2-1 人口・世帯の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
うち外国人	572	529	502	458	659	688	693	688	726	835

資料：統計ひだか（外国人含みます。）※各年4月1日現在

図2-2 世帯の家族類型の推移



資料：国勢調査

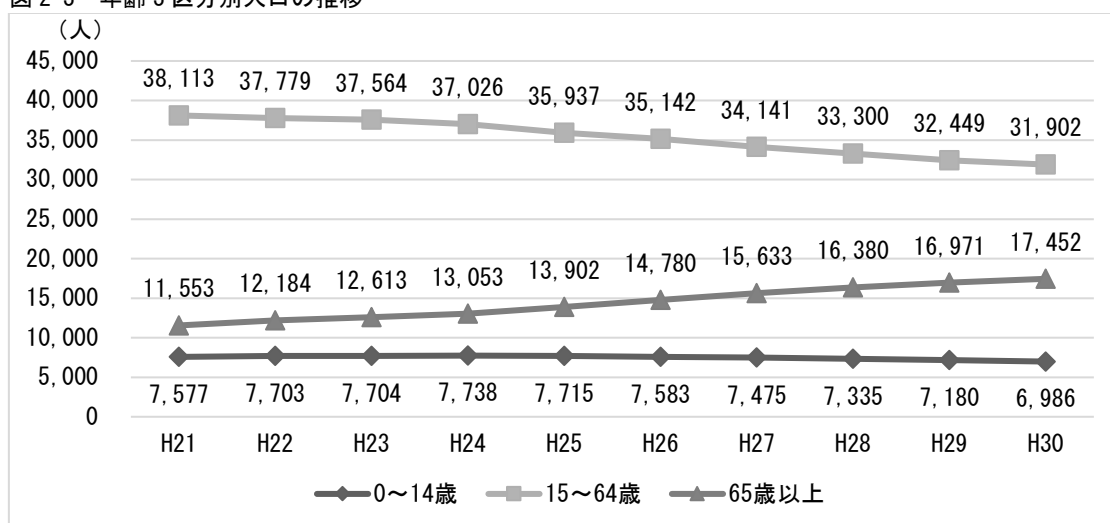


(2) 高齢化の進行と現役世代の減少

15～64歳の生産年齢人口が減少傾向に、0～14歳の年少人口が微減傾向にある一方で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。年齢3区分別人口割合の推移をみても、65歳以上の高齢者人口の割合は増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

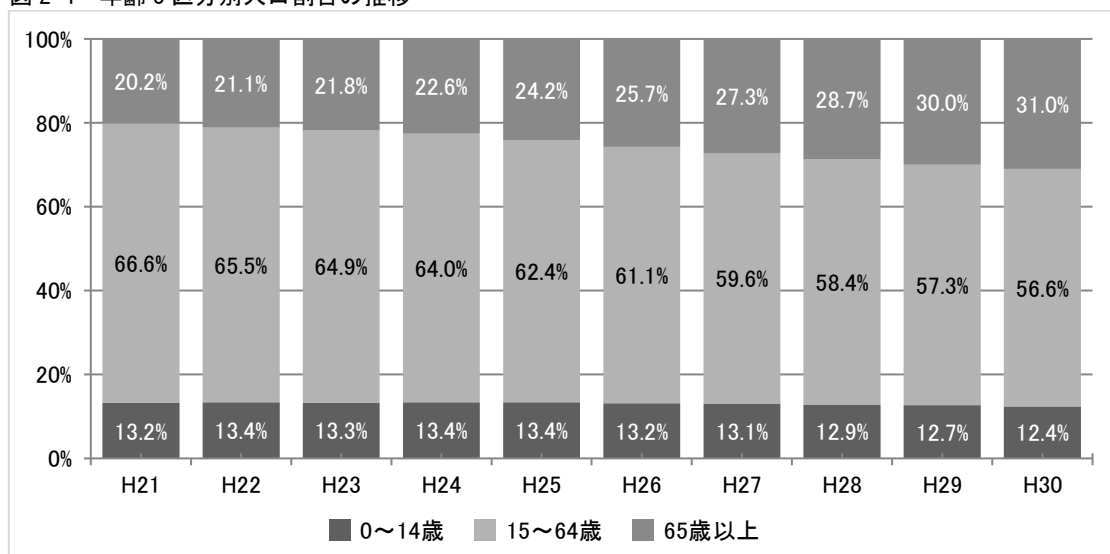
人口ピラミッドにより、市の人口構成を見ると、65～74歳と40～49歳が多くなっています。埼玉県と比較すると、65～74歳の割合が高く、0～4、20～39、45～59歳の割合が低くなっています。

図 2-3 年齢3区分別人口の推移



資料：統計ひだか ※各年1月1日現在

図 2-4 年齢3区分別人口割合の推移



資料：統計ひだか ※各年1月1日現在

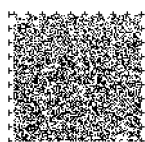
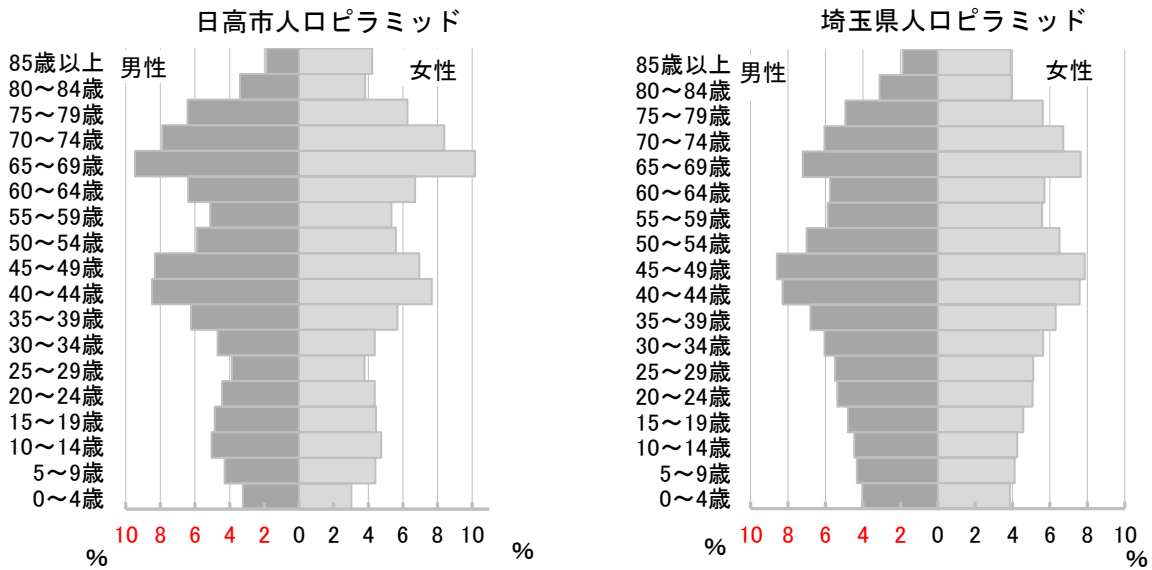


図 2-5 人口ピラミッド

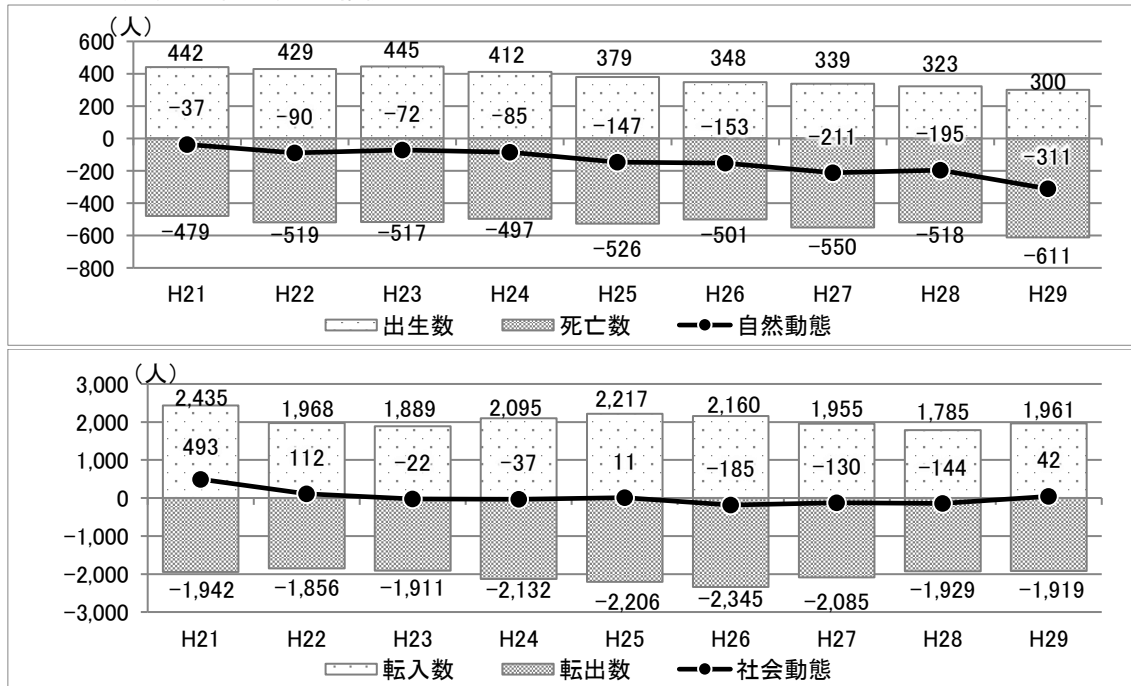


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査 ※平成 30 年 1 月 1 日現在

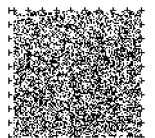
(3) 大幅な自然減の進行

自然動態では、近年は死亡数が出生数を上回り、自然減となっています。平成 29 年度は 311 人の自然減となっています。社会動態では、平成 26 年度以降、100 人を超える社会減の状況が続いていましたが、平成 29 年度には転入数が転出数を上回り、42 人の社会増となっています。

図 2-6 自然動態と社会動態の推移



資料：統計ひだか（各年度）

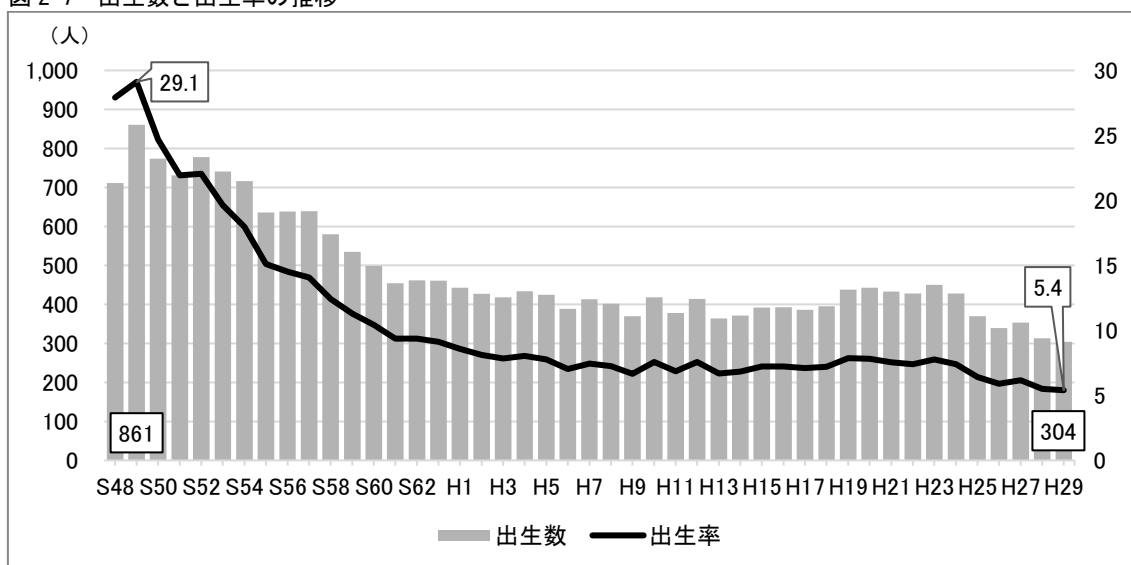


(4) 出生数の減少による少子化の進行

出生数は昭和49年には861人だったものが、平成元年には約半分の443人に減少し、平成25年以降は400人を下回っています。出生率（人口1000人当たりの出生数の割合）は、昭和49年には29.1だったものが、平成29年には5.4と1/5以下にまで減少しています。

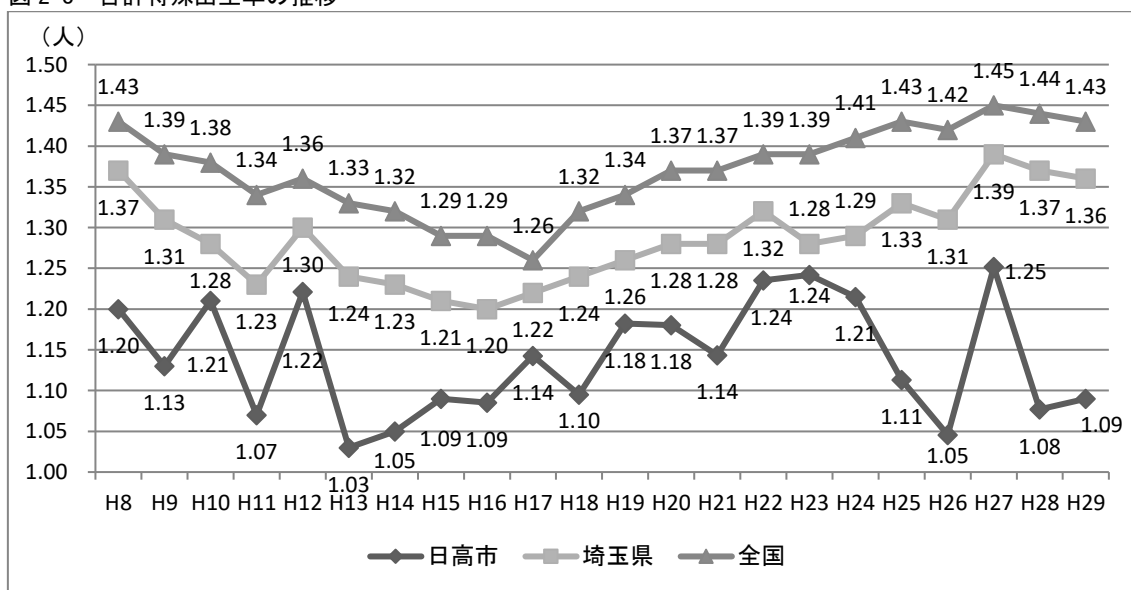
合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数）で見ても、国や県の平均を下回っています。

図2-7 出生数と出生率の推移

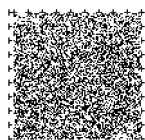


資料：人口動態調査（各年）

図2-8 合計特殊出生率の推移



資料：人口統計資料集、人口動態調査（各年）



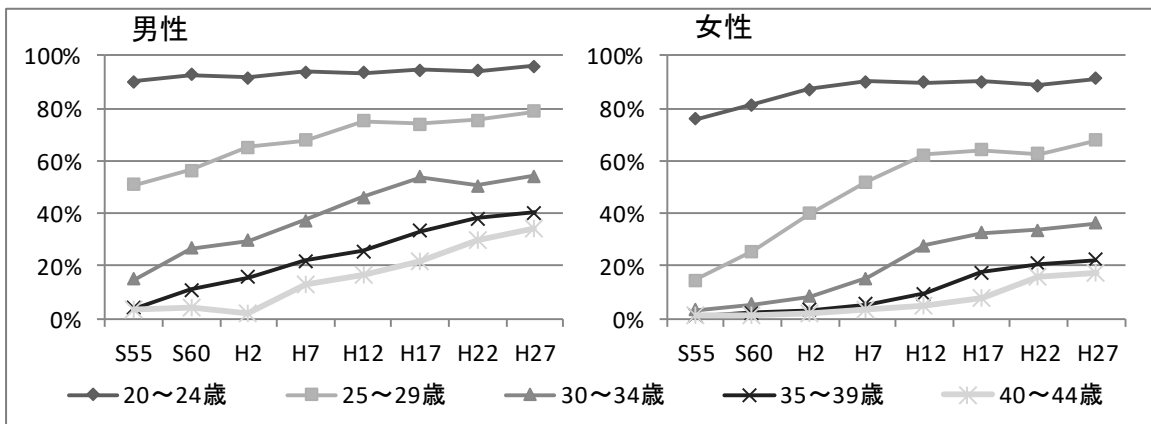
(5) 未婚率の上昇

未婚率は、各年齢層でともに上昇傾向にあります。男性では30～34歳の半数以上が未婚であり、40～44歳の33.9%が未婚となっています。女性では25～29歳の7割が未婚であり、30～34歳の36.2%が未婚となっています。

生涯未婚率※についても、平成27年には、男性は国や県を上回っており、25.6%の人が未婚となっています。

※生涯未婚率は、おおむね50歳までに未婚だった人の割合を示し、国勢調査の45歳～49歳と50歳～54歳の5歳ごとの階級区分未婚率データを単純平均したものの

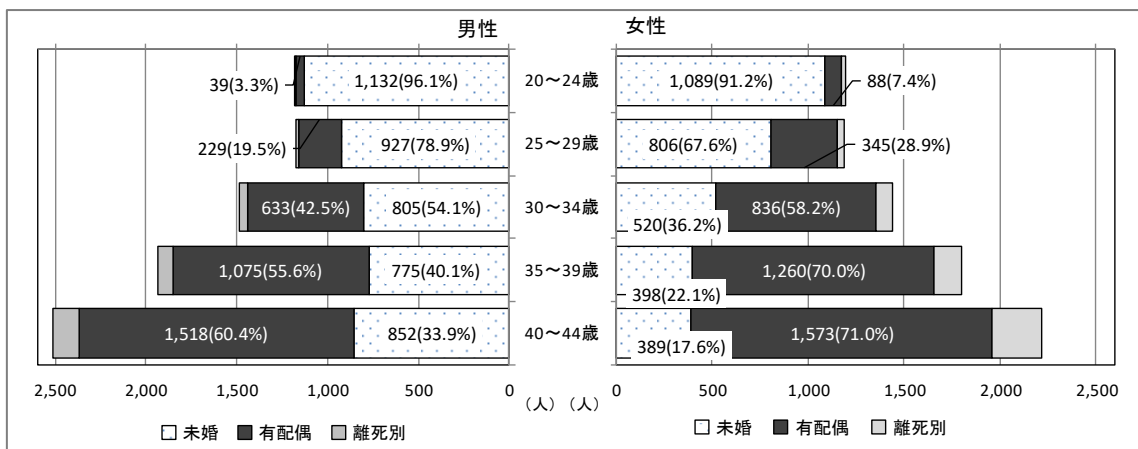
図2-9 男女別年齢層別未婚率の推移



	男性					女性				
	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳
H12年	93.5%	75.2%	46.2%	25.5%	16.9%	89.9%	62.2%	27.8%	9.6%	4.6%
H17年	94.7%	73.9%	53.8%	33.4%	21.4%	90.3%	64.1%	32.6%	17.3%	8.0%
H22年	94.0%	75.4%	50.6%	37.9%	30.1%	88.6%	62.8%	33.5%	20.7%	15.9%
H27年	96.1%	78.9%	54.1%	40.1%	33.9%	91.2%	67.6%	36.2%	22.1%	17.6%

資料：国勢調査

図2-10 平成27年 男女別婚姻関係



資料：国勢調査

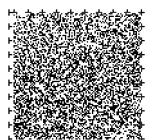
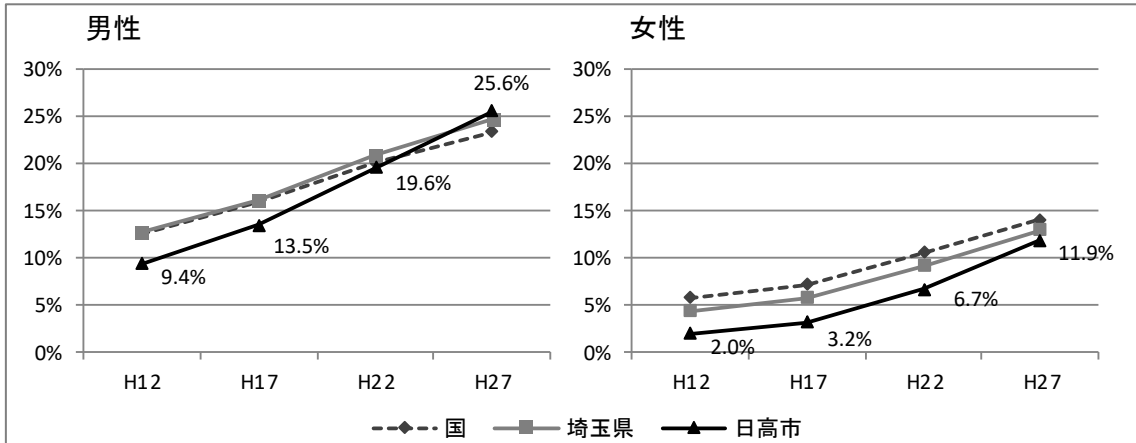


図 2-11 生涯未婚率の推移

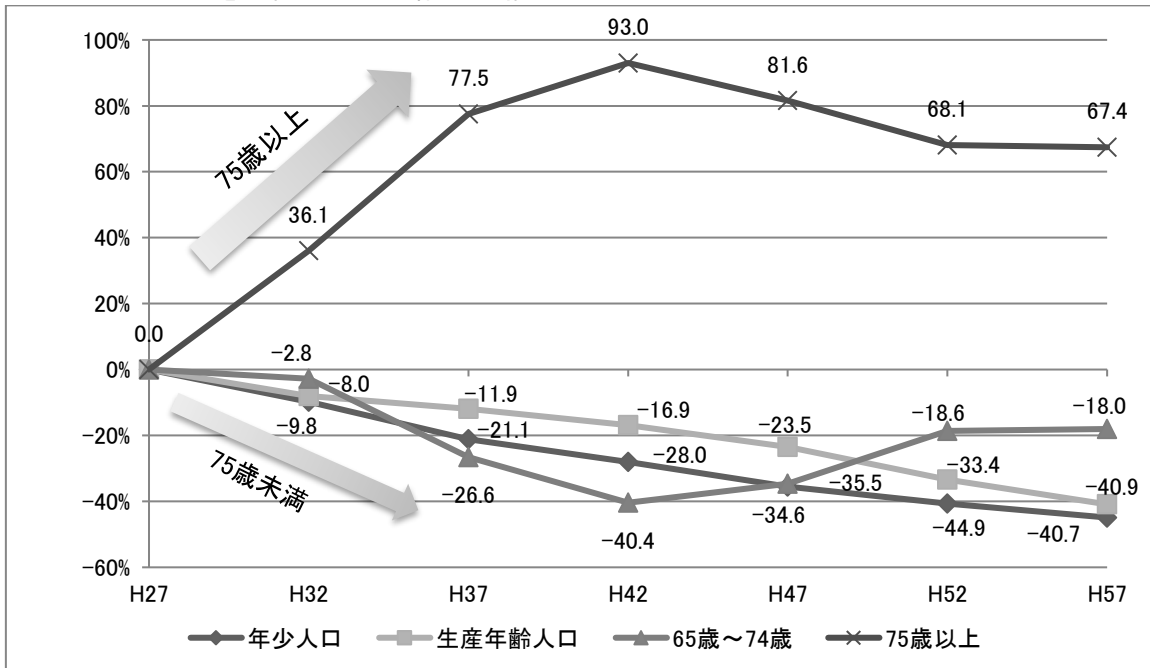


資料：国勢調査

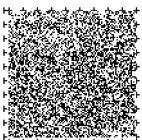
(6) 人口推計

平成 57 (2045) 年までの日高市の人口推計を年齢区分別に見ると、今後、人口が増えるのは 75 歳以上の後期高齢者のみであり、年少人口 (0~14 歳)・生産年齢人口 (15~64 歳)・前期高齢者 (65~74 歳) は減少していくことが推計されています。

図 2-12 平成 27 年を基準とした人口増減率の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年推計)



2. 支援を必要とする人の状況

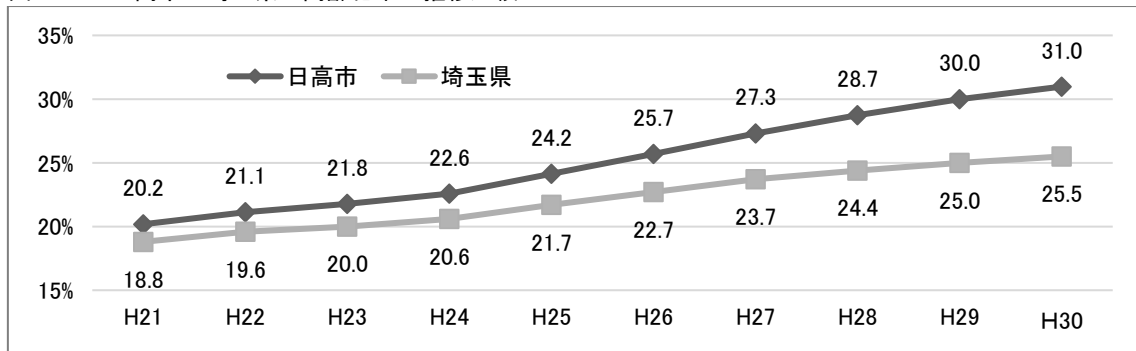
(1) 高齢化の進行と後期高齢者・単身高齢者の増加

高齢化の進行は県を上回って進行しており、平成30年には約31%となっています。要介護（要支援）認定率は12.2%前後でほぼ一定であるものの、要介護（要支援）認定者数は年々増加しています。

高齢化は今後も進行していくことが推計されており、平成37（2025）年には、後期高齢者は平成27年より約4,800人以上増加し、前期高齢者は約2,600人以上減少することになることが予測されており、平成37（2025）年以降、後期高齢者が前期高齢者を上回ることが推計されています。

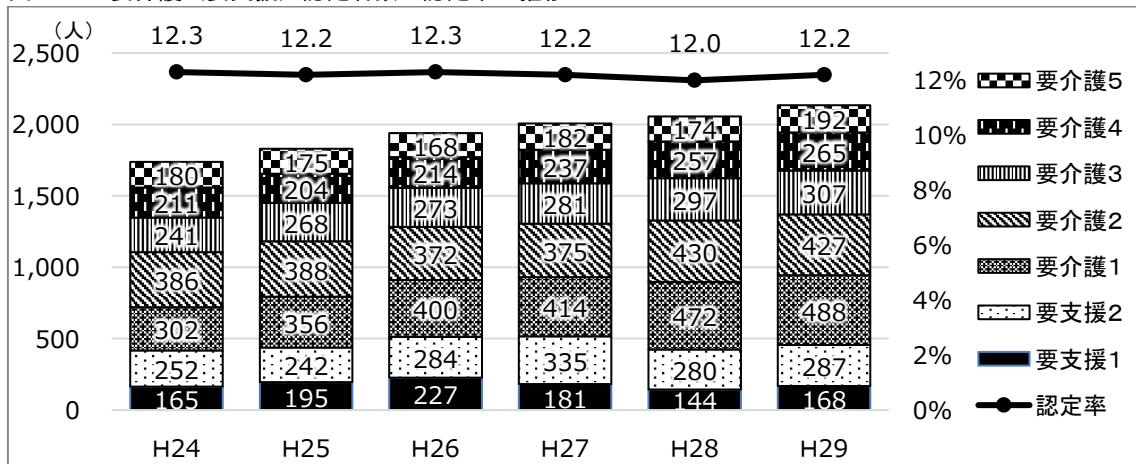
65歳以上の高齢者がいる世帯は、この15年間で5,700世帯以上増加しました。特に単独世帯は、この15年間で約3.6倍の1,626世帯の増となっています。

図 2-13 日高市と埼玉県の高齢化率の推移比較



資料：統計ひだか、「埼玉県町（丁）字別人口」※各年1月1日現在

図 2-14 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移



資料：見える化システム ※各年度末現在

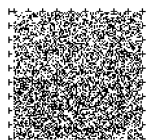
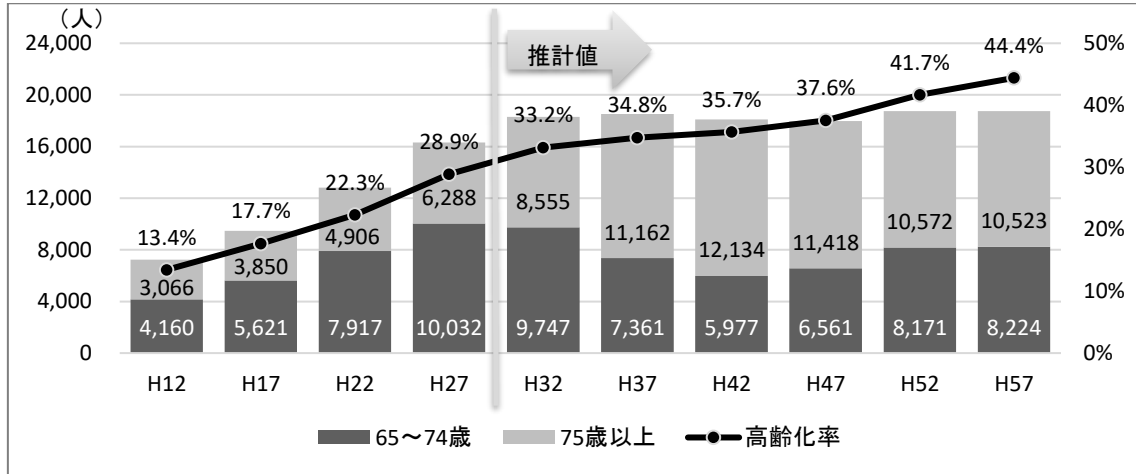
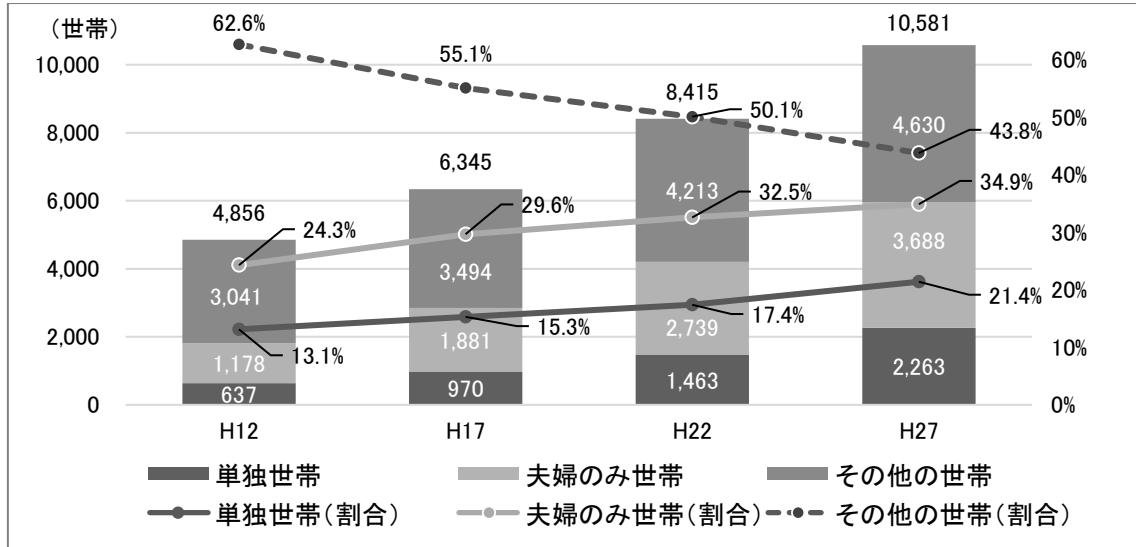


図 2-15 高齢化の推移と将来の推計



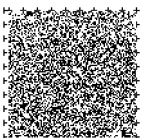
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年推計）

図 2-16 65 歳以上の高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

※ 65 歳以上の高齢者のいる世帯について、平成 27 年現在、「夫婦のみ世帯」は 3,688 世帯で 34.9%、このうち、「高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみ世帯）」は、3,465 世帯で 32.7%、「夫婦とも 65 歳以上の高齢夫婦世帯」は 2,939 世帯で 27.8%となっています。



(2) 成年後見制度「市長申し立て」件数

重度の認知症、知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分で、申し立てを行う親族がいない方を対象に市長が審判の請求を行う「市長申し立て」件数の推移をみると、横ばい状況となっています。

表 2-1 成年後見制度「市長申し立て」件数

	H25	H26	H27	H28	H29
高齢者関係	1	0	1	0	1
障がい者関係	1	1	2	1	2
合計	2	1	3	1	3

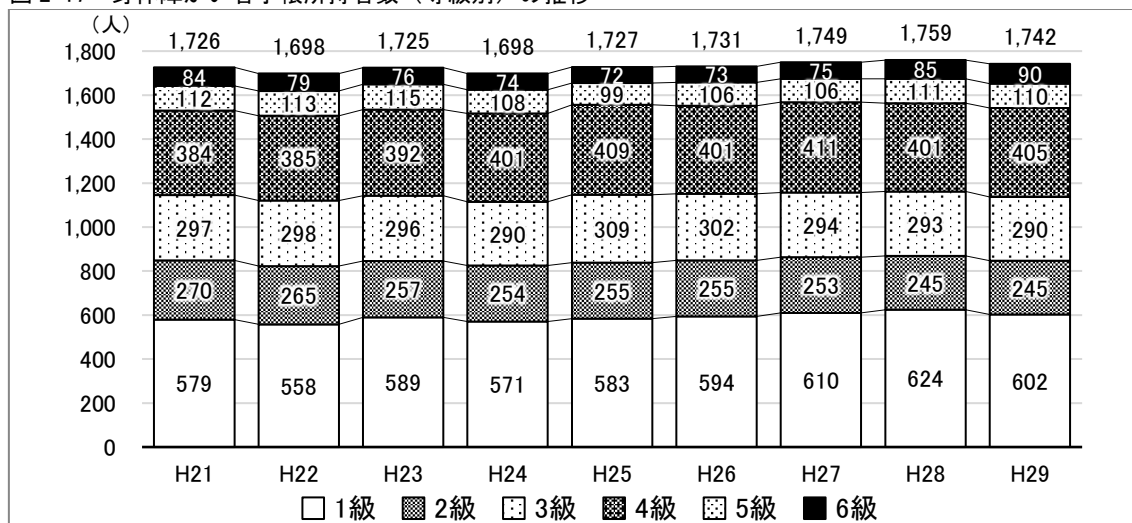
資料：長寿いきがい課・障がい福祉課（各年度）

(3) 障がい者手帳所持者の状況

障がい者手帳所持者の推移をみると、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の全てで増加しています。

- 身体障がい者手帳所持者数は、近年はほぼ横ばいとなっています。障がい種別では、やや肢体不自由が減少し、内部障がいが増加傾向となっています。
- 療育手帳所持者数は、平成 21 年度以降、年々して増加しており、平成 29 年度までに 109 人増の 414 人へと増加しています。
- 精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成 21 年度から平成 29 年度までで、約 2 倍に増加しています。

図 2-17 身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：統計ひだか ※各年度末現在

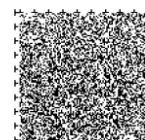
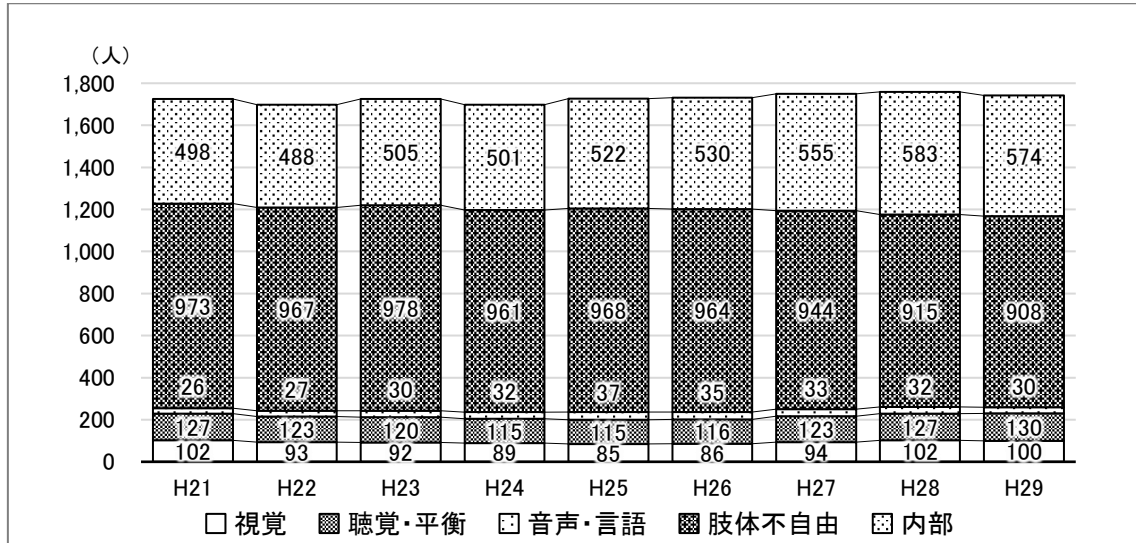
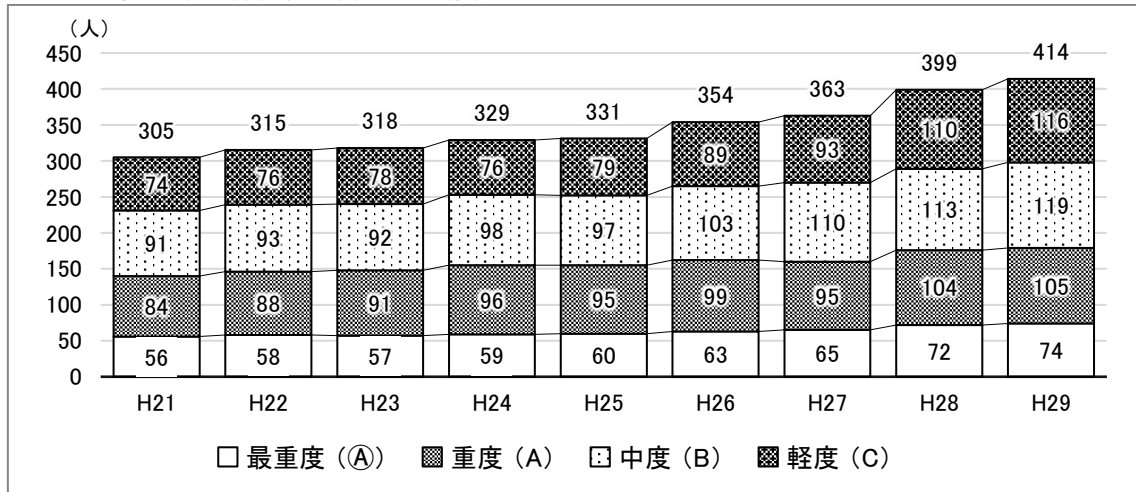


図 2-18 身体障がい者手帳所持者数（障がい種別）の推移



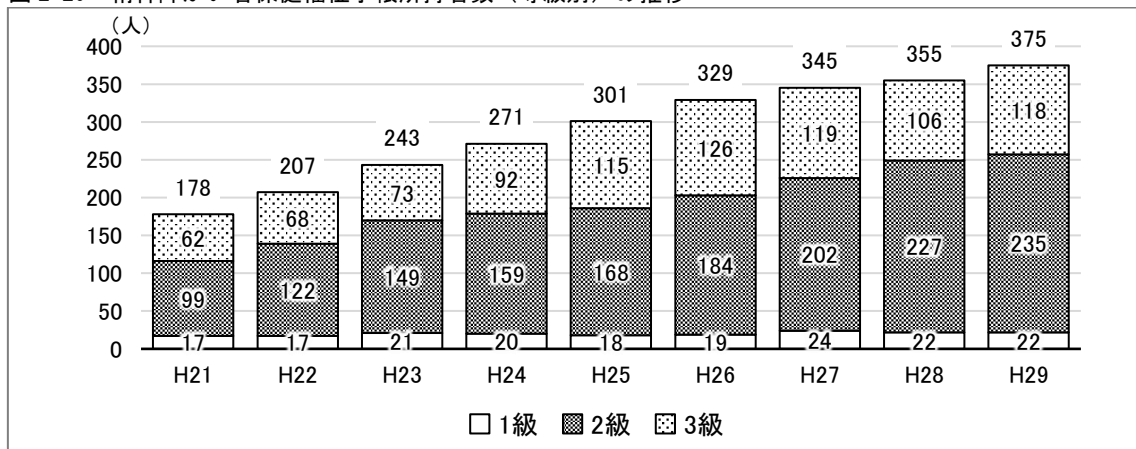
資料：統計ひだか ※各年度末現在

図 2-19 療育手帳所持者数（等級別）の推移

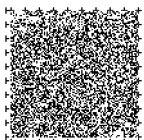


資料：統計ひだか ※各年度末現在

図 2-20 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：統計ひだか ※各年度末現在

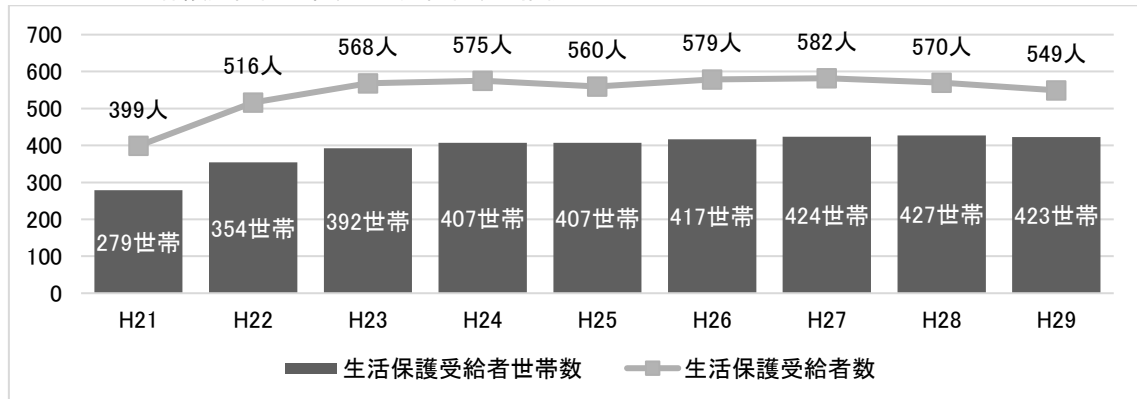


(4) 生活保護受給者世帯数及び受給者数

生活保護受給者世帯数は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 2 年間で約 110 世帯増加していますが、近年は横ばいの状況です。

受給者数については、平成 21 年度から平成 23 年度までの 2 年間で約 170 人増加していますが、近年は減少傾向（微減）となっています。

図 2-21 生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移



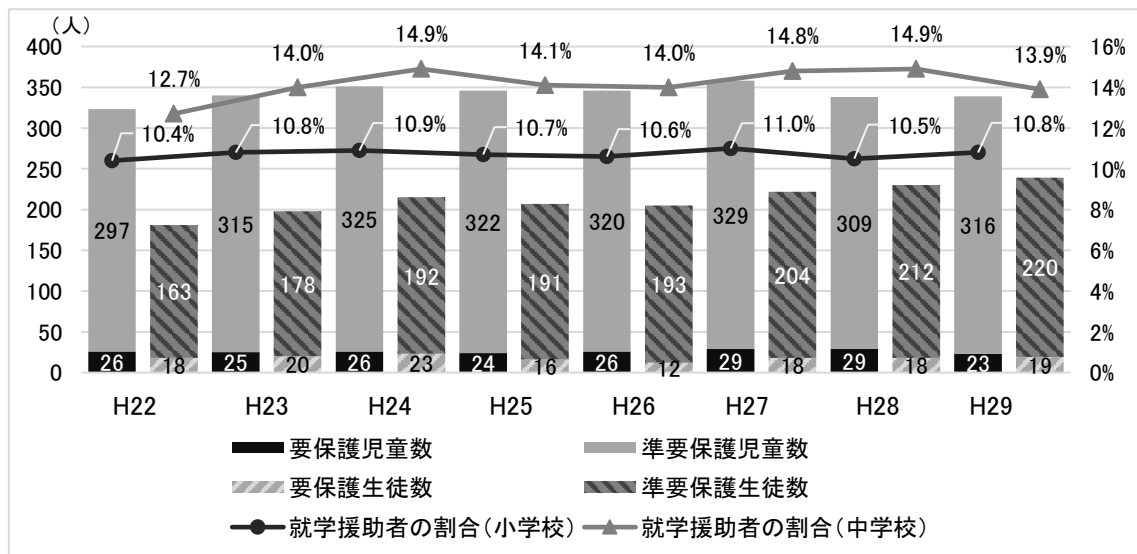
資料：統計ひだか ※各年度末現在

(5) 要保護及び準要保護児童生徒数と就学援助者の割合

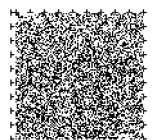
経済的理由により就学困難なため、就学援助を受けている児童及び生徒の割合は、児童では 11%前後、生徒では 14%前後で推移しています。

平成 27 年度の埼玉県の子供生徒を合わせた就学援助者の割合は 13.26%で、日高市は 12.20%であるため、県より若干低くなっています。

図 2-22 要保護及び準要保護児童生徒数と就学援助者の割合の推移



資料：学校教育課 ※各年度末現在



(6) 自殺者の状況

自殺者数は、女性より男性が多く、近年では10人前後で推移しています。自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）を見ると、日高市は年ごとに増減が多いものの、全体的な流れとしては、国や県と同様に減少の傾向が見受けられます。原因・動機の割合は、「健康問題」が59.2%と高く、次いで「家庭問題」の順となっています。その他市における自殺の特徴等の詳細については、「日高市自殺対策計画」を参照ください。

図 2-23 自殺者数の推移

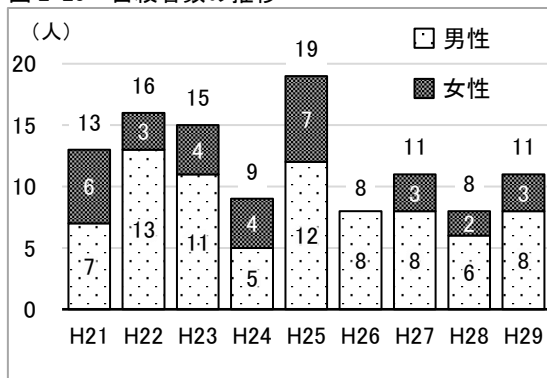
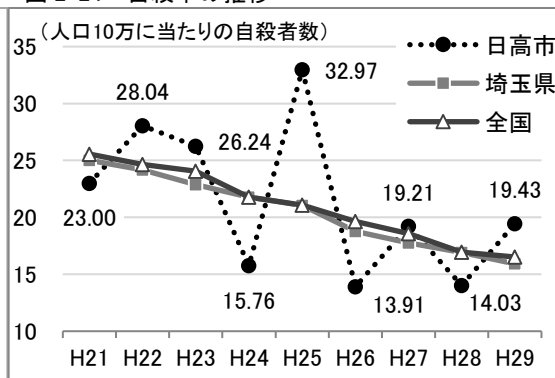


図 2-24 自殺率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
※自殺者数・自殺率は、自殺日・住居地（各年）

3. 社会福祉に関する歳出の状況

社会福祉の充実を図るための施策に要する経費である民生費の決算状況は、平成 29 年度では、7,396,759 千円で、歳出総額の 40.8%を占めています。近年、民生費及び歳出総額に占める民生費の割合が増加しており、平成 28 年度決算から民生費は、70 億円を超え、平成 29 年度決算では、歳出総額に占める民生費の割合は 4 割を超えました。

目的別に見ると、最も大きな割合を占めているのは、児童福祉費で、平成 22 年度に 20 億円を超え、近年も増加傾向にあります。また、社会福祉費も平成 26 年度に 20 億円を超え、これらが全体の約 7 割を占めています。

性質別にみると、扶助費が 5～6 割を占め、最も高くなっています。扶助費は平成 22 年度に大きく増加し、30 億円を超え、平成 26 年度には 40 億円を超えるなど、近年も増加傾向にあります。

一方で、平成 23 年度以降は、繰出金が増加しているため、義務的経費の割合（人件費・扶助費の割合）は、平成 22 年度の 72.4%をピークに、低下しています。

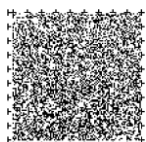
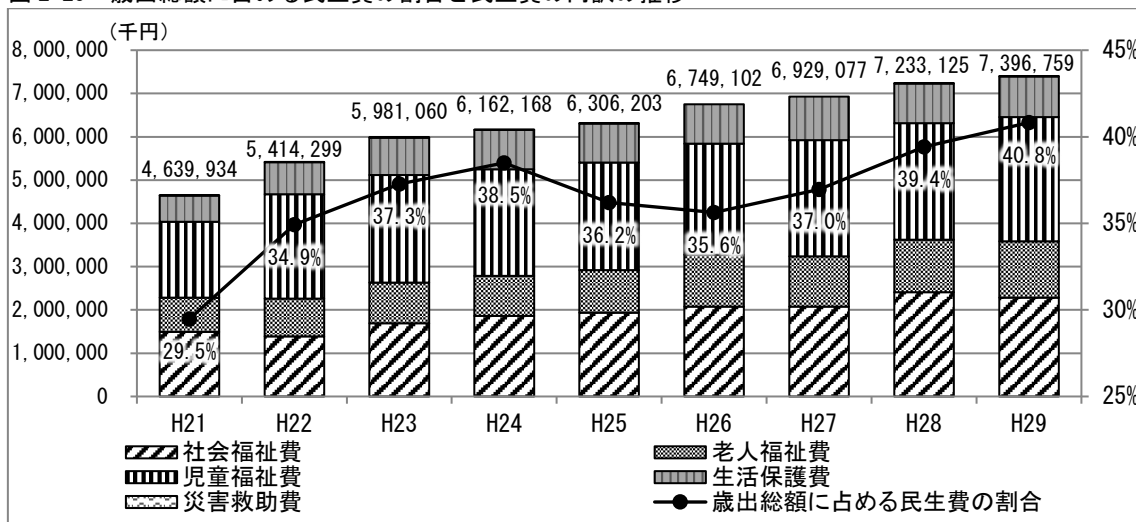
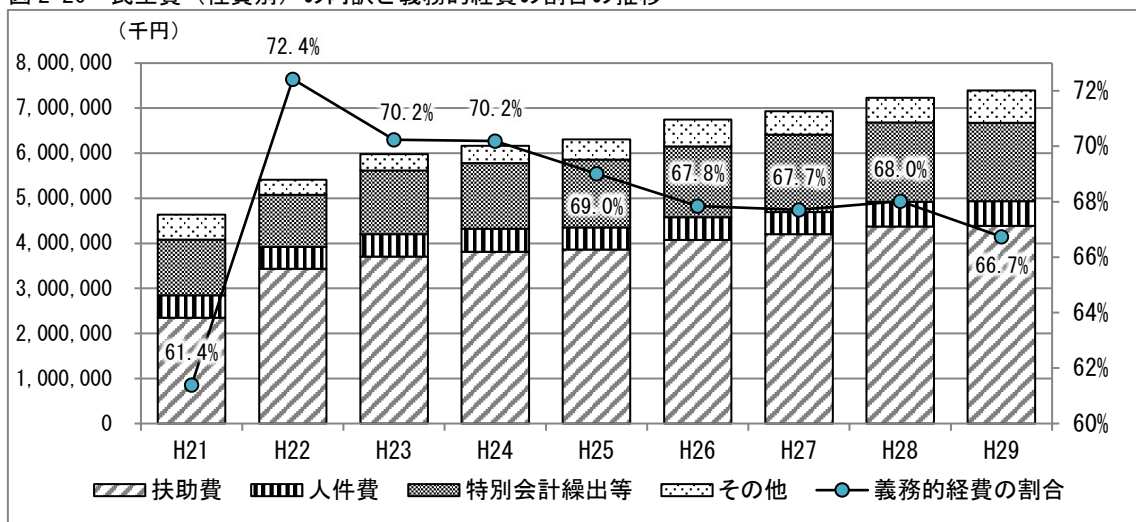


図 2-25 歳出総額に占める民生費の割合と民生費の内訳の推移



※数値等は、地方財政状況調査（決算統計）のものを使用しています。 資料：財政課（各年度）

図 2-26 民生費（性質別）の内訳と義務的経費の割合の推移



※数値等は、地方財政状況調査（決算統計）のものを使用しています。 資料：財政課（各年度）

4. 地域の活動の状況

(1) 民生委員・児童委員の相談支援活動件数

民生委員・児童委員の相談支援活動件数は、近年減少傾向にあります。平成 27 年度から生活困窮者自立相談支援センターが業務を開始するなど、市民が福祉に関する困りごとについて相談する場が増えてきたことも、相談支援活動件数の減少に関連していることが予想されます。

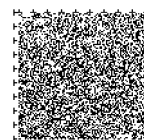


表 2-2 民生委員・児童委員の相談支援活動件数

(件)

	H25	H26	H27	H28	H29
高齢者に関すること	1,141	867	928	704	638
障がい者に関すること	125	63	49	60	41
子どもに関すること	249	134	170	138	77
その他	422	462	483	482	403
合計	1,937	1,526	1,630	1,384	1,159

資料：生活福祉課（各年度）

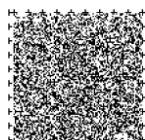
参考

表 2-3 その他福祉に関する相談の件数

(件)

	H25	H26	H27	H28	H29
人権相談件数	16	7	8	12	10
行政相談件数	9	7	13	22	18
法律相談件数	206	186	194	193	200
消費生活相談件数	189	209	235	221	266
生活困窮者相談支援件数	-	-	274	790	559
障がい者相談件数	241	432	483	562	449
家庭児童相談室相談件数	924	801	783	935	715
DV相談件数	33	32	39	29	28
母子保健相談件数	-	-	-	273	698
こころの健康相談件数	2,255	1,479	1,978	2,159	1,819
健康相談件数	1,475	1,465	1,274	1,177	1,320
教育相談件数	78	118	213	499	544
高齢者虐待相談件数	10	14	13	13	17
地域包括支援センター相談件数	3,652	4,490	4,286	4,941	5,757
無料法律相談（社協）	40	39	34	27	30
心配ごと相談（社協）	35	30	28	23	26

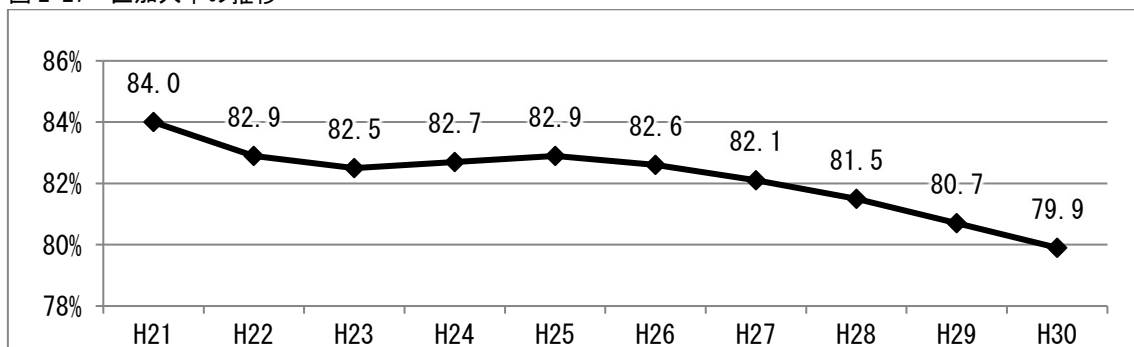
資料：総務課・産業振興課・生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・保健相談センター・長寿いきがい課・学校教育課・社会福祉協議会（各年度）



(2) 区加入率

区加入率は、この10年でみると、減少傾向にあります。平成24年から25年に若干増加したものの、平成30年には8割を下回り79.9%となっています。

図 2-27 区加入率の推移



資料：総務課 ※各年4月1日現在

(3) ボランティア活動

ボランティア・ボランティア団体の登録数は市及び市社会福祉協議会ともに増加傾向にあります。特に市社会福祉協議会のボランティア登録団体数は、平成29年度には、前年度比で13団体増の70団体となっています。

表 2-3 市のボランティア団体登録数

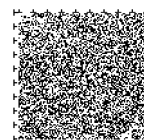
日高市	H25	H26	H27	H28	H29
ボランティア団体登録数	40 団体	47 団体	49 団体	51 団体	51 団体

資料：総務課 ※各年度末現在

表 2-4 市社会福祉協議会のボランティア登録団体数・登録者数

市社会福祉協議会	H25	H26	H27	H28	H29
ボランティア登録団体数	44 団体	56 団体	56 団体	57 団体	70 団体
ボランティア登録者数	1,063 人	1,191 人	1,191 人	1,209 人	1,286 人

資料：社会福祉協議会 ※各年度末現在



2. 市民意識調査・市民ワークショップ・地域懇談会から見る現状

本計画の策定に当たり、地域を取り巻く環境や地域福祉に対する意見等を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的として、「市民意識調査」、「市民ワークショップ」及び学校区ごとの「地域懇談会」を実施しました。

1. 市民意識調査から見る現状

(1) 調査の概要

- 調査対象：市内在住の18歳以上の人1,500名（無作為抽出）
- 調査期間：平成29年9月1日～9月19日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

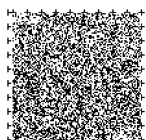
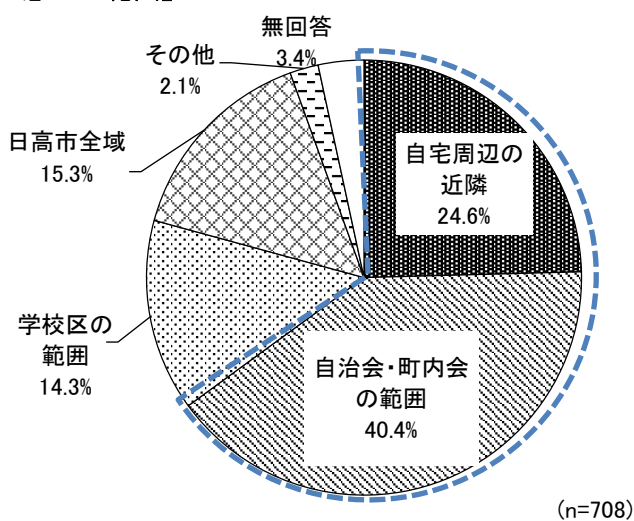
配布数	回収数	回収率
1,500票	708票	47.2%

(2) 調査内容のまとめ

地域について

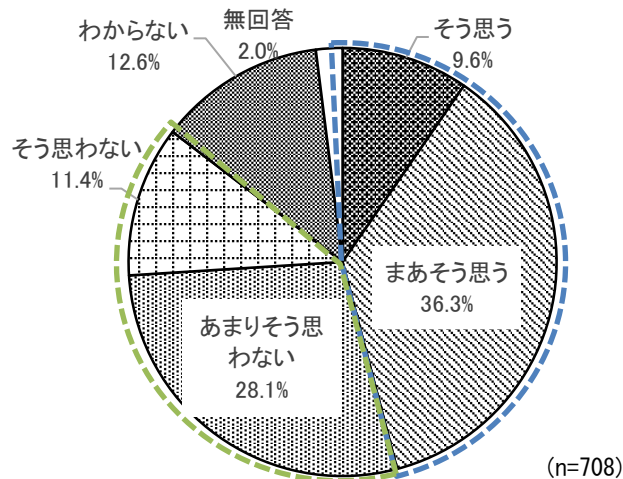
「自分の地域」と感じる範囲は、「自宅周辺の近隣」から「自治会・町内会の範囲」で6割を超えており、自分の地域と感じる範囲については、自治会・町内会の範囲位までの人が多くなっています。

【「自分の地域」と感じる範囲】



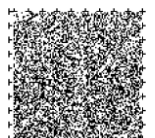
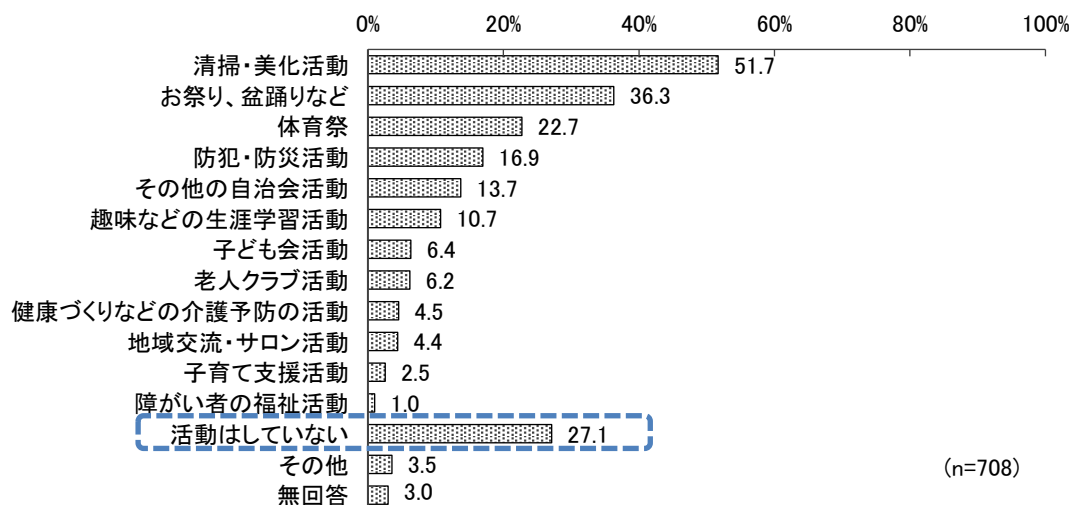
自分の地域の住みやすさは「住みやすい」と「まあ住みやすい」の合計が6割を超えています。地域や周辺の環境については、「あいさつや世間話を交わすなど近隣関係が良好だ」が「そう思う」+「まあそう思う」で7割以上となっています。一方で、「困ったときにはみんなで助け合う雰囲気がある」では、「そう思う」+「まあそう思う」が45.9%、「そう思わない」+「あまりそう思わない」が39.5%と、大きな差がない状況となっています。

【困ったときにはみんなで助け合う雰囲気がある】



地域活動や行事を活発にするために大切だと思うことは、「住民同士が困ったときに、助け合う関係を作る」が6割以上となっていますが、近所づきあいは、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」人は18%程度となっており、地域の行事や活動等への参加も、多くは、「清掃・美化活動」や「お祭り、盆踊りなど」、「体育祭」で、「活動はしていない」が2割以上います。

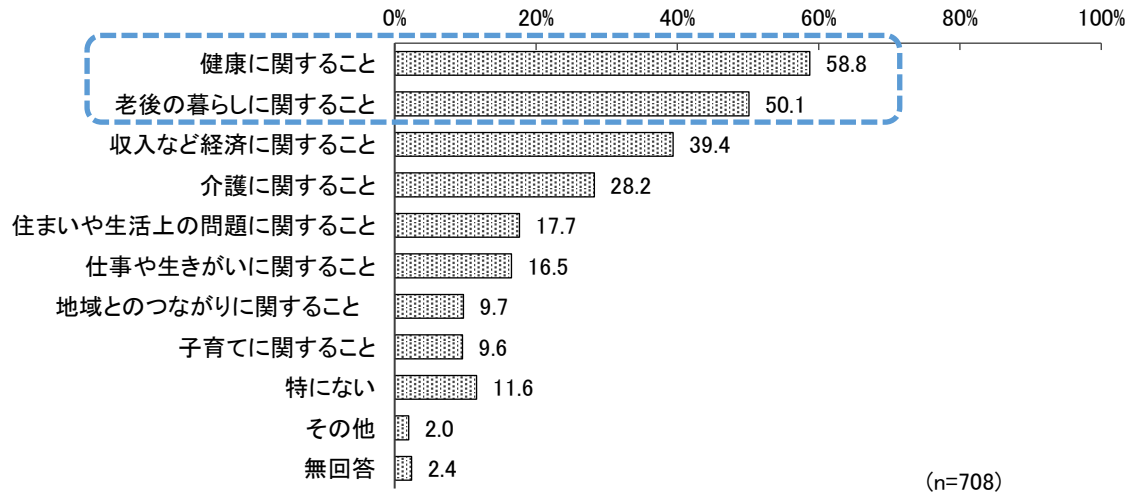
【地域の行事や活動等に参加しているか】



生活する上での課題や福祉サービスについて

日頃、半数以上の方が「健康に関すること」と「老後の暮らしに関すること」に悩みや不安を感じています。健康や福祉に関する情報で役に立っているものは、「市の広報ひだか・ホームページ」が最も多く6割以上となっています。

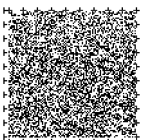
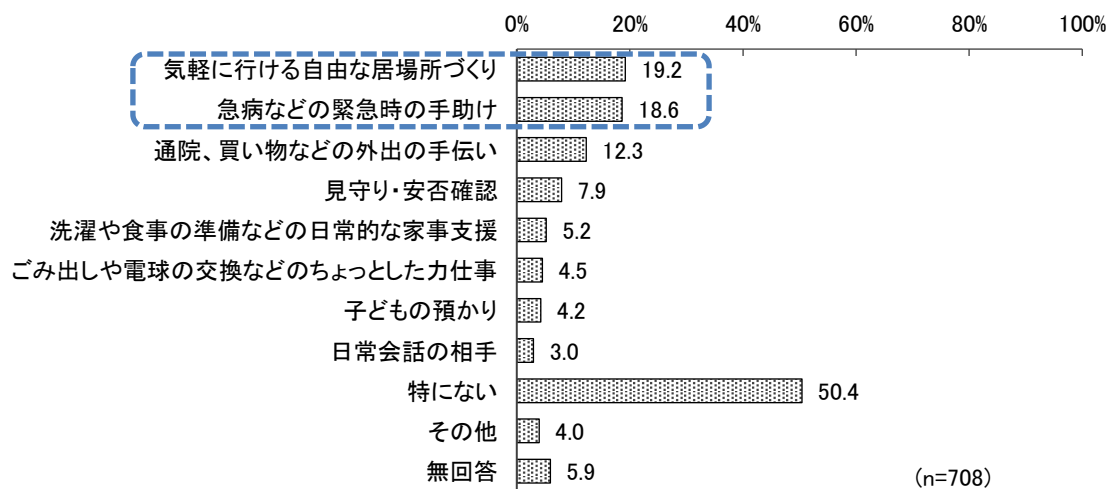
【どのようなことに悩みや不安を感じるか】



悩みや不安なことの相談先は、「家族・親戚」が約8割となっており、市の窓口や地域包括支援センターは1割以下となっています。また、「誰に相談したら良いかわからない」(4.7%)や「誰にも相談しない」(7.3%)という人もいます。

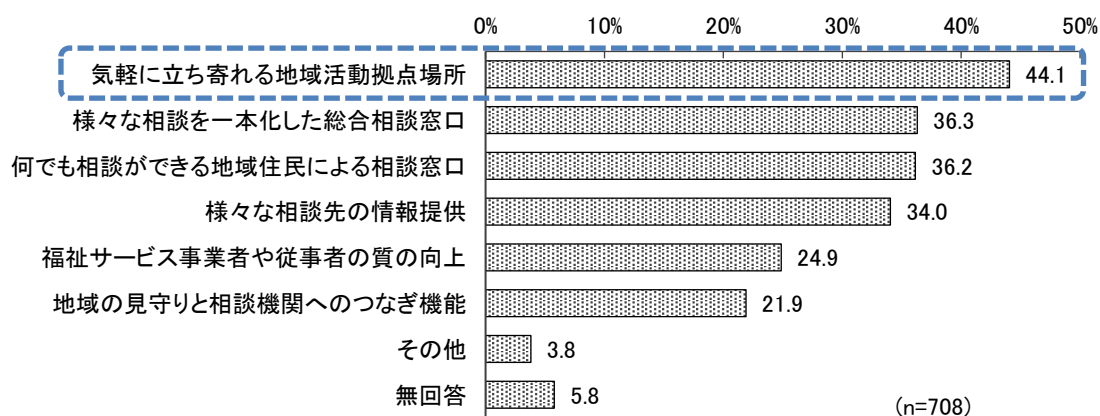
日常生活を送る上で手助けしてほしいことでは、約2割の人が「気軽に行ける自由な居場所づくり」や「急病などの緊急時の手助け」をあげています。

【日常生活を送る上で必要な手助け】



高齢者や障がい者、子育てをしている人が支援を受けるために必要だと思うことで、「気軽に立ち寄れる地域活動拠点場所」が最も多く4割以上となっています。

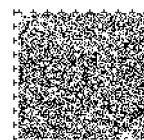
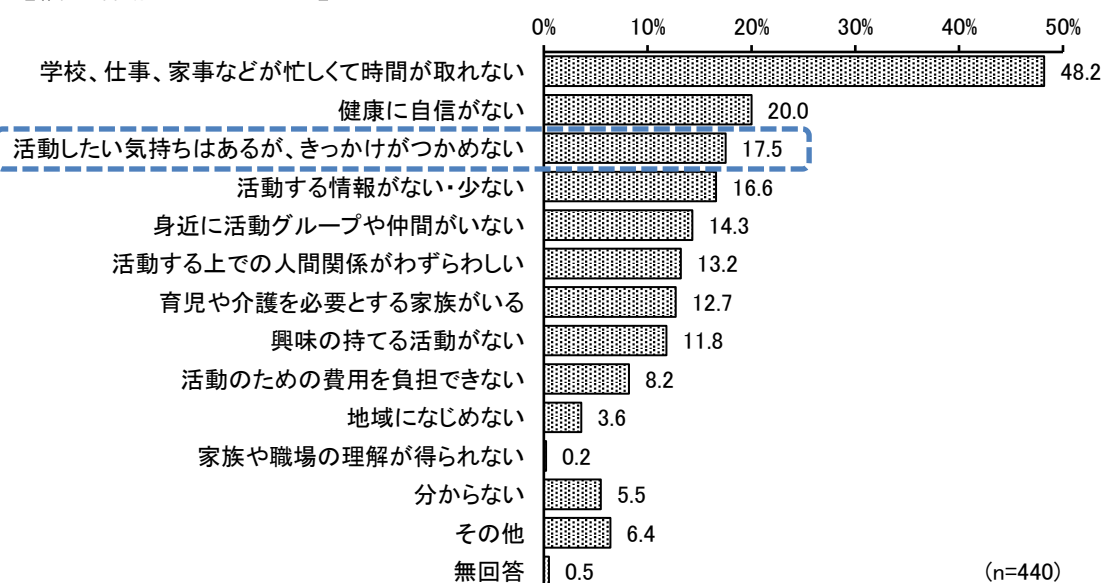
【高齢者や障がい者、子育てをしている人が支援を受けるために必要なこと】



地域福祉を進めるための取組について

福祉との関わり方は、約3割の人が福祉に関する活動を行っており、「いずれの活動もしていない」人は6割程度となっています。福祉に関する活動を始めたきっかけの半数近くは、「持ち回りの当番制となっているから」という理由になっています。一方で、地域で活動していない理由として「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」人が2割程度います。

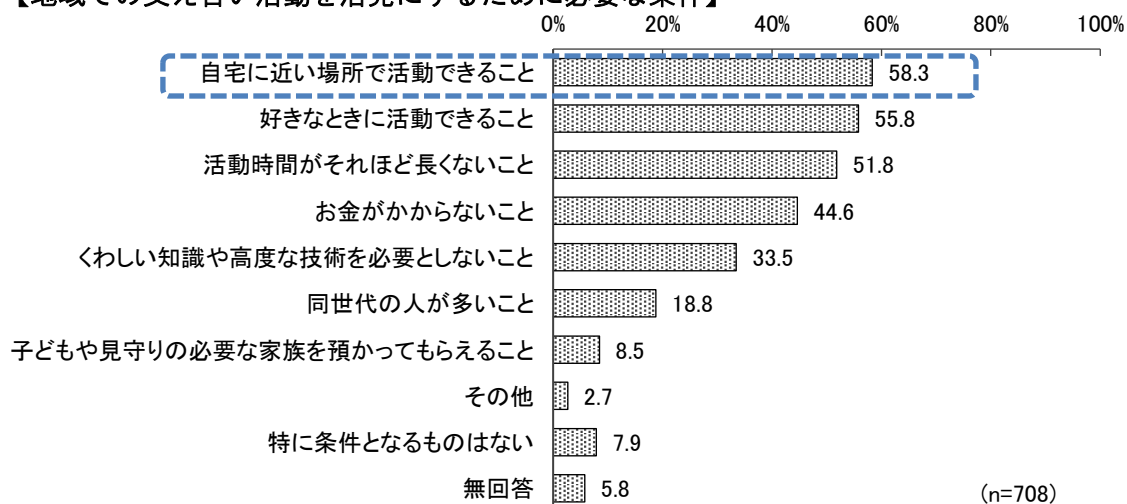
【福祉活動をしない理由】



地域住民の助け合いや支え合いのために大切なことは、「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供」が6割以上になっています。手助けできると思う地域での支え合い活動は、「見守り・安否確認」が3割以上となっています。

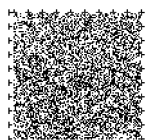
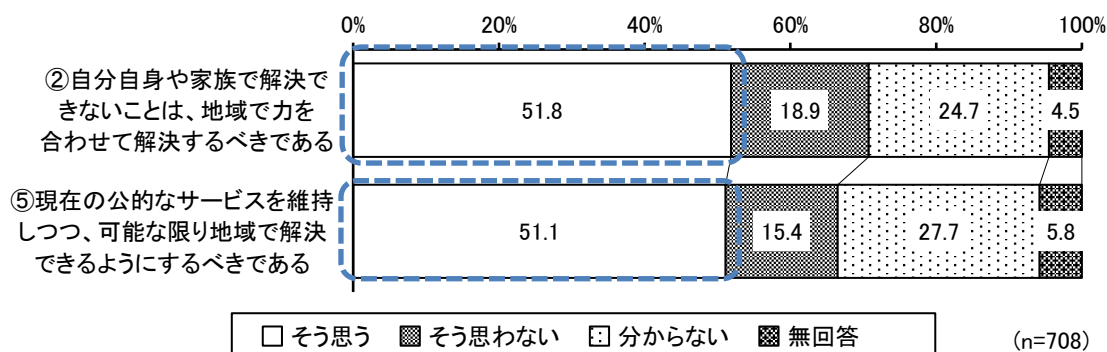
地域での支え合い活動を活発にするために必要な条件は、「自宅に近い場所で活動できること」が約6割で最も多くなっています。

【地域での支え合い活動を活発にするために必要な条件】



身の回りの福祉課題については、「まずは、自分自身や家族で解決するべきである」と考える人が9割程度となっています。福祉の課題を「地域で解決するより、更に公的なサービスにお金をかけて、公的機関が全て解決するべきである」では、「そう思う」は2割以下となっていますが、「自分自身や家族で解決できないことは、地域で力を合わせて解決するべきである」、「現在の公的なサービスを維持しつつ、可能な限り地域で解決できるようにするべきである」に「そう思う」と答えた人は5割程度と、身の回りで起こる福祉の課題を地域で解決するべきと考えている傾向が高くなっています。

【身の回りで起こる福祉の課題についてどのように思うか】



2. 市民ワークショップから見る現状

(1) 市民ワークショップの概要

開催日程

【第1回】(現状の理解)

日時：平成29年9月19日(火) 19:00~21:00 参加者数：17名

内容：ワークショップの目的と手順の説明、現状の説明等

【第2回】(良い所と悪い所の整理)

日時：平成29年10月10日(火) 19:00~21:00 参加者数：12名

内容：地域福祉の現状に対する意見と課題の抽出

【第3回】(改善案)

日時：平成29年11月16日(木) 19:00~21:00 参加者数：13名

内容：現状と課題に対する解決に向けた提案等のまとめ

【第4回】(どんな福祉のまちにしたいか)

日時：平成29年12月14日(木) 19:00~21:00 参加者数：12名

内容：現状の問題やその解決策から具体的な取組等のまとめ

【第5回】(地域福祉の目指す姿)

日時：平成30年1月18日(木) 19:00~21:00 参加者数：16名

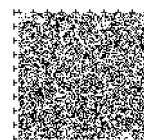
内容：前回までにまとめた取組等から理念や方向性のまとめ

対象

- 市内在住の18歳以上の人2,000名(無作為抽出)
- 案内を発送した中から、20代から60代の21名の応募があった。

方法

- 市民ワークショップは、平成29年9月から平成30年1月まで計5回開催した。
- 回ごとに、現状の把握、課題の抽出、解決に向けた提案、具体的な取組、地域福祉の目指す姿、理念の提案について、テーマを定め、ワールドカフェ形式にて意見交換を行った。
- 最終回となる第5回では、地域福祉の目指す姿について、キーワード抽出し、理念や方向性をまとめた。



(2) 市民ワークショップのまとめ

地域に暮らしているみんなが福祉のことを理解しよう

1. 情報発信・受信の強化を図る。
2. 情報の格差を少なくする。
3. ケーブルテレビ等を利用し、視覚から情報を得られるようにする。
4. インスタグラム等のSNSを情報伝達手段として拡充し、それらをPRして、利用促進を図る。

参加者の声

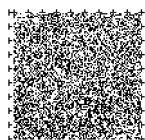
地域福祉を理解する上で、まずは情報の発信を今まで以上に行うとともに、受信側(市民等)も地域福祉に関心を持ち、情報にアクセスする等の強化を図る取組を進めることが大切である。その際に、情報格差を可能な限り少なくできるような工夫をすることも大切である。一例としてはケーブルテレビやYouTube等の動画による情報発信を行い、視覚から情報を得られる取組も必要だと考える。また、インスタグラム等のSNSによる情報発信手段にも力を入れ、地域福祉に触れる機会や情報拡散も必要である。そのためには情報入手方法についてもPRを行い、受信側(市民等)の利用を増やす方策も講じることが大切である。

地域に暮らしているみんなが福祉活動に取り組もう

1. 地域福祉活動のきっかけは身近な所にある。
2. 自己紹介(自分から歩み寄り)で相手との距離を縮める。
3. 出会える機会を増やす。
4. 気軽に始められる、参加できる機会を増やす。
5. 受け入れ側の間口を広くする意識が必要である。

参加者の声

地域福祉活動に取り組むにはまずは体験、経験してみることが大切である。その中で新しい出会いや発見があり資源の発掘につながる。そのためには身近にあって、気軽に参加できる環境づくりやイベント、ボランティア等のきっかけとなる取組ができると良い。参加する側は自ら歩み寄り、相手との距離を縮める意識を持ち、受け入れ側は間口を広く敷居を低くする意識が大切である。



地域の特性を生かしみんなのつながりを広げよう

1. 男性の参加を進める。
2. 楽しいと思える取組を行う。
3. 記憶に残る取組を行うことで次につながる。

参加者の声

つながりを広げるためには男性の参加率を高めることが鍵だと思われる。参加を促すよう男性が得意とする、また興味の湧くようなイベントの開催等が考えられる。そのために参加して楽しいと思える、みんなの記憶に残る取組にしていくことが重要である。

また、つながりを広げるきっかけとしてあいさつや声かけ活動を進め、地域のコミュニケーションを図れるようになっていくと良い。

利用する人を含めみんなで地域福祉サービスを高めよう

いざという時のために地域で備えておこう

1. どのような地域福祉サービスがあるかを知る。
2. お互い様の気持ち大切に大切である。
3. 感謝を伝える。

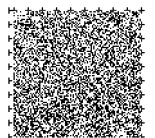
参加者の声

地域で一緒になってサービスを高めることと有事に備えることに、共通項が多い。そのため「サービスを高める」と「備え」の二つのテーマをワンセットとして考えた。

まずは地域福祉サービスを知ること。情報格差を少なくできるような工夫が必要である。提供する側も多くの手法や場面で情報を拡散していくことが必要である。

また、支える側、支えられる側の一方的な立場ではなく「持ちつ持たれつ」「お互い様」の関係や感謝の気持ちを地域に築いていくことが大切である。

いざという時のために普段から近所を把握しておくことが必要である。そのためにはあいさつや地域の祭り、イベント等世代を超えたつながる取組を行い、関わりを作っておくことが大切である。



3. 地域懇談会から見る現状

(1) 地域懇談会の概要

開催日程（開催時間：19：00～21：00）

学校区名	会場名	開催日	参加者
武蔵台学校区	武蔵台公民館	平成 30 年 1 月 16 日 (火)	17 人 (民生委員 12 人、自治会 1 人、一般 4 人)
高麗川学校区	高麗川公民館	平成 30 年 1 月 17 日 (水)	14 人 (民生委員 7 人、自治会 7 人)
高麗学校区	高麗公民館	平成 30 年 1 月 19 日 (金)	6 人 (民生委員 5 人、一般 1 人)
高根学校区	高麗川南公民館	平成 30 年 1 月 23 日 (火)	10 人 (民生委員 7 人、自治会 3 人)
高萩学校区	高萩公民館	平成 30 年 1 月 24 日 (水)	13 人 (民生委員 6 人、自治会 4 人、一般 3 人)
高萩北学校区	高萩北公民館	平成 30 年 1 月 25 日 (木)	12 人 (民生委員 9 人、自治会 2 人、一般 1 人)

対象

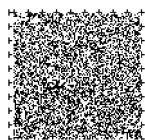
- 地域住民の人で関心のある人
- 関係者（区長・自治会長、民生委員、地域ボランティア、当事者団体の人等）

方法

- 市から地域福祉計画等に関する基本的な考え方について説明を実施した。
- その後、参加者を 6～8 人程度のグループに分けて、グループ検討を実施した。討議のテーマ（前半：地域の課題について、後半：課題解決に向けた取組・提案）
- グループごとに検討、協議した内容を全体で報告し、共有した。

備考

- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定を一体的に進める観点から、市と社会福祉協議会共催により実施した。



(2) 地域懇談会のまとめ

各地域に共通して抽出された主な課題

- 区・自治会等のコミュニティ活動、民生委員・児童委員等の担い手がいない、役員等の後継者がなく困っている。
- 地域おたすけ隊等、地域のボランティアについても、担える人が偏っており、需要に対して供給が追いつかない状況下にある。
- 地域の高齢化に伴い、移動手段がなく外出に不便をきたしている。路線バスの廃止に伴い、市の主要な機関への外出に大きな不便を感じている。
- 若い世代や新しく転入してきた人が地域の活動に入っていない。きっかけづくりが必要と考えるが妙案がない。

各地域における主な課題

【武蔵台学校区】

- 独居の高齢者や認知症のみの高齢者世帯が増えており、外出の機会が少なくなってきた。困っているという発信ができない。
- 空き家が増えていて、防犯上、衛生上の心配がある。
- 移動や買い物に不便さを感じている。

【高麗川学校区】

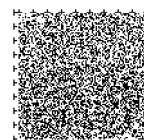
- 住民の行事への参加が少なくなってきた。
- 地域の活動に関心が薄い住民が多い。
- 隣近所に誰が住んでいるのか分からない。

【高麗学校区】

- 学校の児童・生徒数が少なく、中学校の部活動の数が少ない。
- 観光地が多く、シーズンになると日常生活に支障が出る。
- 子どもが少なく活気がない。

【高根学校区】

- 地域の住民や活動に関心が薄い人が多く、つながりが弱くなってきている。
- 地域の活動が衰退している。
- 共働き世帯が多く、働く世代の地域活動への参加が少ない。



【高萩学校区】

- 買い物や通院のための交通が不便である。
- 地域ボランティアの高齢化や担い手不足により縮小せざるを得ない状況にある。
- 若い世代の地域に対する関心が薄い。

【高萩北学校区】

- バス路線の廃止や免許返納で移動手段がない。タクシーがつかまりにくい。
- 畑とその周りの住民との共存をする必要がある。
- 家族構成が多様化している。



▲市民ワークショップ



▲市民ワークショップ

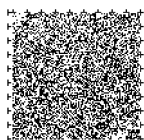


▲地域懇談会



▲地域懇談会

※ 本計画策定に向けた「市民意識調査」「市民ワークショップ」「地域懇談会」の詳細については、「平成 29 年度第 3 次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」（平成 30 年 3 月）をご覧ください。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第2次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画では、第5次日高市総合計画の将来都市像「笑顔と元気を ^{あした}未来へつなぐ 緑きらめくまち 日高」の実現に向けて「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにする」を地域福祉計画の基本理念に掲げて、福祉施策を展開してきました。

平成30年4月に、社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定に当たって、

- ① 多様化する福祉関連計画の上位計画としての位置付けを明確にすること。
- ② 市町村における包括的支援体制を整備すること。
- ③ 高齢者や障がい者、児童その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を追加すること。

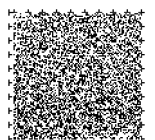
等が付け加えられました。

こうした法改正や福祉を取り巻く状況の変化を受けて、より一層、地域の中でつながりながら支え合う地域社会の実現を目指して、次のような新たな基本理念を設定します。

支え合いで、共に生き、 誰もがつながる地域づくり

基本理念については、平成29年度に実施した市民ワークショップや地域懇談会で話し合われた地域福祉の目指す姿について、参加者の多くから「つながり」という共通したキーワードが出されました。「つながり」は、住民同士、住民と関係者と行政、行政同士など、様々な意味で解釈することができます。

「支え手」「受け手」に分かれることなく、誰もがお互いを支え合うことで人と人がつながり、「地域共生社会」の実現を目指すことを基本理念とし、計画を展開していきます。



2. 基本方針（基本目標）

本計画では、基本理念である「支え合いで、共に生き、誰もがつながる地域づくり」を実現していくため、次の4つの基本方針（基本目標）に基づき、具体的な施策の展開を図ります。

1. 基盤づくり（包括的な支援体制の基盤づくり）

日高市では、今後、医療や介護の必要性が高い後期高齢者（75歳以上の高齢者）の増加が予想されています。

また、障がい者、児童、生活困窮者等に関する公的福祉サービスは、徐々に充実してきていますが、それぞれの福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な「世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース」、「制度の狭間にあるケース」等への対応が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国では社会福祉法を一部改正し、福祉部局が相互に連携した地域福祉の推進を理念として規定しました。日高市では、こうした連携を「我が事・丸ごと」として位置付け、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、関係機関と連携しながら解決を図るなどの包括的な支援体制の基盤を作ることを目標に掲げます。

そこで、住民に身近な圏域で地域課題を包括的に受け止める体制や多機関協働による包括的な相談支援体制の構築に向け、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、相談支援包括化推進員、相談員等の配置や資質向上、虐待等の防止強化や権利擁護事業の充実等を進めていきます。

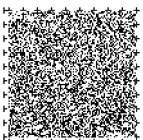
2. 地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの地域づくり）

地域のつながりが希薄になっている中で、孤立する市民の増加が懸念されます。

誰もが、孤立することなく、お互いを尊重し合い、多様性を認め合い、共に支え合いながら、暮らしていける地域共生社会の実現を目指します。

地域社会の中で支援が必要な高齢者、障がい者、児童等を見守りながら、地域で支え合う活動の場や拠点づくりを促進していくことを目標に掲げます。

そこで、地域福祉の場・拠点づくり、地域での支え合い活動や多様な世代が交流でき



るサロン等を通じた住民相互による支え合い・見守り体制の拡充、社会的な孤立や社会的弱者等の対策の充実、大規模な災害が起きた際の要支援者に対する地域の支援体制の構築等を進めていきます。

3. 担い手づくり（地域福祉を支える担い手づくり）

今後、増加する元気な高齢者であるアクティブシニアの今までの経験を生かし、地域福祉活動の担い手として活動していただくことが期待されます。

充実した地域社会を築き上げていくためには、地域社会を支える担い手が重要かつ不可欠となるため、担い手づくりを目標に掲げます。

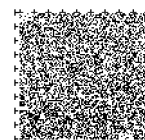
そこで、あらゆる世代に対して地域福祉活動やボランティア活動への参加機会の増加、福祉学習機会の提供、地域社会の中で活動するNPO、ボランティア団体、自治会等への支援の拡充、介護・保育人材の確保等の推進、社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動と連携する取組等を進めていきます。

4. 環境づくり（地域で安心して暮らせるための環境づくり）

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるためには、福祉サービス等を適切に利用できる環境を整える必要があります。

また、建築物や交通機関のバリアフリー化のみならず、様々な立場の人への理解を深め、情報や心のバリアフリー化も進めていき、地域で安心して暮らせるための環境づくりを目標に掲げます。

そこで、複合的な問題を抱えている人への自立に向けた継続的な支援や貧困の連鎖を断ち切るための学習支援の充実、福祉サービスの苦情解決体制の強化、様々な状況にある全ての人に優しいまちとなるための取組等を進めていきます。



3. 計画策定のポイント

基本理念を実現させる3つの「つくる」

ポイント1

誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳を持って活躍できる場づくり

- 地域福祉の担い手育成・支援
- アクティブシニアの社会参加促進
- 地域での居場所づくり支援

今後、75歳以上の高齢者が増加し、65歳から74歳までの高齢者が減少し、また一人暮らしの高齢者が増えることが想定されます。地域での居場所づくり、それを支える担い手等も必要となります。

元気な高齢者が生きがいを持って活躍できるよう、地域で社会参加しやすい環境を整え、地域おたすけ隊やサロン等、市民活動やボランティア活動の機会を充実させ、誰もが気軽に立ち寄れる居場所を増やす支援を行うことで「場づくり」の実現を図ります。

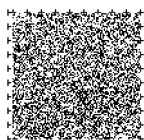
ポイント2

「他人事」ではなく「我が事」として考える地域づくり

- 地域福祉意識の普及啓発促進
- 地域における見守り体制の強化
- 地域支え合い体制の構築

核家族化や少子高齢化が進み、地域のつながりの希薄化が進む中で、福祉サービスの量が増え、ニーズも多様化・複雑化しており、公的なサービスだけでは十分に対応しきれない状況にあります。

地域福祉意識の醸成に必要な広報啓発や福祉教育、仲間づくりや地域での交流促進、住民相互の見守り体制の強化、地域における課題解決に向けた共助の拠点づくりの体制を構築することで「地域づくり」の実現を図ります。



ポイント3

人と人、そして組織をつなぐ包括的な支援体制づくり

- 地域支え合い体制の構築【再掲】
- 市・社会福祉協議会の相談体制強化
- 関係機関相互の連携強化

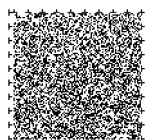
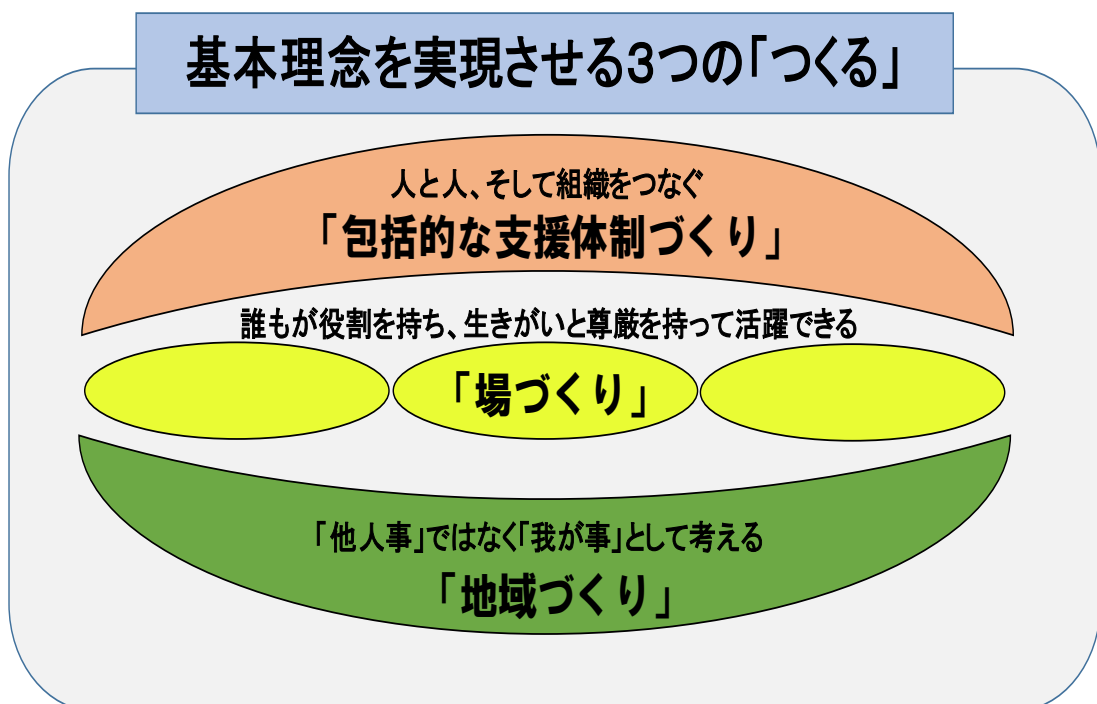
高齢者の親と無職でひきこもり状態の子どもが同居している世帯等、複合した課題や既存の福祉サービスに当てはまらない制度の狭間問題が増えています。

こうした問題に対応するため、住民に身近な圏域においては、地域における課題解決に向けた共助の拠点づくりの体制を構築します。

また、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化を図るとともに、関係機関相互についても連携強化を図ります。

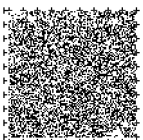
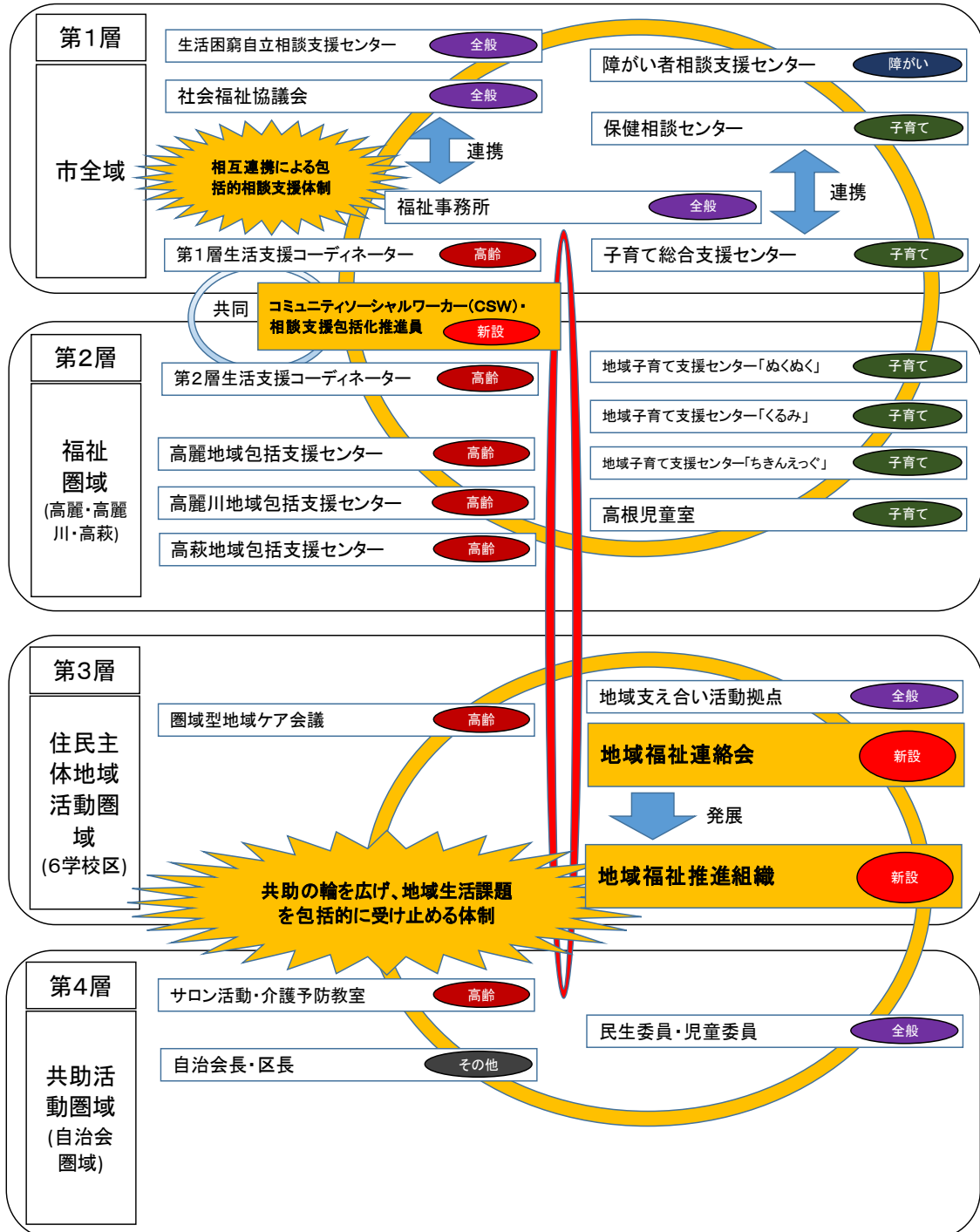
これらのことにより「包括的な支援体制づくり」の実現を図ります。

基本理念を実現させる3つの「つくる」



4. 圏域の設定

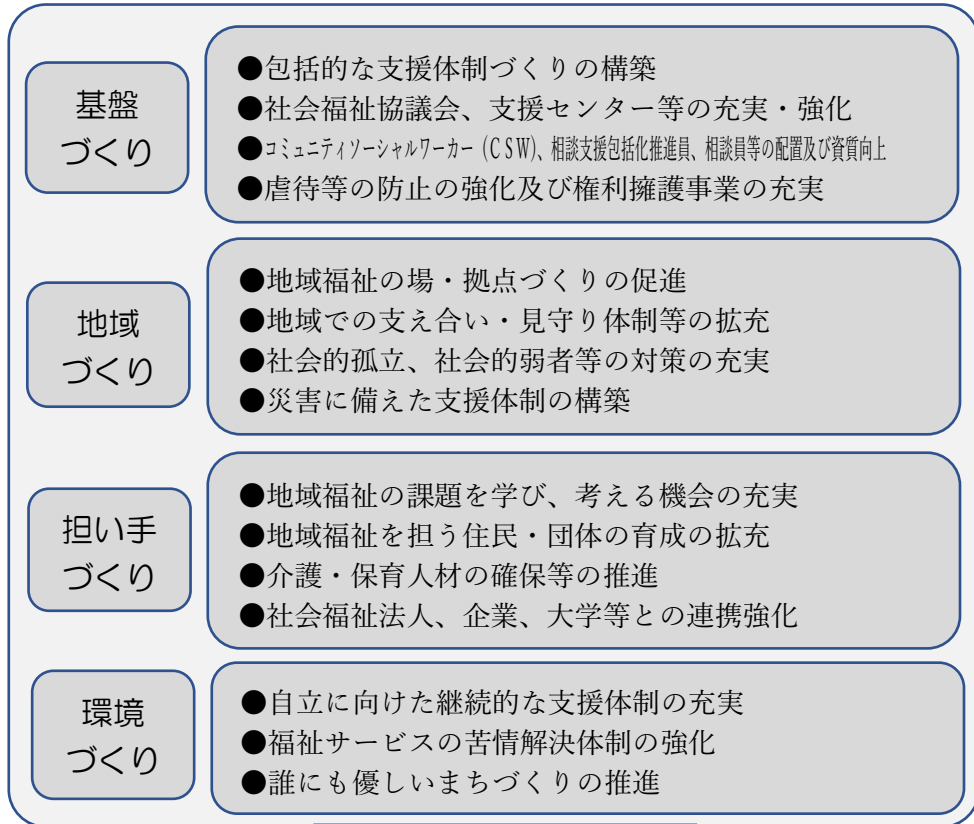
本計画では、4層の重層的な圏域を想定し、相互に連携を取りながら、施策展開を図っていきます。



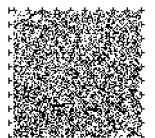
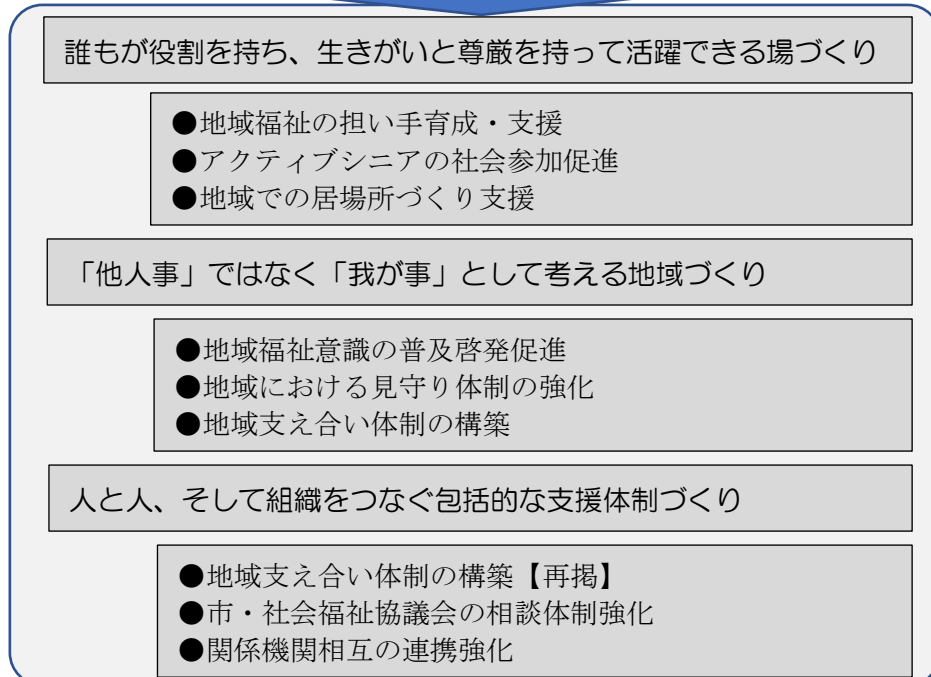
5. 施策の体系

【基本理念】 【基本方針（基本目標）・施策展開】

支え合いで、共に生き、誰もががっつながる地域づくり



【重点的な取組】



【コラム2】「社会福祉協議会とは？」



社会福祉協議会は、社会福祉のことを専門に行う、民間の福祉団体のことで、略して「社協」と呼ばれています。「社会福祉法（昭和 26 法律第 45 号）」の中で、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられており、地域福祉に関係する人と組織で構成することが定められています。

会員制の組織で、地域の方は「一般会員」、福祉に関する施設や団体の法人は「賛助会員」、協議会の福祉活動に賛同し、財政的支援を行う「特別会員」からなります。

《日高市社会福祉協議会の役割》

「つながりをチカラに そしてタカラに」を合言葉に、地域をつなぐを支え合いの原動力に、そしてつながりをまちの文化（財産）にしていくことを使命として、地域住民や関係機関との連携、協働による地域福祉の中核的な推進役としての役割を果たすため、様々な地域福祉活動の推進を図っています。

社会福祉協議会の行う事業は行政ではできない民間性を持ったサービスであったり、行政から「委託」という形で事業を行ったりしています。

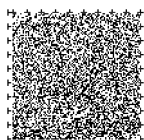
《社会福祉協議会の財源》

財源は、主に「会費」、「寄附金」、「受託金」、「補助金」、「共同募金配分金」、「事業からの収入」の6つから構成されています。

- 会費：会費は地域に必要な福祉サービス等を具体化し、事業として進めていくための貴重な財源となっています。
- 寄附金：寄附の一部は、様々な事業を通じて、地域福祉事業や在宅福祉事業を推進しています。
- 受託金：社会福祉協議会は、福祉に関する県社会福祉協議会や市からの委託事業を受け、その事業にかかる経費を受託金としています。
- 補助金：職員の人件費等について、行政からの補助を受けています。
- 共同募金配分金：「赤い羽根共同募金運動」で市民の皆さんからご協力いただいた募金から翌年度に配分金を受け取ります。
- 事業からの収入：自立支援給付費収入、福祉サービス利用料金収入、居宅介護報酬収入等の事業収入を財源としています。

《日高市社会福祉協議会の活動》

日高市社会福祉協議会では、地域の人と一緒に協力し合いながら、市民の皆さんが地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」に取り組んでいます。



第4章 地域共生社会の実現に向けた重点的な取組

《重点取組1》 誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳を持って活躍できる場づくり

1. 現状

- 超高齢社会の中で健康長寿で豊かな人生を過ごすためには誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳を持って活躍できることが大切です。
- 高齢者、障がい者及び児童等、全ての人が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 市民意識調査によると、身の回りの福祉課題については、「まずは、自分自身や家族で解決すべきである」と考える人が9割程度あり、高い自助意識があることから、できるだけ自助の力を維持し、継続できるような支援が必要です。
- そのためには、健康づくりや介護予防、住民相互のコミュニケーションを図るための地域での居場所づくり、その取組を進める人材育成、必要な情報提供等について強化する必要があります。

2. 主な取組

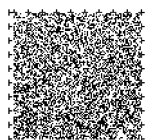
(1) 地域福祉の担い手育成・支援

できるだけ健康長寿を目指せるよう、運動普及推進員や食生活改善推進員のほか、くりくりサポーター、認知症サポーター、健康長寿サポーター、サロン活動の協力ボランティア、傾聴ボランティア等、健康づくりや住民相互のコミュニケーションを進める担い手の育成・支援を進めます。

その中でも、地域支え合い事業「地域おたすけ隊」については、特に市民ニーズが高いため、協力会員の拡大を図ります。

また、地域福祉活動やボランティア活動への担い手を養成するための研修機会やボランティア体験学習機会の提供を図ります。

更に、地域福祉に関する情報を広く拡散することで、地域福祉活動参加へのきっかけにつながるよう、多様な手段による情報発信を行います。





▲くりくり元気体操の様子



▲地域おたすけ隊の活動の様子

(2) アクティブシニアの社会参加促進

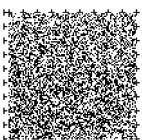
地域共生社会の実現のためには、あらゆる層の参加や協力が必要となりますが、特に経験豊富なアクティブシニア層の参加を強化します。

市民意識調査では、「地域の活動に参加したい気持ちがあるが、きっかけがつかめない」と回答した割合が2割程度であることを受け、社会福祉協議会において、インターネット上にボランティア情報を掲載・提供する「日高ボランティアネット」を活用し、シニア層が関心を寄せるコンテンツの充実を図ることで、アクティブシニア層のメール会員の拡大を図ります。

また、多くのシニア層に社会参加活動への関心を持っていただく機会として、アクティブシニアの地域デビューや地域福祉活動の啓発をテーマとした講演会等を開催します。



▲日高ボランティアネットのページ画面



(3) 地域での居場所づくり支援

高齢者や障がい者、子育てをしている人が身近な地域で気軽に集まり、交流できる地域の居場所づくりを強化します。

このような居場所への参加を通じて、住民相互のコミュニケーションが円滑となり、日常の見守り、いざという時の支え合い等の関係づくりにつながります。

また、参加者の主体性を大切にするサロン活動は、これまで「支えられる側」であった人にとって、「支える側」にも変化できる機会の一つとして、重要な役割を担っています。

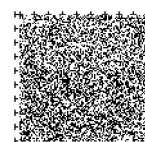
区や自治会の公会堂等を利用した高齢者サロンのほか、障がいのある人や子育て中の人の交流等を目的としたサロン活動、子どもを対象としたコミュニティ食堂等があり、これらの取組を支援することで、共助の輪を広げる機会の拡大を図ります。



▲地域食堂「ちゃぶ台」の様子



▲森戸新田「すみれサロン」の様子



3. 目標値

(1) 地域支え合い事業「地域おたすけ隊」協力会員の拡大

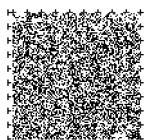
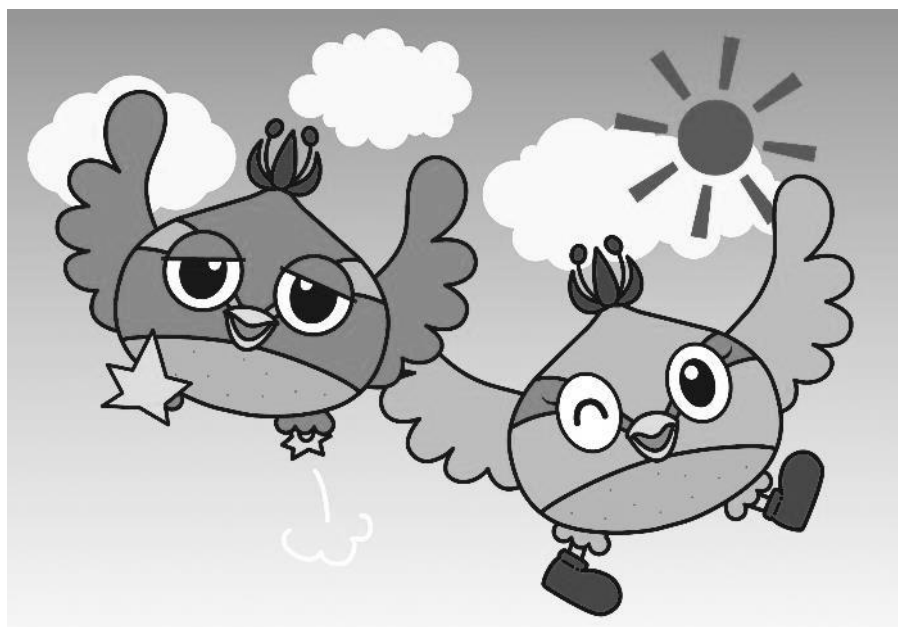
平成 29(2017)年度 141人 ⇒ 平成 35(2023)年度 200人

(2) 日高ボランティアネットのメール会員の拡大

平成 29(2017)年度 0人 ⇒ 平成 35(2023)年度 800人

(3) 地域サロン活動（社会福祉協議会の登録数）の拡大

平成 29(2017)年度 16か所 ⇒ 平成 35(2023)年度 40か所



《重点取組 2》 「他人事」ではなく「我が事」として考える地域づくり

1. 現状

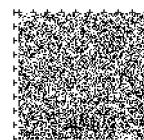
- 核家族化や少子高齢化の進展、共働き家庭の増加、働き方やライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが希薄化し、地域における関心が低下しています。
- 市においても、区（自治会）の加入率減少にも見られるように、地域のつながりが弱まっている傾向が見られますが、一方で、市民意識調査で、身の回りで起こる福祉課題を「可能な限り地域で解決できるようにすべきである」と考える市民が5割を超えています。
- 一方で、きめ細かい福祉サービスの充実や高齢化に伴うサービス量の増加等により、福祉関連経費が年々増加し、市の財政を圧迫している状況となっており、公的サービスだけでは全ての福祉課題に対応できない状況となっています。
- これらのことから、「自分の暮らす地域をより良くしたい」という地域住民の主体性に基づいて、地域の福祉課題を「他人事」ではなく「我が事」として考え、地域づくりに参加できる環境を整え、支援をしていく必要があります。
- そのためには、多様な情報伝達手段を用いて地域福祉意識を普及啓発していくことや福祉教育プログラムの充実を図ること、地域における住民相互の見守り体制を強化することが必要となります。
- また、地域における仲間づくりや交流機会を促進し、地域の課題を住民が主体的に把握して解決する共助の拠点づくりの体制（地域支え合い体制）を構築する必要があります。

2. 主な取組

(1) 地域福祉意識の普及啓発促進

地域福祉を身近に感じられるよう、市や社会福祉協議会の広報紙やホームページ等で分かりやすく伝えるとともに、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のソーシャルメディアを活用することで、より多くの世代や対象へ地域福祉に関する情報を発信し、拡散できるようにします。

また、地域福祉フォーラムやあいあいまつり等の開催を通じて、地域福祉活動やボ



ランティア活動の普及啓発を図ります。

更に、福祉教育プログラムの充実を図り、学校や職場、地域等、様々な場所や対象で実施できるメニューを開発し、その実施を支援します。また、精神障がいや知的・発達障がい、認知症等の理解を進められるようなメニューの検討を行います。



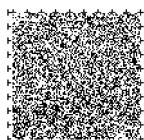
▲写真左から「発達障がい理解推進セミナー」（総合福祉センター）、「家庭介護教室」（大川学園福祉専門学校）、学校福祉教育「地域理解プログラム」（武蔵台小学校）

(2) 地域における見守り体制の強化

援護を必要とする高齢者や障がい者、その家族のために、関係機関が協力し、異変の早期発見や予防、迅速な対応を目的とした「日高あんしんねっと（日高市要援護高齢者等支援ネットワーク）」を強化します。

また、関係者だけでなく、地域住民やボランティアの参加・協力による支援が必要な全世代への見守り、安否確認や声かけの体制の構築について、地域の中での協議・検討を進め、地域性に応じた取組を進めます。

更に、見守り体制を強化するため、関係機関との連携強化や様々な分野の福祉ネットワーク間の連携強化を図るとともに、ICT（情報通信技術）等を活用した新たな見守り体制について検討を進めていきます。



(3) 地域支え合い体制の構築

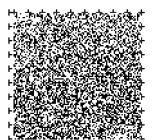
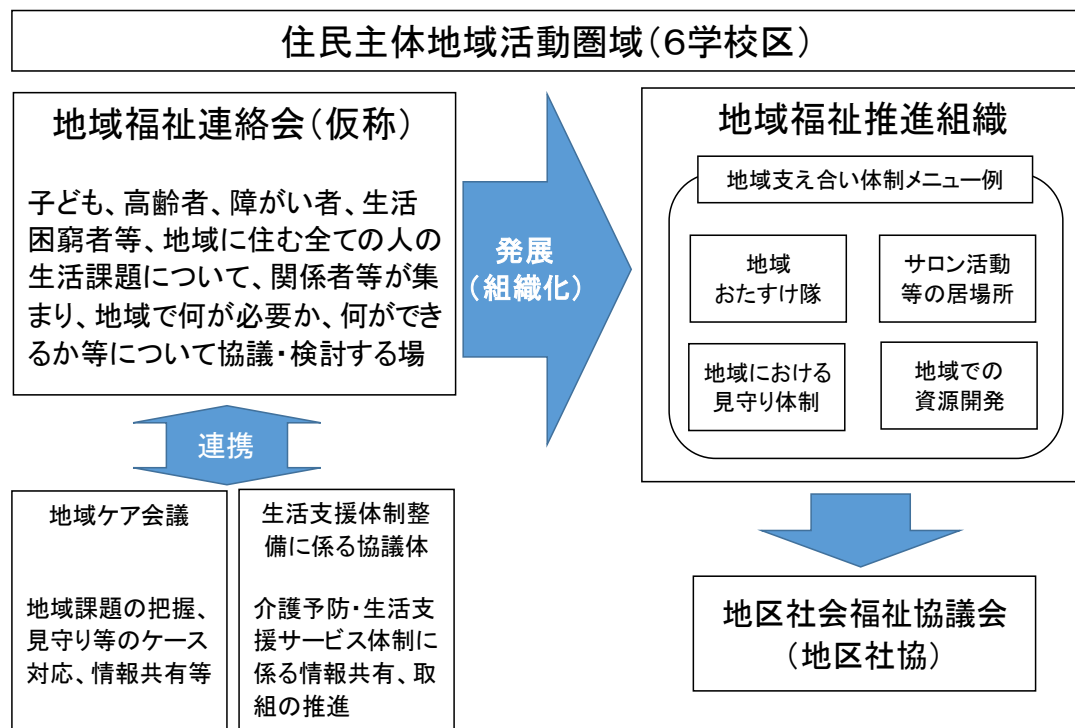
地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みる体制として、住民主体地域活動圏域（6学校区）を単位に、地域支え合い体制を担う「地域福祉推進組織」の設置を進めます。

そのために、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、生活支援コーディネーターや関係機関との調整を行い、「地域福祉連絡会（仮称）」の開催を主導し、生活課題を地域で包括的に受け止める体制（地域支え合い体制）を進めるための下地づくりを進めます。

更に、地域における関係機関等との連携を図り、共助の輪を広げ、「地域福祉連絡会（仮称）」を「地域福祉推進組織」に発展させ、将来的には地区社会福祉協議会（地区社協）としての位置付けを視野に入れ、地域支え合いの拠点の整備を進めます。

地域支え合い体制のメニュー例としては、地域おたすけ隊による生活支援サービスの提供、サロン活動や子ども食堂等の地域居場所づくり、地域における見守り体制づくり、地域に必要な資源開発等が考えられます。

【地域支え合い体制のフロー図】



3. 目標値

(1) 障がい者理解プログラムメニューの拡大

平成 29(2017)年度 2メニュー ⇒ 平成 35(2023)年度 6メニュー

(2) 住民参加による見守り支援体制の構築

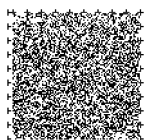
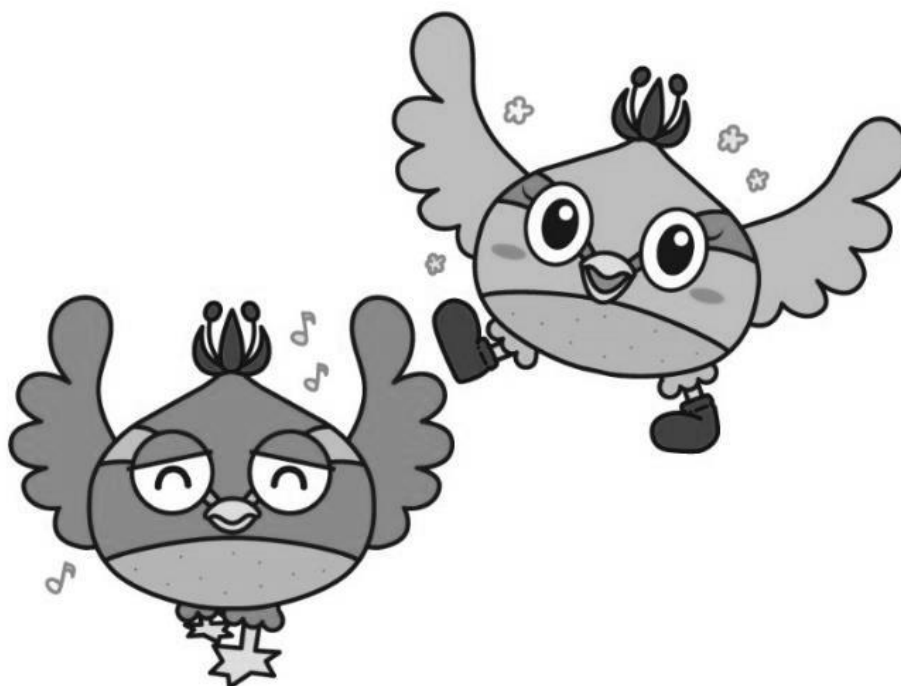
平成 29(2017)年度 0 学校区 ⇒ 平成 35(2023)年度 2 学校区

(3) 地域福祉推進組織の立ち上げ

平成 29(2017)年度 0 か所 ⇒ 平成 35(2023)年度 2 か所

(4) 相談支援包括化推進員の配置

平成 29(2017)年度 0 人 ⇒ 平成 35(2023)年度 4 人



《重点取組3》 人と人、そして組織をつなぐ包括的な支援体制づくり

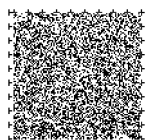
1. 現状

- 社会福祉法の一部改正により市町村は包括的な支援体制の構築に努めることが規定されました。「住民に身近な圏域」で住民が主体的に地域課題を把握し、解決する体制、地域生活課題を包括的に受け止める体制、多機関協働による包括的な相談支援体制とそれぞれの圏域で包括的な支援体制を整備する必要があります。
- 公的福祉サービスは、福祉分野ごとに支援の充実が図られてきました。しかし、既存の福祉サービスでは対応しきれない制度の狭間にあるケースや高齢の親と無職の子どもの世帯、高齢の親と障がい者の世帯、生活困窮に加えて不登校の子のいる世帯等、複合課題を抱えている世帯が増えています。
- 地域住民が主体的に地域課題を把握して解決する仕組みとして、第2次計画において、学校区を福祉圏域とした地区社会福祉協議会（地区社協）の設置を目標に掲げていましたが、具体的な組織化には至っていません。しかしながら、地域共生社会の実現に向けては、身近な地域で住民主体による課題共有と解決に向けた取組ができる仕組みづくりが必要です。
- その仕組みの基礎となる住民間の協議、検討の場を設定し、組織化を進める専門職としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、その専門性の向上を図るための各種取組を強化する必要があります。
- また、地域から寄せられる複合的な課題に対応するためには、住民レベルでの課題共有だけでなく、専門相談機関レベルでは、様々な関係機関、社会福祉協議会、行政の相談窓口との連携というものが欠かせません。
- 地域では解決できない課題に対応するためには、福祉のみならず、多機関・多分野にわたる支援機関のネットワークの構築が必要です。

2. 主な取組

(1) 地域支え合い体制の構築【再掲】

地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みる体制として、住民主体地域活動圏域（6学校区）を単位に、地域支え合い体制を担う「地域福祉推進組織」の設置を進めます。



そのために、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、生活支援コーディネーターや関係機関との調整を行い、「地域福祉連絡会（仮称）」の開催を主導し、生活課題を地域で包括的に受け止める体制（地域支え合い体制）を進めるための下地づくりを進めます。

更に、地域における関係機関等との連携を図り、共助の輪を広げ、「地域福祉連絡会（仮称）」を「地域福祉推進組織」に発展させ、将来的には地区社会福祉協議会（地区社協）としての位置付けを視野に入れ、地域支え合いの拠点の整備を進めます。

地域支え合い体制のメニュー例としては、地域おたすけ隊による生活支援サービスの提供、サロン活動や子ども食堂等の地域居場所づくり、地域における見守り体制づくり、地域に必要な資源開発等が考えられます。

(2) 市・社会福祉協議会の相談体制強化

市においては、制度の狭間や複合課題を抱え、従来の組織で対応が困難な事例に対処するため、複合課題調整チームを設置し、福祉各分野同士の連携強化や困難ケースの調整等を行います。

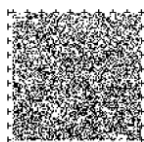
社会福祉協議会においては、自立相談支援機関の体制強化を図り、地域福祉の推進のための相互協力や住民の地域福祉活動への参加の援助等を行います。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の育成支援を通じ、相談支援体制の強化を図ります。

市と社会福祉協議会それぞれの相談機関又は相談機関同士で対応が困難な事案については、市の複合課題調整チームと社会福祉協議会の自立相談支援機関が連携し、市全体としての相談体制を強化するため、定期的な会議を開催します。

(3) 関係機関相互の連携強化

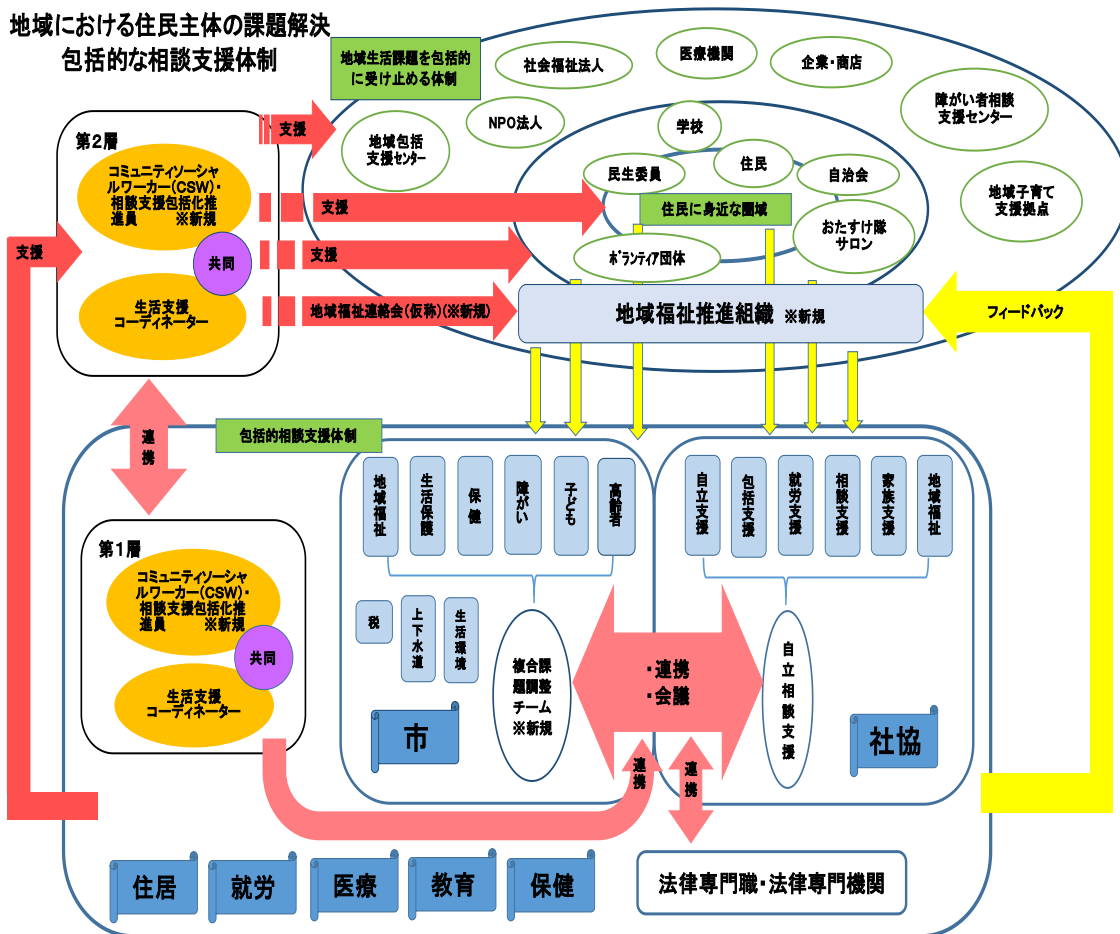
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が生活支援コーディネーターと共同して、住民主体地域活動圏域（6学校区）を単位に「地域福祉推進組織」の設置に向けた支援を行い、地域支え合い体制の構築を目指します。

また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が地域における課題を市全体の施策に反映させるなど、相互連携による包括的な相談支援体制を整備していきます。



更には、複合課題調整チームと自立相談支援機関が中心となり、関係機関との意見交換会を定期的で開催し、市全体における包括的な相談支援体制の推進を図ります。

地域における住民主体の課題解決
包括的な相談支援体制



※圏域の設定については、P 40を参照ください。

3. 目標値

(1) 地域福祉推進組織の立ち上げ【再掲】

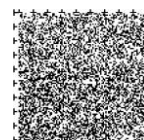
平成 29(2017)年度 0か所 ⇒ 平成 35(2023)年度 2か所

(2) 相談支援包括化推進員の配置【再掲】

平成 29(2017)年度 0人 ⇒ 平成 35(2023)年度 4人

(3) 包括的な相談支援体制に向けた関係機関の意見交換会議の開催

平成 29(2017)年度 年 0回 ⇒ 平成 35(2023)年度 年 2回



【コラム3】「民生委員・児童委員とは？」

皆さんの身近に、民生委員・児童委員と呼ばれる方がいるのはご存知ですか。

「民生委員」は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、県知事の推薦によって、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員です。



法律では、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めること」とされ、その職務も細かく規定されています。

また、全ての民生委員は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）によって、「児童委員」も兼ねており、「妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う」と定められています。民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」もいます。

「民生委員・児童委員の活動は？」

少子・高齢化の進展により、子育てや介護の悩みを抱える人や障がいのある人、高齢者等が孤立し、必要な支援を受けられない場合があります。民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を果たします。

「誰が民生委員・児童委員になるの？」

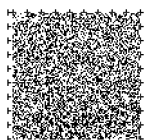
こうした役割を果たすため、地域の実情を良く知り、福祉活動に理解と熱意がある等の要件を満たす人が対象になります。市に設置した「民生委員推薦会」が県知事に推薦し、県知事が「県社会福祉審議会」の意見を踏まえて、厚生労働大臣に推薦します。この推薦を受けて、大臣が委嘱します。任期は 3 年間です。

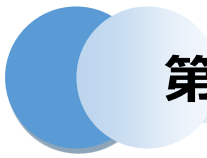
ボランティアとして活動するため、交通費や研修参加費等は支払われますが、給与は支払われません。日高市の定数は、平成 30 年時点で、民生委員・児童委員が 103 人、主任児童委員が 6 人です。

民生委員・児童委員のマーク



幸せのシンボルである四つ葉のクローバーの中に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表す。





第5章 地域福祉の施策展開

1. 基盤づくり

1. 包括的な支援体制づくりの構築

◆取組の方向性

社会福祉法の一部改正を受け、「住民に身近な圏域」で住民が主体的に生活課題を把握し、解決する体制、多機関協働による包括的な相談支援体制等、それぞれの福祉圏域で包括的な支援体制を整備する必要があります。

そのため、住民主体地域活動圏域（6 校区）を単位に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が中心となり、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決する「地域福祉推進組織」の立ち上げ支援をしていきます。

更に、地域における関係機関等との連携を図り、共助の輪を広げ、生活課題を地域で包括的に受け止める体制（地域支え合い体制）づくりを進めていきます。

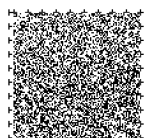
また、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が地域における課題を市全体の施策に反映させるなど、相互連携による包括的な相談支援体制を整備していきます。

◆市民（地域）の取組

- 地域課題を把握して、どのようにしたら解決できるか考え、行動します。
- 「地域福祉推進組織」の活動に参加・協力します。

◆市の取組

取組名	概要	所管
①包括的な支援体制づくり	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	生活福祉課



◆ 社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
① 包括的な支援体制づくり	社会福祉協議会が中心となって進める地域支え合い体制の構築支援、市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化及び関係機関相互の連携強化を図り、包括的な支援体制づくりを推進します。	社会福祉協議会
② 地域福祉推進組織の設置	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	社会福祉協議会

2. 社会福祉協議会、支援センター等の充実・強化

◆ 取組の方向性

身近な地域で、住民が直面している課題に対して、地域生活課題を「丸ごと」受け止める場が必要となります。

そのため、市と社会福祉協議会の連携強化を図るとともに、「地域包括支援センター」、「地域子育て支援拠点」、「子育て世代包括支援センター」、「自立相談支援センター」、「障がい者相談支援センター」等の充実、地域の各分野における福祉ネットワークの連携強化を進めていきます。

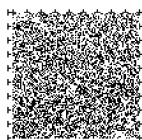
また、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会の果たすべき役割や期待は、年々、増大しています。「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」の推進に向けて、運営体制の強化、活動財源の確保、相談に応じる各センターの充実、社会福祉協議会内連携のみならず、多様な機関との連携、地域における課題の把握、情報共有等を行っていきます。



赤い羽根共同募金

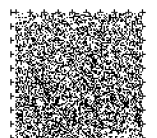
◆ 市民（地域）の取組

- 社会福祉協議会の活動に関心を持ち、積極的に参加します。



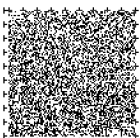
◆市の取組

取組名	概要	所管
① 社会福祉協議会への支援	地域福祉事業の推進、ボランティア活動の振興等、市社会福祉協議会の機能強化を図るため、補助金の交付を行うとともに、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	生活福祉課
② 地域包括支援センターの充実	「地域包括支援センター」が地域における多様な関係機関等との連携を強化し、機能の充実を図るとともに、効率的かつ一体的な運営体制を構築するため、センター機能の強化について検討を行います。	長寿いきがい課
③ 地域子育て支援拠点の充実	「子育て総合支援センター」が中心となり、子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点」の連携強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、利用促進及び機能強化を図ります。	子育て応援課
④ 利用者支援事業及び子育て世代包括支援センターの充実	「利用者支援事業（母子保健型）」と「利用者支援事業（基本型）」の連携を強化するとともに、妊娠期から子育て期までの総合相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。	子育て応援課・保健相談センター
⑤ 家庭児童相談室の充実	児童及び児童を養育する保護者等に係る様々な問題の解決を図るため、「家庭児童相談室」を設置するとともに、相談室の周知を行うなど利用の促進を図ります。	子育て応援課
⑥ 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問及び健康相談の充実	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳幼児の健康相談等を行います。	保健相談センター



◆市の取組

取組名	概要	所管
⑦障がい者相談支援センター及び基幹相談支援センターの充実	障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、「障がい者相談支援センター」を設置するとともに、地域における相談支援の中核的な役割として「基幹相談支援センター」を1市3町により共同設置し、充実を図ります。	障がい福祉課
⑧自立相談支援センターの充実	生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら利用促進及び機能強化を図ります。	生活福祉課
⑨地域の福祉機関のネットワーク間の連携強化	包括的な支援体制の強化のため、地域における様々な分野の福祉機関のネットワークについて、現状を把握・分析し、ネットワーク間の連携強化について、検討を進めます。	生活福祉課
⑩要援護高齢者等支援ネットワークの推進	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	長寿いきがい課・障がい福祉課・産業振興課
⑪地域ケア会議の開催	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	長寿いきがい課
⑫生活支援体制に係る協議体の設置	介護予防・生活支援体制整備に向けて、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	長寿いきがい課

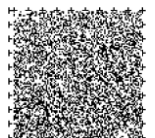


◆市の取組

取組名	概要	所管
⑬要保護児童対策地域協議会の設置・開催	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が相互に連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、会議を開催します。	子育て応援課
⑭障がい者地域総合支援協議会の設置・開催	保健、医療、福祉、企業等の関係機関が相互に連携し、地域における障がい者等への支援体制の整備について協議するため、「障がい者地域総合支援協議会」を設置し、会議を開催します。	障がい福祉課
⑮自殺対策推進連絡会の設置・開催	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携し、自殺対策の総合的な推進及び自殺予防を図るため、「自殺対策推進連絡会」を設置し、会議を開催します。	保健相談センター
⑯ボランティアセンターの支援	社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を図るため、ボランティア団体及びボランティア活動に対して行う情報化支援、相談支援、財政支援等の各種事業を支援します。	総務課

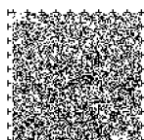
◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①社会福祉協議会の運営体制の強化	理事会、評議員会、委員会等を開催し、事業及び経営の基盤の強化を図るとともに、法人情報について社会福祉協議会のホームページ等で公表し、透明性を確保します。	社会福祉協議会
②社会福祉協議会の財源確保の強化	福祉委員、ボランティア団体、事業所等の協力による社会福祉協議会会員加入促進及び共同募金運動の展開、不要入れ歯・アクセサリーの回収、寄附付き自動販売機の設置等による財源確保を行います。また、設置している基金の運営方法を見直し、法人運営や地域福祉事業への活用と効果的な運用を進めます。	社会福祉協議会



◆ 社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
③ 福祉委員の設置及び会議の開催	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	社会福祉協議会
④ 社会福祉協議会の相談体制の充実	社会福祉協議会で実施している各種相談事業の運営体制の統合化を図り、個別課題への切れ目のない対応を進めるとともに、課題対応の実績を積み重ねることで、専門性の向上を図ります。また、生活の困りごとの相談に応じて必要な支援につなぐ「出前相談」、法律問題を抱える人に対して弁護士が相談に応じる「無料法律相談」を実施し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉協議会
⑤ 高麗川地域包括支援センターの充実	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の充実を図ります。	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）
⑥ 地域ケア会議（高麗川地域包括支援センター圏域）の開催	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域の地域ケア会議（圏域型）を開催し、地域における課題の把握、情報共有等を行います。	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）
⑦ 生活支援体制に係る協議体の設置	市から業務の委託を受け、市全域（第1層）及び日常生活圏域（高麗川地域包括支援センター圏域）（第2層）協議体を設置し、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組を推進します。	社会福祉協議会
⑧ 障がい者相談支援センターの充実	市から業務の委託を受け、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため「障がい者相談支援センター」を設置し、様々な相談に応じ、情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助等の充実を図ります。	社会福祉協議会（障がい者相談支援センター）



◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
⑨ 自立相談支援センターの充実	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援の充実を図ります。	社会福祉協議会（自立相談支援センター）
⑩ ボランティアセンターの充実	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）

3. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、相談支援包括化推進員、相談員等の配置及び資質向上

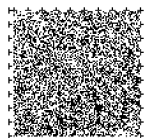
◆取組の方向性

地域で課題を抱えている人の中には、自ら助けを求めることができない人や自分自身の課題に気づいていない人もいます。市民意識調査では、悩みや不安があるときに、誰に相談したらよいか分からない人が4.7%、誰にも相談しない人が7.3%となっています。このような状況に対して、身近な地域の人が気付き、支援につなげることが望まれています。

しかしながら、実際に地域の人が、身近な課題を抱えている人に直接話を聞いて、サポートすることは難しいというのが実情です。このようなときに、コミュニティソーシャルワークに関する技術や知識等を持った専門職が、身近な地域で存在し、サポートできる体制にあることが重要となります。そのためにも、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、相談支援包括化推進員、生活支援コーディネーター、各種相談員等を配置し、地域の住民と連携して、地域の課題に取り組めるよう、資質を高めていきます。

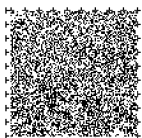
◆市民（地域）の取組

- 地域で課題を抱えている人に気が付いたら、地域の専門職等につなぎます。



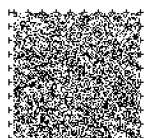
◆市の取組

取組名	概要	所管
①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置支援	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	生活福祉課
②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上します。	長寿いきがい課
③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上	認知症の方やその家族からの相談に応じ、「認知症医療疾患センター」等の関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、認知症に対する普及啓発を行うため、「地域包括支援センター」に認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	長寿いきがい課
④相談等に応じる専門員の設置及び資質向上	家庭児童相談室に家庭児童相談員、ひとり親家庭の相談に母子・父子自立支援員、地域子育て支援拠点等に子ども・子育て利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	子育て応援課
	保健相談センターに利用者支援事業として母子保健利用者支援専門員を配置し、資質を向上します。	保健相談センター
	生活保護世帯に対する就労支援等を行うため、福祉事務所に住宅確保・就労支援員を配置し、資質を向上します。	生活福祉課
⑤福祉専門職の配置及び資質向上	福祉事務所における相談援助等の業務の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得、必要な研修への参加等を行います。	生活福祉課



◆ 社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	社会福祉協議会
②生活支援コーディネーターの配置及び資質向上	市から業務の委託を受け、地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第1層）及び高麗川地域包括支援センター圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、資質を向上します。	社会福祉協議会
③認知症地域支援推進員の配置及び資質向上（高麗川地域包括支援センター圏域）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域を管轄する認知症地域支援推進員を配置し、資質を向上します。	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）
④相談等に応じる専門員の設置及び資質向上	社会福祉士、看護師、ケアマネージャー、ボランティアコーディネーター等の相談に応じる専門職を配置し、資質を向上します。	社会福祉協議会
⑤福祉専門職の配置及び資質向上	社会福祉士等の福祉専門職を計画的に配置するとともに、県社会福祉協議会主催による研修への参加、社会福祉士等の業務に必要な資格取得に係る一部助成及び職場内研修を通じ、職員の資質を向上します。	社会福祉協議会



4. 虐待等の防止の強化及び権利擁護事業の充実



子ども虐待防止オレンジリボン運動

◆取組の方向性

児童や高齢者、障がい者等が、養護する家族や福祉施設の職員等から身体的・経済的等の虐待を受けるケースが発生しています。

虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期支援が重要となります。地域の見守り等により、虐待の兆しを発見し、支援に結び付けるとともに、地域と行政が専門機関と連携して、迅速に対応することが不可欠です。

また、認知症や障がい等によって、判断能力の十分でない人が、地域で尊厳を持って生活できるようにするため、権利擁護の仕組みを充実していく必要があります。

そして、認知症や障がい等を抱えた当事者本人の考えを尊重し、自己の意思で決定できるように支援を行うとともに、地域の中で当事者本人の状況が理解され、地域の一員として自分らしく暮らせるようにしていく必要があります。

日高市でも、平成 37（2025）年には 75 歳以上の後期高齢者が 1 万人を超えることが推計されており、これに伴い、認知症高齢者も急増することが見込まれています。

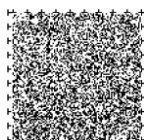
このため、社会福祉協議会による法人後見の実施を進めるとともに、地域の住民の中から市民後見人を育成・支援するなど、地域の権利擁護体制を整備していきます。

◆市民（地域）の取組

- 地域の見守りにより、虐待の兆候を早期発見し、専門機関に結び付けます。
- 市民後見人講座等に参加し、権利擁護についての知識を深めます。
- 市民後見人として、地域で後見活動に取り組みます。

◆市の取組

取組名	概要	所管
① 高齢者虐待防止の強化	高齢者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「地域包括支援センター」による相談窓口の設置をするなど、高齢者虐待防止に向けた対応を強化します。	長寿いきがい課
② DV（ドメスティックバイオレンス）・児童虐待防止の強化	DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催、相談窓口の周知、講演会等の開催、児童虐待防止マニュアルの作成等を行います。	子育て応援課

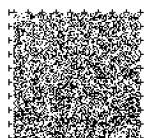


◆市の取組

取組名	概要	所管
③障がい者虐待防止の強化	障がい者の虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組を行うため、関係機関とのネットワーク強化、一時保護の対応、研修の実施、「障がい者虐待防止センター」の設置をするなど、障がい者虐待防止に向けた対応を強化します。	障がい福祉課
④地域包括支援センターによる権利擁護の支援	高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利を擁護するため、「地域包括支援センター」による必要な支援を行います。	長寿いきがい課
⑤成年後見制度の市長申立ての実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	長寿いきがい課・障がい福祉課
⑥市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、社会福祉協議会と連携し、養成及び支援を行います。	長寿いきがい課・障がい福祉課

◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①高麗川地域包括支援センターによる権利擁護の支援	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における成年後見制度の活用支援等の充実を図ります。	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）
②社会福祉協議会による法人後見の実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理や契約手続の代行、身上監護等を行います。	社会福祉協議会
③市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、市と連携し、養成及び支援を行います。	社会福祉協議会



2. 地域づくり

1. 地域福祉の場・拠点づくりの促進

◆取組の方向性

地域共生社会を実現していくためには、身近な地域で、誰もが世間話をしたり、気軽に立ち寄ることのできる居場所、地域の住民や専門職が話し合ったり、相談や交流のできる場等、地域福祉の場・拠点を設けることが重要です。

市民意識調査でも「日常生活を送る上で必要な手助け」、「支援を受けるために必要なこと」について、それぞれ、気軽に行ける自由な居場所づくり、気軽に立ち寄れる地域活動拠点場所が最も多くなっています。

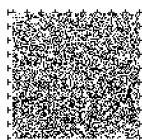
また、地域福祉の場や拠点を設けるだけではなく、場・拠点の「見える化」、NPOやボランティア団体による地域の場・拠点づくりに対する支援等も含め、積極的に地域福祉の場・拠点づくりを促進していきます。

◆市民（地域）の取組

- ボランティアとして、地域福祉の場や拠点の運営に関わります。
- 地域福祉の場や拠点で地域の様々な人と交流を図ります。

◆市の取組

取組名	概要	所管
①総合福祉センター「高麗の郷」の維持管理	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、指定管理者による管理・運営を行い、利用促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。	生活福祉課
②地域福祉の場を運営する団体への空き家等の情報提供支援	サロン活動、地域福祉活動等の地域の人々の居場所として、空き家等を活用したい団体に対して、有効活用が可能な空き家等の情報を提供します。	都市計画課



◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①総合福祉センター「高麗の郷」の管理及び運営	市から管理の指定を受け、高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、管理・運営を行い、利用促進を図ります。	社会福祉協議会（指定管理者）
②地域サロン活動等の居場所づくり支援	赤い羽根共同募金等を原資として、身近な地域での居場所づくりを進めるため、サロン活動やコミュニティ食堂等の立ち上げ支援及び運営支援を行います。	社会福祉協議会
③福祉のまちづくり活動への支援	区や自治会で取り組む敬老会、サロン活動等の交流を目的とした行事や活動に助成金を交付し、住民同士のつながり活動を支援します。	社会福祉協議会

2. 地域での支え合い・見守り体制等の拡充

◆取組の方向性

地域懇談会では、各地域に共通した課題として、区・自治会等のコミュニティ活動、民生委員・児童委員等の担い手や後継者がいない、地域おたすけ隊等の地域ボランティアも高齢化しているといった意見が出ています。

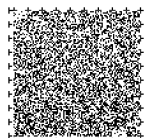
一方で急激な高齢化の進行により、地域での助け合い、地域の見守り体制は、これから一層重要となってきます。

そのため、地域おたすけ隊による地域支え合い活動や民生委員・児童委員の活動への支援、要援護高齢者等支援ネットワークや地域ケア会議の開催に加え、仲間づくりや地域での交流促進を図るための各種教室、交流カフェやサロン等を増やすことで、住民相互による支え合い・見守り体制の拡充を図ります。

また、アクティブシニア層のボランティア等への参加促進を図り、人と人のつながりを深め、地域支え合い活動の拡充を図っていきます。

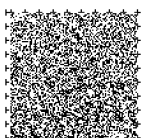
◆市民（地域）の取組

- 地域おたすけ隊に参加・協力し、困っている人に対して生活支援を行います。
- 交流カフェやサロン等に参加し、参加者同士の交流を深めます。
- 地域の見守り活動に参加します。



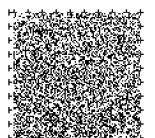
◆市の取組

取組名	概要	所管
①地域支え合い事業の推進	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	生活福祉課
②民生委員・児童委員の活動支援	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	生活福祉課
③認知症等の地域見守り体制の強化	認知症等による行方不明の際の早期発見のための見守りシールを作成・配布するとともに、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、徘徊声かけ訓練を実施することにより、地域の人たちが見守ることができる体制を強化します。	長寿いきがい課
④地域ケア会議の開催【再掲】	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	長寿いきがい課
⑤要援護高齢者等支援ネットワークの推進【再掲】	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	長寿いきがい課・障がい福祉課・産業振興課
⑥シルバー人材センターへの支援	自らの生きがいの充実及び社会参加を希望する高齢者の就業機会の確保、高齢者の長年培われた知識や経験、技術等の労働能力を生かした高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付します。	長寿いきがい課



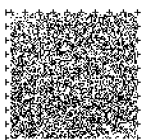
◆市の取組

取組名	概要	所管
⑦老人クラブへの支援	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、老人クラブ連合会や単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。	長寿いきがい課
⑧シニアの交流会の開催	独居の高齢者や引きこもりがちな高齢者が、地域での仲間やパートナーを作るきっかけとして、「シニアいきいき交流会」を開催し、交流の促進を図ります。	長寿いきがい課
⑨認知症カフェの開催	認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを「地域包括支援センター」等と連携し、実施します。	長寿いきがい課
⑩住民主体の介護予防事業の充実	介護予防の一環として、地域において仲間を作り、住民自らが主体的に介護予防体操を行う「くりくり元気体操」の取組を推進するとともに、取組を支援するボランティアの育成を行います。	長寿いきがい課
⑪健康づくりの推進	健康づくりの推進のため、県と連携した歩数計を活用した「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」や健康ウォーキング事業等を実施するとともに、健康長寿サポーターの養成を行い、市民と行政との協働による事業実施を進めます。	保健相談センター
⑫学校見守り隊の活動支援	児童・生徒が安心安全に登下校できるよう、あいさつや歩行指導等の見守り活動を行う学校見守り隊を学校単位で結成し、活動を支援します。	学校教育課
⑬高齢者学習支援の開催	各公民館を核として、高齢者を対象とした地域の特色を生かす講座等を開催します。	生涯学習課
⑭子育て出前講座による支援	子育てサークル等を対象に保育士、栄養士、保健師の専門的知識を生かし、親子の関わりや遊び等を伝える生涯学習出前講座を行います。	子育て応援課・保健相談センター



◆市の取組

取組名	概要	所管
⑮ファミリー・サポート・センターの充実	有償により育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営（ファミリー・サポート・センター）を実施するとともに、会員の確保及び事業内容の充実を行います。	子育て応援課
⑯子育てひろばの充実	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、子育てひろばを公民館等に開設し、ひろばの周知など利用の促進を図ります。	子育て応援課
⑰子育て応援隊の充実	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、公民館等で開設している子育てひろばの運営等、地域の子育てを応援するボランティアである「ひだか子育て応援隊」を支援し、充実を図ります。	子育て応援課
⑱仲間づくりカフェの開催	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設で市が認証した店舗（認証ママカフェ）と連携し、子育て世代が気軽に集える仲間づくりカフェを開催します。	子育て応援課
⑲仲間づくりの情報発信	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	子育て応援課・保健相談センター
⑳パパ・ママ教室の開催	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	保健相談センター
㉑育児学級の開催	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級（すくすく教室）を開催します。	保健相談センター
㉒子育て講座等の開催	各公民館を核として、地域の特色を生かした子育て教育の講座等を展開し、親子で必要な情報を発信します。	生涯学習課

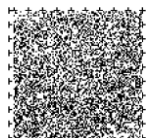


◆市の取組

取組名	概要	所管
⑳ 当事者支援型サロン活動の促進	当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者（ボランティア）を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	障がい福祉課
㉑ 地域と施設との交流活動事業の促進	障がいのある人に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	障がい福祉課

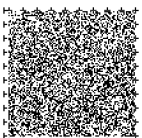
◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
① 地域支え合い事業の推進	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店（地域商品券の利用）の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	社会福祉協議会
② 民生委員・児童委員の活動支援	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	社会福祉協議会
③ 歳末たすけあいによる見守り支援	地域での声かけや見守りのきっかけづくりとして、歳末たすけあい募金を原資におせち料理の宅配等を行います。	社会福祉協議会
④ 福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	社会福祉協議会
⑤ 地域福祉推進組織の設置【再掲】	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	社会福祉協議会



◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
⑥ ボランティア団体及びボランティア活動の支援の充実	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
⑦ 認知症等の地域見守り体制の強化（高麗川地域包括支援センター圏域）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、認知症を正しく理解して支援する認知症サポーター養成講座の開催、認知症に対する普及啓発等を行うことにより、同センター圏域における認知症等の地域見守り体制を強化します	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）
⑧ 認知症カフェの開催（高麗川地域包括支援センター圏域）	市から「高麗川地域包括支援センター」の業務の委託を受け、同センター圏域における認知症の方を介護している家族への支援のため、認知症の方とその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを実施します。	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）
⑨ ファミリー・サポート・センターの充実	市から業務の委託を受け、有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営（ファミリー・サポート・センター）を実施するとともに、講習会及び交流会の開催、ファミサポ通信の発行等を行います。	社会福祉協議会（ファミリー・サポート・センター）
⑩ 当事者支援型サロン活動の促進	発達障がいや精神障がいの当事者支援型サロン活動において、障がい当事者の主体的な取組を進めるとともに、協力者（ボランティア）を養成し、当事者とのふれあいを促進します。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）



◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
⑪福祉スポーツ大会の開催	赤い羽根共同募金を原資として、障がい者のスポーツを通じた健康増進、仲間づくり、交流機会の創出及び社会参加を促進するため、福祉スポーツ大会を開催します。	社会福祉協議会

3. 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実

◆取組の方向性

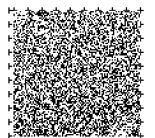
単身の高齢者はもとより、地域から孤立して子育てをしている人、引きこもりの若者や中高年等の中には、社会とのつながりを失い、社会的孤立に陥っている人もいます。

こういった人たちは、本人が公的な福祉サービスについての知識がない、助けを借りたくないなどの理由により、支援が十分になされていないケースがあります。社会的孤立に陥っている人が、制度の狭間に落ちることのないよう、地域で支える仕組みづくりを推進していきます。市民意識調査からも、近所づきあいがないと答えている人がいることが分かっており、今後、単身の高齢者が増えることから、社会的孤立状態に陥る人が増えることが予想されます。

また、ホームレスや精神障がい者、刑務所等からの出所者等も、地域社会から孤立し、時には「排除」の対象になる場合もあります。これらの問題を解決するために、社会福祉分野だけでなく、他分野との連携についても、強化していきます。

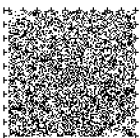
◆市民（地域）の取組

- 認知症高齢者や障がい者等に対して理解を深め、正しい知識を持ちます。
- 地域で課題を抱えている人に気が付いたら、地域の専門職等につなぎます。
- 一人一人がノーマライゼーションの理念を理解し、誰も排除しない地域を目指します。



◆市の取組

取組名	概要	所管
①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置支援【再掲】	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	生活福祉課
②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び活動しやすい環境の整備を行います。	生活福祉課
③障がい者就労支援センター及び地域活動支援センターの充実	障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行う「障がい者就労支援センター」を設置するとともに、社会との交流促進のため地域での創作活動等を行う「地域活動支援センター」を設置し、センターの充実を図ります。	障がい福祉課
④再犯防止等の推進	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯者の防止等を推進します。	生活福祉課
⑤自殺対策の推進	国の自殺総合対策大綱及び県の自殺対策計画等を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	保健相談センター



◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の配置及び資質向上【再掲】	市全域（第1層）及び福祉圏域（第2層）ごとに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員を配置するとともに、市と連携しながら包括的な支援体制づくりを進めるため、資質を向上します。	社会福祉協議会
②民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。	社会福祉協議会
③障がい者就労支援センターの充実	市から業務の委託を受け、「障がい者就労支援センター」を設置し、職場開発、職業相談、就労のための必要な支援、離職時の支援等の継続的な就労支援を行います。	社会福祉協議会（障がい者就労支援センター）

4. 災害に備えた支援体制の構築

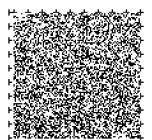
◆取組の方向性

我が国はその自然条件から、各種災害が発生しやすく、特に首都圏では、今後30年以内に約70%の確率でマグニチュード7級の地震が発生することが予想されています。

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち、高齢者が約60%を占め、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率と比較して約2倍になっており、高齢者や障がい者が円滑に避難するための支援を図ることが必要となります。

また、近年、大雨による土砂災害も多く発生し、避難行動の重要性が増加しています。

災害に対応できる地域づくりのためには、各々が家具の固定や食料の備蓄、避難訓練に参加するなど災害に備える「自助」と、災害時には地域で助け合う等の「共助」の努力が重要となります。地域における「自助」「共助」の効果を促進するため、高齢者や障がい者をはじめ、住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図っていきます。

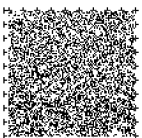


◆市民（地域）の取組

- 災害に備え、避難訓練への参加や家具の固定等の「自助」に努めます。
- 災害時にボランティアとして、応急活動や復旧・復興支援に参加します。
- 地域で避難行動要支援者名簿を適切に共有し、地域で円滑に支援できるようにします。

◆市の取組

取組名	概要	所管
①地域の防災活動への支援・防災知識の普及啓発	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うとともに、広報ひだかや市のホームページ等により、地域における防災知識の普及啓発を行います。	危機管理課
②避難行動要支援者制度の充実	災害時に自力で避難が困難な高齢者、障がい者等の要支援者に対し、事前に同意書を提出してもらい、区長や民生委員等の避難支援者に平常時から同意を得た人の名簿情報を提供し、災害時の適切な避難誘導につなげる制度の充実を図ります。	危機管理課
③福祉避難所の設置及び充実	高齢者や障がい者等で一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、災害時に避難をする福祉避難所を設置するための指定をするとともに、市と指定施設による課題解決に向けた福祉避難所開設訓練を実施します。	危機管理課
④災害支援の実施	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部との「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」により、被災時における住宅支援を行います。	生活福祉課



◆ 社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
① 災害ボランティアセンターの充実	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）



総合福祉センター「高麗の郷」

流れのイメージ

大変！おばあちゃんが
いなくなっちゃった！

発見

行方不明の方かな？
洋服のQRコードに
アクセスしてみよう

発見者

伝言板に
アクセス

この画面は保護者と
発見者、自治体のみが
見ることができます

自動
メール
発信

おばあちゃんが
みつかった！

保護者

24時間365日
遅くも連絡が取れる！

見守りシール

耐洗コードラベル（縦2.4cm×横5.0cm）
蓄光シール（縦2.4cm×横4.5cm）

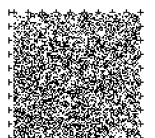
認知症等の徘徊対応のための

「見守りシール」



認知症サポーター

「オレンジリング」



3. 担い手づくり

1. 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実

◆取組の方向性

「他人事」を「我が事」と思い、共に支え合う地域を実現するには、一人でも多くの市民が地域福祉を理解し、一人一人が主体的に地域福祉活動に参画する意識を高めることが重要となります。

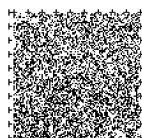
そのためには、大人だけではなく、幼少期から地域福祉への関心を持ってもらい、義務教育、高等教育といったそれぞれの段階で地域福祉活動やボランティア活動等に取り組み、福祉に対する理解を深めることが大切です。年代を問わず、福祉に関する学習の機会を提供し、自ら考える機会の充実を図ります。

◆市民（地域）の取組

- 「他人事」を「我が事」と考えて、地域福祉活動に参加します。
- ボランティア講座等に積極的に参加し、地域福祉に対する理解を深めます。
- 自分のできる範囲で共同募金等に寄附し、寄附文化の定着を図ります。

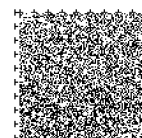
◆市の取組

取組名	概要	所管
①地域福祉意識の普及啓発促進	社会福祉協議会が行う地域福祉関係講演会等に対して、協力・支援を行うとともに、生涯学習出前講座の実施や地域福祉計画の内容・理念について、市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
②地域福祉活動の情報発信の強化	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動等の取組内容を広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
③福祉学習の推進	福祉に対する関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けること等を目的に、小・中学校における教育の充実を図るとともに、中学生のボランティア活動の機会の増加を図ります。	学校教育課



◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①地域福祉意識の普及啓発促進	共同募金を原資として、社会福祉貢献者への表彰、福祉関係者の相互連携、仲間づくりや交流及び地域福祉活動・ボランティア活動の普及促進を図るため、社会福祉大会、地域福祉フォーラム及びあいあいまつりを開催します。	社会福祉協議会
②地域福祉活動の情報発信の強化	共同募金を原資として、社協だより「ひだまり」の発行及び社会福祉協議会のホームページの運営を行い、地域福祉活動の情報発信を行います。	社会福祉協議会
③レクリエーション・視聴覚教材の貸出し	地域での交流や福祉学習をより効果的なものとするため、レクリエーション・視聴覚教材を充足するとともに、学校や団体等へ貸出しを行います。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
④福祉教育・ボランティア学習への支援	福祉に関する理解と関心を高めるため市内の学校等で取り組まれている福祉をテーマとした学習について、プログラムの実施に向けた連絡調整、当事者やボランティア、職員等の学習支援者派遣による取組支援等を行います。	社会福祉協議会
⑤ひだか小中学生作文コンクールの開催	家族や友人、地域との関わりについて考え、福祉に関する理解を広げてもらうため、「ひだか小中学生作文コンクール」を開催し、表彰するとともに、県社会福祉協議会主催の作文コンクールへの推薦を行います。	社会福祉協議会
⑥彩の国ボランティア体験プログラム・高校生ワークキャンプの実施	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、彩の国ボランティア体験プログラムを実施します。また、高校生を対象として、人と人とのつながりの大切さやボランティア意識を高めることを目的として、宿泊を伴うプログラム（高校生ワークキャンプ）を実施します。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）



2. 地域福祉を担う住民・団体の育成の拡充

◆取組の方向性

地域共生社会の実現のためには、高齢者を含むあらゆる人々が、「支え手」「受け手」という関係を超えて、『地域福祉の担い手』として活躍できる地域づくりが必要です。

市民ワークショップでは、地域福祉の目指す姿として、「お互い様」の関係や感謝の気持ちを地域に築くことが大切だという意見が出ました。地域福祉の活動に出会うきっかけとして、間口を広く、気軽に参加できる環境づくりが必要であること、また、男性の参加を推進するためには、楽しいと思える取組を行うことが大切であるとの意見が出ました。

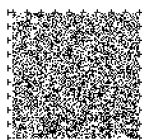
社会福祉協議会のボランティア登録者数は年々増加しており、平成29年度は、4年前と比較すると、登録団体数は26団体増の70団体、登録者数は223人増の1,286人となっています。今後、地域のボランティア講座等の受講修了生が自発的に地域支援合い活動や見守り活動等の地域福祉活動に参加するといった継続した支援を行い、地域福祉の担い手を増やしていきます。

◆市民（地域）の取組

- 自治会活動に参加し、地域コミュニティの輪を広げます。
- 講座等に参加し、ボランティアや地域福祉活動のスキルアップに努めます。
- 知り合いに声を掛け合い、講座等の参加者を増やし、地域福祉の輪を広げます。

◆市の取組

取組名	概要	所管
①地域福祉活動の促進	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報ひだかや市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
②自治会等の活動への支援	自治会活動の活性化と地域コミュニティの促進を支援するため、区運営交付金等の交付、自治会運営マニュアルの作成、区長研修の実施、公会堂等の施設整備に対する補助、区加入率増加のための支援、コミュニティ活動を行う団体への支援等を行います。	総務課

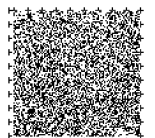


◆市の取組

取組名	概要	所管
③ボランティア団体・NPO法人等への支援	ボランティア・市民活動の活性化を図るため、社会福祉協議会の「ボランティアセンター」と連携し、ボランティア団体等の活動支援を行うとともに、埼玉県西部地域振興センターと連携し、NPO法人立ち上げ相談等の支援を行います。	総務課
④地域における人づくりの支援	習得した知識・技能を地域に還元し、まちづくりの一助とするため、「生涯学習まちづくり出前講座」を行うとともに、まちづくりの根幹をなす人づくりを推進するため、まちづくりコーディネーターの養成・支援を行います。また、各公民館を核として、地域の特色を生かしたまちづくりを展開するために、人づくりの養成・支援を行います。	生涯学習課

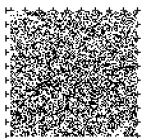
◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①地域福祉活動の促進	市と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報紙や社会福祉協議会のホームページ等でPRします。	社会福祉協議会
②地域福祉活動、福祉事業等への後援	地域福祉活動、福祉事業等に対して社会福祉協議会が後援等を行い、地域福祉活動の普及啓発を図ります。	社会福祉協議会
③福祉委員の設置及び会議の開催【再掲】	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	社会福祉協議会
④ボランティアセンターの充実【再掲】	「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアコーディネーターを配置し、ニーズ把握、関係団体等との調整、研修の実施、活動団体への支援、情報提供、マッチング等ボランティア活動の普及促進を図ります。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）



◆ 社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
⑤ ボランティア団体及びボランティア活動の支援の充実【再掲】	市と連携して、アクティブシニアのボランティア等への参加促進を図るため、日高ボランティアネットの運営、ボランティアサポーターズクラブの運営支援等を行うとともに、ボランティア保険加入促進、ボランティア・市民活動への参加の援助等を行います。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
⑥ ボランティア講座等の開催	当事者支援団体やボランティア団体等と連携し、子育てや障がい者支援等の各種ボランティア講座等を開催し、地域福祉活動を担う人材の育成を図ります。また、ボランティア活動の連絡調整に必要な考え方やスキルについて学ぶことができる講座を開催し、ボランティア活動の活性化を図るための人材育成を進めます。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
⑦ ボランティア団体等への車両の貸出し支援	コミュニティ活動やボランティア活動を支援するため、ボランティア団体等へ社会福祉協議会所有車両の貸出しを行います。	社会福祉協議会
⑧ 運転ボランティア活動への支援	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
⑨ 傾聴ボランティア活動への支援	孤立しがちな高齢者や障がい者の支援のため、傾聴ボランティアグループへの活動支援を行います。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
⑩ 保育ボランティア活動への支援	子育て中の人々がボランティア活動等に積極的に参加する機会を増やすため、保育ボランティアグループへの活動支援を行います。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）



◆ 社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
⑪ 災害ボランティアセンターの充実【再掲】	災害時に「災害ボランティアセンター」として機能するため、災害時に対応した訓練への職員の参加、被災地への職員の派遣を行うなど災害ボランティア活動への支援強化を図ります。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
⑫ 各種事業展開を通じた地域福祉の担い手の育成・支援	各種事業展開を進めていく中で、地域おたすけ隊協力会員、サロン活動協力員等の地域福祉の担い手の育成と支援を行います。	社会福祉協議会

3. 介護・保育人材の確保等の推進

◆ 取組の方向性

地域包括ケアシステムや地域での健やかな子どもの育ちを実現するためには、介護職員や保育士等の人材を確保し、定着してもらうことが重要になってきます。そのためには、福祉に関する仕事の魅力を体験してもらうことが重要です。

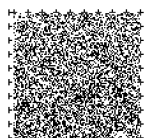
そのため、福祉の現場で実習生等の受け入れを積極的に行うとともに、介護職員や保育士等が職場でやりがいを持って働けるような情報を発信していきます。

◆ 市民（地域）の取組

- 介護や保育等の福祉に関する仕事に関する知識と理解を深めます。
- 福祉関係の事業所や保育所等にボランティア等として関わります。

◆ 市の取組

取組名	概要	所管
① 介護人材の確保等の方策検討	介護職員が働く職場環境の改善や介護職員の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	長寿いきがい課
② 保育人材の確保等の方策検討	保育士が働く職場環境の改善や保育士の質を高めるための研修等について、待機児童対策とともに国や県の動向、他市町村の取組等を踏まえ、必要な方策を検討していきます。	子育て応援課



◆市の取組

取組名	概要	所管
③飯能看護専門学校への運営補助	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して運営の補助を行います。	保健相談センター
④社会福祉士実習生の受け入れ	社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生の受け入れをします。	生活福祉課

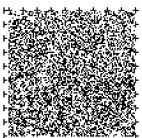
◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①介護福祉士実習生の受け入れ	介護福祉士の養成支援のため、ヘルパーステーションこまの郷において実習生の受け入れをします。	社会福祉協議会（ヘルパーステーションこまの郷）
②社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ	社会福祉を担う人材の養成を支援するため、社会福祉援助技術現場実習生の受け入れをします。	社会福祉協議会
③看護実習生の受入	地域における多職種連携を見据え、看護師の養成を支援するため、看護実習生の受入をします。	社会福祉協議会（高麗川地域包括支援センター）

4. 社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

◆取組の方向性

地域福祉の担い手として、個人やボランティア団体・NPO団体だけではなく、あらゆる組織が地域福祉に関わることが期待されます。その中でも社会福祉法人、企業、大学や専門学校等は、地域生活課題を解決する上で大きな戦力です。特に社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人として、社会福祉の中心的な役割を果たすだけでなく、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。



大学や専門学校等は、福祉事業等を展開していく中で、その識見を発揮することや学生のボランティアの活動等、地域にとって重要な役割が期待されています。

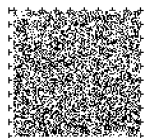
また、民間企業では、社会的な責任を果たすべく、ボランティア活動への取組や地域貢献等の CSR 活動の取組が必要になっています。これらの状況を踏まえ、社会福祉法人、企業、大学等との連携を強化し、様々な取組を展開していきます。

◆市民（地域）の取組

- 社会福祉法人、企業、大学等と連携して、地域福祉活動に参加します。
- 社会福祉法人、企業、大学等の地域福祉活動に関心を持ち、理解を深めます。

◆市の取組

取組名	概要	所管
①社会福祉法人との連携強化	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取組について、地域の実情に応じた取組がなされるよう、市と社会福祉協議会との連携強化を行うとともに、公益的な取組内容について市のホームページ等でPRします。	生活福祉課
②地域支え合い事業の推進【再掲】	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	生活福祉課
③有識者の活用	大学、専門学校等の職員について、その知識や経験を市政に反映するため、福祉に係る市の審議会等への登用を行います。	生活福祉課
④日高あんしんネット等の実施	高齢者、障がい者等の異変時における早期発見や早期対応のため、市内事業所に協力いただきます。また、高齢者等地域見守り活動に関する協定を締結している事業所についても、見守り活動の支援協力をいただきます。	長寿いきがい課・障がい福祉課・産業振興課
⑤子育て応援自動販売機の設置	市の子育て応援を「行政・民間・市民」で推進するため、子育て応援（寄附付き）自動販売機の設置に協力いただける企業等と連携して、市内の店舗等に設置します。	子育て応援課

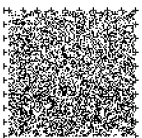


◆市の取組

取組名	概要	所管
⑥ 認証ママカフェの実施	子育て世代の相互交流の場を広げるため、民間施設が子育て世代が気軽に集える場所（ママカフェ）を設け、市がそれを認証・PRをする「認証ママカフェ」制度を実施します。	子育て応援課
⑦ 子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）の普及	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布し、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図るとともに、協賛店舗等の募集を行います。	子育て応援課
⑧ 健康づくり事業等の連携	健康づくりに係る事業について、講演会の講師や事業に係る運営協力等、大学、専門学校等と連携した取組を行います。	保健相談センター

◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
① 社会福祉協議会における公益的な取組の実施	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に無料又は低額な料金で提供する「地域における公益的な取組」について、社会福祉法人として取り組みます。	社会福祉協議会
② 地域支え合い事業の推進【再掲】	「地域おたすけ隊」の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店（地域商品券の利用）の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進していきます。	社会福祉協議会
③ 家庭介護教室等の連携	介護について体験的に学習できる機会を専門学校及び「地域包括支援センター」と共同で企画し、実施します。	社会福祉協議会



4. 環境づくり

1. 自立に向けた継続的な支援体制の充実

◆取組の方向性

生活困窮者も含め、多様かつ複合的な課題を抱えている人が適切な支援や福祉サービスを受けずに埋もれてしまうことのないよう、行政だけではなく社会福祉協議会をはじめ、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら、役割分担を図りつつ、包括的な支援を地域で具現化できる環境を構築していきます。

特に、次世代の担い手である子どもたちが、尊厳を持って未来を切り拓けるよう、貧困の連鎖を断ち切り、社会的に自立できる力を着実に付けられるようにする必要があります。

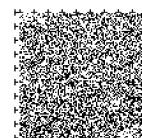
しかし、貧困のため学習支援等を必要としている子どもは、その状況が見えにくいいため、積極的なアウトリーチを行い、実態の把握に努めます。家庭の経済状況等により、子どもの可能性や進路の選択肢が狭まることのないよう、教育、生活面、親の就労支援等、きめ細かい包括的な支援を行っていきます。

◆市民（地域）の取組

- 地域の人と顔見知りになり、困りごとを見聞きした場合は、民生委員・児童委員や各相談機関に連絡します。
- 地域おたすけ隊に参加し、ひとり親世帯等の困っている人の支援を行います。

◆市の取組

取組名	概要	所管
①生活困窮者自立支援の拡充	生活困窮者からの就労等の相談に応じる「自立相談支援センター」を設置し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら自立に向けた必要な支援を行うとともに、支援内容の拡充を図っていきます。	生活福祉課
②生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	貧困連鎖の防止を図るため、生活保護世帯又は生活困窮世帯であって、高等学校等に進学する中学生や高等学校在校生に対して学習支援を行います。	生活福祉課



◆市の取組

取組名	概要	所管
③ひとり親家庭等の自立支援の実施	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活全般についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支払います。	子育て応援課

◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
①自立相談支援センターの充実【再掲】	市から業務の委託を受け、「自立相談支援センター」を設置し、生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行います。	社会福祉協議会（自立相談支援センター）
②彩の国あんしんセーフティネット事業への参加	埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会へ会費を拠出し、彩の国あんしんセーフティネット事業に参加することで、生活困窮者に対する現物給付等の支援を実施するなど、支援体制の充実を図ります。	社会福祉協議会（自立相談支援センター）

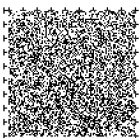
2. 福祉サービスの苦情解決体制の強化

◆取組の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、生活する上で何らかの課題を抱えたときに、福祉サービスを適切に利用できる環境が整っていることが必要です。市民意識調査では、1/4の人が、支援を受けている人が、必要な支援を受けるために必要なこととして、「福祉サービス事業者や従業員の質の向上」を挙げています。

福祉サービス事業者は、利用者からの信頼を得て、適切な福祉サービスが提供できるよう、様々な苦情に誠実かつ迅速に対応する必要があります。苦情内容の把握や分析を行い、苦情対応を検証して、業務の改善に資する取組を着実に行うことが大切です。あわせて、福祉サービス第三者評価等を活用して、良質な福祉サービスの提供やサービスの質の向上に努めることが望まれます。

市では、地域での総合的な相談窓口の充実を図るとともに、事業者に対して、県と連携して適切に指導監査等を実施していきます。



◆市民（地域）の取組

- 第三者評価等を参考に適切な福祉サービスが提供できる事業者を選択します。
- 福祉サービスの質の向上のため、利用者調査に積極的に協力します。
- 問題があった場合は、苦情解決制度を利用して、事業者と話し合います。

◆市の取組

取組名	概要	所管
①福祉サービス第三者評価の普及	市が所管する社会福祉法人に対し、県が実施している福祉サービス第三者評価を周知するとともに、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか定期的に確認をします。	生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課
②社会福祉法人の指導監査等の実施	市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導監査を定期的を実施するとともに、県が行う施設監査の状況を把握するなど、福祉事業者の情報を把握し、必要な対応を行います。	生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課

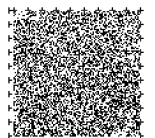
3. 誰にも優しいまちづくりの推進

◆取組の方向性

年齢、性別、国籍、障がいの有無によることなく、誰にも優しいまちづくりを実現するためには、建築物や交通機関のバリアフリー化等の物理的な環境の整備だけでなく、意識啓発や情報提供の充実等によって、様々な社会的障壁（バリア）を取り除いていく必要があります。

全ての人々が安全で快適に移動や施設利用を行えるよう、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進していくとともに、情報のバリアフリーとして、高齢者や障がい者、外国人等、情報を得ることが困難な人に対して、それぞれの特性等を踏まえた情報提供の取組を展開していきます。

また、心のバリアフリーとして、高齢者や障がい者、コミュニケーションが得意でない人等への理解を深め、無理解や差別を無くしていくための普及啓発を行っていきます。

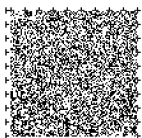


◆市民（地域）の取組

- 情報を得られず困っている人がいることに気づき、手助けできるようにします。
- 人々の多様性について理解し、お互いを尊重し合います。
- それぞれの人に合った配慮について理解し、相手の意向にあった配慮ができるよう、正しい理解を深めます。

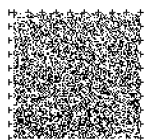
◆市の取組

取組名	概要	所管
①バリアフリーのまちづくりの推進	公共施設や住宅等のバリアフリー化について、都市計画マスタープランに位置付け、人に優しいまちづくりを推進していきます。	都市計画課
②道路環境の整備	高齢者、障がい者、児童・生徒等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を積極的に行います。	建設課
③公共建築物におけるバリアフリーの推進	公共施設長寿命化計画や今後策定予定の公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、バリアフリー化を進めていきます。	財政課
④高齢者等の移動支援の実施	自力での移動が困難な高齢者及び運転免許証自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バス又はタクシー運賃の一部補助を行うとともに、自治会による自主運行の初期費用に対する補助金の交付を行います。	交通政策課
⑤障がい者の移動支援の実施	障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、福祉タクシーの利用料金の助成、自家用自動車等の燃料費、運転免許取得費、自動車改造費、障がい児通学奨励費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	障がい福祉課
⑥地域おたすけ隊による外出支援の実施	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」による外出支援の実施について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	生活福祉課



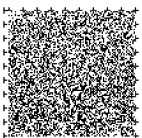
◆市の取組

取組名	概要	所管
⑦障がい者用駐車場の青色塗装の実施	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者等に分かりやすく判別できるよう、青色塗装を行います。	障がい福祉課
⑧赤ちゃんの駅の普及促進	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、誰でも自由におむつ替えや授乳が行える赤ちゃんの駅の設置・普及促進を図るとともに、公共施設への整備を行います。	子育て応援課
⑨きらきらスペース・キッズコーナーの設置	公共施設に妊婦や乳幼児連れの人が優先して駐車できる場所（愛称：きらきらスペース）を整備するとともに、公共施設において安心して乳幼児を遊ばせることができるキッズコーナーを設置します。	子育て応援課
⑩障がい者の差別の解消等の啓発	「障がい者週間」を契機として、広報ひだかや市のホームページ等により、障がい者に対する理解、障がい者の差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	障がい福祉課
⑪手話通訳者・手話奉仕員の養成・利用促進	手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知を図り、各種講演会等における利用促進を図ります。	障がい福祉課
⑫図書館におけるサービスの充実	点字図書・大活字本の充実、録音図書・布の絵本の製作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸出し等を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	図書館
⑬情報のバリアフリーの推進	広報ひだかの音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営することにより、情報のバリアフリーの推進を図ります。	市政情報課・障がい福祉課



◆市の取組

取組名	概要	所管
⑭介護マークの普及促進	介護者が介護の際に身に付け、介護していることを周囲に理解してもらい、介護者の精神的負担を軽減するため、介護マークを配布し、普及啓発を行います。	長寿いきがい課
⑮ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	障がい者、高齢者等で手助けが必要な人が身に付けておくことで困ったときに周囲の人から支援や配慮を得やすくするため、ヘルプマークを配布するとともに、ヘルプカードを作成・配布し、普及促進を行います。	障がい福祉課
⑯マタニティマークの普及促進	妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	保健相談センター
⑰人権啓発等の推進	人権意識の高揚と人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・人権啓発研修会を開催するとともに、人権侵害等に対応するため、人権擁護機関との連携を図りながら人権相談等の相談事業を行います。	総務課
⑱人権教育の推進	人権についての理解促進等を図るため、人権講演会・研修会の開催や普及啓発活動を行うとともに、児童・生徒に対して人権作文や人権標語の募集、学校・家庭・地域連携による人権学習の取組等を行います。	生涯学習課・学校教育課
⑲男女共同参画の推進	家庭、地域、職場、教育等における男女共同参画社会を推進するため、広報紙等による啓発活動、女性相談・女性のための法律相談の相談事業を行います。	総務課

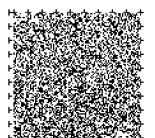


◆市の取組

取組名	概要	所管
⑳ ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識啓発を図るとともに、広報紙等を活用した情報提供を行います。	産業振興課
㉑ 結婚活動の支援	少子化対策の一環として、結婚を望む独身男女に出会いと交流の場を提供するため、婚活イベントの実施及び「SAITAMA 出会いサポートセンター」への参加をしていきます。	生活福祉課

◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
① 地域おたすけ隊による外出支援の実施	通院や買い物などの際に、付き添いによる支援が必要な人への外出支援を行うため、社会福祉協議会所有車を「地域おたすけ隊」へ貸し出します。	社会福祉協議会
② 運転ボランティア活動への支援【再掲】	運転ボランティア活動を行う人等に対して、移送支援者講習会参加受講料の補助等を行うとともに、進行性難病の当事者の会及び介護者の会に対して運転ボランティアを紹介します。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）
③ 外出困難者への支援	赤い羽根共同募金を原資として、外出が困難な高齢者や障がい者に対して、理美容協力店の協力者が自宅に出向き整容を行う支援を行います。	社会福祉協議会
④ 児童遊園地遊具の整備	赤い羽根共同募金を原資として、子どもの遊び場である児童遊園地遊具の点検整備を行うとともに、老朽化が進んだ遊具の撤去を行います。	社会福祉協議会
⑤ 手話奉仕員の養成	市から業務の委託を受け、手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成します。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）



◆社会福祉協議会の取組

取組名	概要	所管
⑥福祉用具・福祉車両の貸出し	緊急一時的に車いす、ポータブルトイレ等が必要となったときに貸し出すとともに、緊急一時的に社会福祉協議会が所有する福祉車両（車いすスロープ付き軽自動車）を必要とする人に貸し出します。	社会福祉協議会
⑦点字用具の整備・声のおたより活動の支援	視覚障がいのある人への情報提供の促進のため、点字用具の整備及び声のおたより活動の支援を行います。	社会福祉協議会（ボランティアセンター）



ヘルプマーク



ヘルプカード

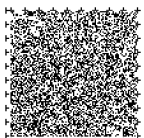


妊婦・乳幼児連れ優先駐車場



子育て応援自動販売機

「きらきらスペース」



第6章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

市民が抱える生活課題や福祉に対するニーズが多種・多様化及び増大する一方で、少子高齢化や核家族化に代表されるような地域社会の変容、社会福祉に係る財政の増大、これから起こりうる新たな社会問題等、福祉行政が抱える課題をどのように“地域の福祉力”との協働で解決できるかが課題となっています。

このため、「支え合いで、共に生き、誰もがつながる地域づくり」を実現するためには、市民（地域）、福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等、社会福祉協議会・市がそれぞれ担う役割を明らかにし、協働による互助・共助の社会づくりを更に進め、市民の誰もが安心して生活できる環境を整えていくことが必要です。

（1）市民（地域）

- ・地域社会の一員であることを自覚し、地域福祉に対する意識を高めます。
- ・地域福祉活動の担い手として積極的に地域活動・福祉活動を行います。

（2）福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等

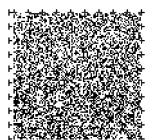
- ・福祉サービス提供事業者は、利用者の自立支援を基本とし、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容の情報提供及び関係機関等との連携強化を図ります。
- ・関係機関・団体等は、相互連携を図るとともに、社会福祉協議会及び市と連携・協力して、地域福祉活動を推進します。

（3）社会福祉協議会

- ・地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域に出向き、地域福祉活動への市民参加の機会を拡充するコーディネート活動を行うとともに、市・福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等と連携し、地域福祉活動を総合的に推進します。

（4）市

- ・多様化するニーズを的確に把握し、社会福祉協議会・福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等と連携しながら地域に根ざした施策の展開を図るとともに、きめ細かい福祉サービスを総合的に提供します。



2. 推進体制

本計画は、市民（地域）、市、社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者、関係機関、関係団体等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動を担う関係者と連携し進捗管理を行う必要があります。

このため、「日高市地域福祉計画策定等委員会」を引き続き設置し、区、民生委員・児童委員、地域福祉活動を担う関係団体、関係機関、社会福祉協議会及び市による本計画の進捗状況について点検・評価の確認を行い、効果的な計画の進行管理を図ります。

また、第4章の重点的な取組については、市と社会福祉協議会が連携して、本計画期間における具体的な工程等を含む実施計画（ロードマップ）を作成し、取組内容及び目標値の達成を図っていきます。

3. 事業活動の財源

事業活動の財源については、市の一般財源のほか、社会福祉協議会においては社協会員会費、共同募金配分金、寄附金等の財源を確保し、効果的に活用します。

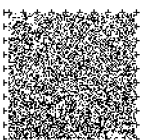
また、事業活動の内容によって、利用者負担を求めるなど、財源確保に努めます。

更に、事業活動の財源の確保に向けて、事業活動を評価・周知し、引き続き市民の理解と協力を求めていくとともに、自主財源の確保に向けた新たな取組の検討等、財源確保方策の検討を進めます。

4. 計画の公表

地域福祉を効果的に推進するためには、本計画が目指す基本理念、基本方針、各施策、具体的な取組内容等について、市民及び本計画に関係する全ての人が共通の理解を持つことが重要です。

このため、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じ、本計画と進捗状況を公表し、市及び社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知します。

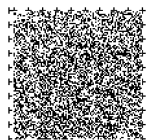
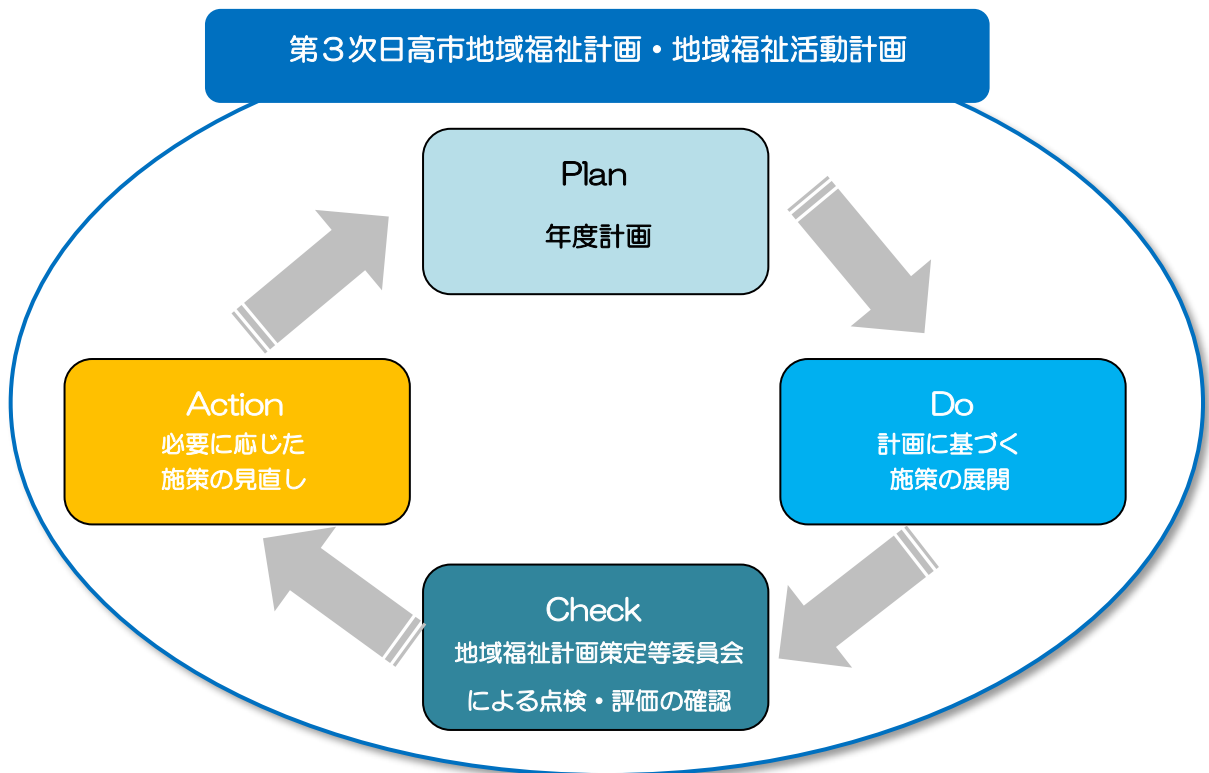


5. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、下記の図のとおり、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）によるマネジメントサイクルを導入し、計画の推進を図っていきます。

なお、Check（点検・評価）については、毎年度、事業を所管する部署において、自己点検・評価を行い、日高市地域福祉計画策定等委員会で進捗状況の確認を行います。

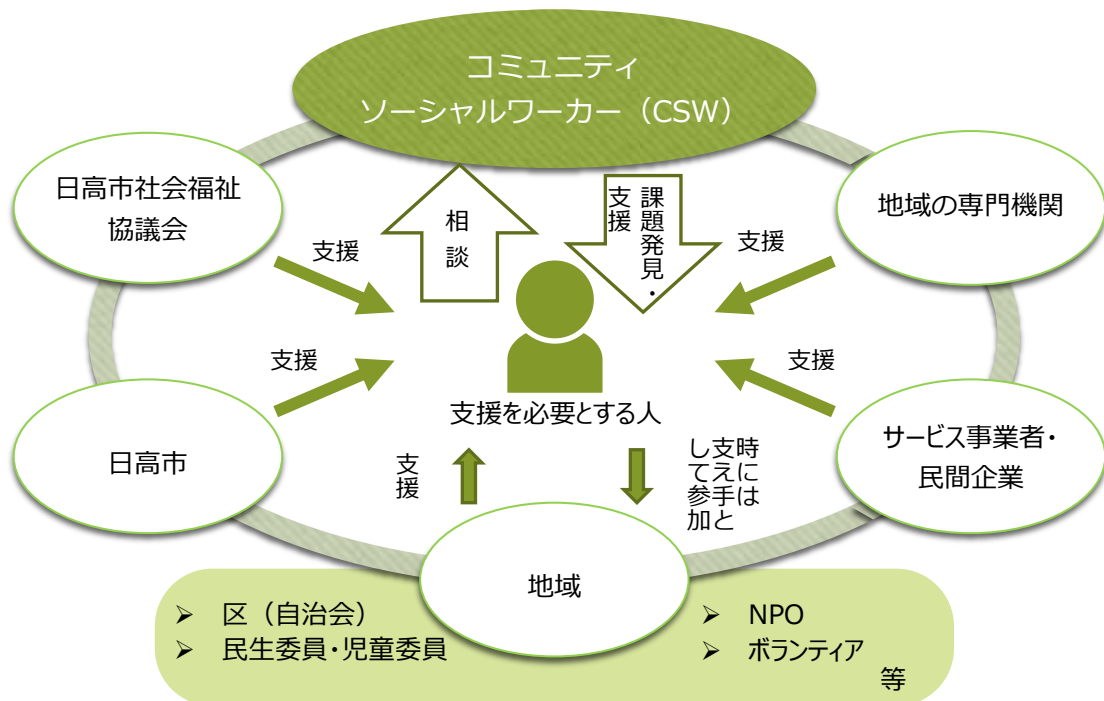
第3次日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画 における進行管理のPDCA マネジメントサイクル



【コラム4】「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは？」

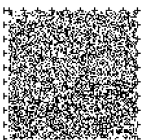
コミュニティソーシャルワーカー（community social worker）とは、地域において、生活上の課題を持つ個人や家族のニーズに対する支援を行いながら、併せて、その地域における住民のネットワークづくりや生活環境の整備等の地域支援を多職種連携によって展開する取組を行う専門職のことで、通称「CSW」といいます。

地域で、自立生活を送るためのサービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャルサポート・ネットワークづくりを行い、その人が抱える生活問題が同じように起きないように、福祉コミュニティづくりを統合的に展開する地域を基としたソーシャルワークを行っています。



■コミュニティソーシャルワーカーの主な役割と機能

- ①住民のニーズを把握し早期発見・早期対応できるよう、アウトリーチを行ったり、相談を行ったりして、地域における相談・ニーズ把握機能を開発・強化します。
- ②援助が必要なケースに対して、様々なフォーマルサービスやインフォーマルサポートを結び付け、地域内での個別解決を図ります。
- ③地域生活課題を包括的に受け止める体制づくりとして、関係機関との調整により「地域福祉連絡会（仮称）」の開催を主催し、地域支え合い体制を進めるための下地づくりを進めます。



第7章 資料編

1. 用語の解説

あ アウトリーチ

福祉的な問題や課題を潜在的に抱えている人で自発的に援助を求めてこない人に対して、支援機関が本人の元に出向いて必要な支援を行ったり、福祉サービスの利用に結びつけたりする活動のこと。

い インフォーマルサポート

制度に基づいて公的機関が行う福祉サービス（フォーマルサービス）に対して、家族や知人、近隣住民、自治会、ボランティアなどの専門職員ではない人たちが行う援助活動のこと。フォーマルサービスの対義語として「インフォーマルサービス」という場合もあります。

え NPO（エヌピーオー）

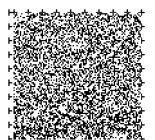
「ノン・プロフィット・オーガニゼーション（non-profit organization）」（利潤を分配しない組織）の頭文字を取ったもので、通常、「民間非営利組織」と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の資金とする組織のこと。

け 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が様々な局面で不利益を被ることの無いように弁護又は擁護する制度の総称のこと。「日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）」としては、成年後見制度を補完する形で、認知症など判断能力が十分でない人が福祉サービス利用を支援するための事業（福祉サービス利用援助、日常生活上の手続援助、日常金銭管理、書類預かりサービス）を社会福祉協議会が実施しています。

し 市民コメント

日高市市民参加条例（平成20年条例第25号）により、対象施策等の実施の過程で、市の機関がその案、趣旨等を公表し、市民からの意見の提出を求め、その意見に対する考え方等を公表する方法のこと。



せ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域でのコーディネート機能（担い手の育成、サービス開発、ネットワーク構築等）の役割を担う人のこと。市では第1層（市全域）及び第2層（日常生活圏域）にそれぞれ配置しています。

せ 生活支援体制に係る協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するため、市が主体となって設置する協議体のこと。コーディネーターの組織的な補完や地域ニーズの把握、地域づくりにおける情報交換の場、働きかけの場等としての役割を担います。

そ 相談支援包括化推進員

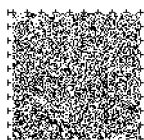
単独の組織で対応が困難な複雑・複合的な課題に関係機関等と連携を図りながら解決に向けた全体調整を行う相談支援機関のコーディネーターのこと。複合的な課題を抱える相談者等を支援する役割として、「相談者等が抱える課題の把握」、「相談支援機関等との連絡調整」、「相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言」等を行います。

ち 地域おたすけ隊

元気な高齢者等のボランティアが、援助を必要とする高齢者等の生活支援を行う地域支え合い活動を行う地域のボランティア組織のこと。ボランティアは、謝礼を地域商品券で受け取り、地域支え合い協力店で利用することが可能で、高齢者等への生活支援、元気な高齢者等の生きがいや介護予防、地域経済の振興を図ることができます。

ち 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割り、支え手や受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。



ち 地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種が協働し支援内容を検討することで個別課題の解決を支援することのほか、地域関係機関等の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築するなど、高齢者支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るための会議のこと。

ち 地域包括ケアシステム

主に、高齢期のケアを念頭に置いた概念として使用されており、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

と DV（ドメスティックバイオレンス）

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

の ノーマライゼーション

障がい者と健常者がお互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。また、それに向けた運動や施策なども含まれます。

は バリアフリー

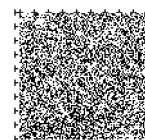
誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁等を取り除くこと。

ふ フォーマルサービス

制度に基づいて公的機関が行う福祉サービスのこと。家族や知人、近隣住民、自治会、ボランティアなどの専門職員ではない人たちが行う援助活動（インフォーマルサービス）の対義語として使用します。

ふ 福祉委員

社会福祉協議会が区長に委嘱するもので、地域活動を円滑的・効果的に推進することを目的に地域福祉活動の普及と地域住民と社会福祉協議会との連絡調整を行う役割のこと。



2. 関係法令等

1. 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

第 10 章 地域福祉の推進

第 1 節 包括的な支援体制の整備

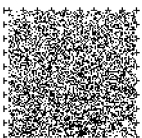
（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- (1) 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- (2) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- (3) 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業
- (4) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
- (5) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う



者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第2節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

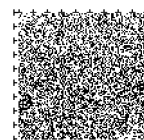
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項



- (5) 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

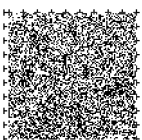
第 3 節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区及び同法第 252 条の 20 の 2 に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第 1 項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第 1 項各号に掲げる事業を実



施することができる。

- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2. 日高市地域福祉計画策定等委員会設置要綱（平成20年告示第263号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく日高市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び進行管理を行うとともに、同法第55条の2第6項の規定による社会福祉充実計画に係る意見聴取を行うため、日高市地域福祉計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する調査及び研究並びに計画案又は計画変更案の作成に関すること。
- (2) 計画の進行状況の確認に関すること。
- (3) 社会福祉充実計画に係る意見聴取に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 社会福祉、保健又は医療に関係する者
- (4) 知識経験を有する者

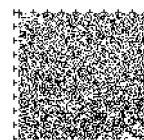
（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。



- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉子ども部福祉政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

日高市地域福祉計画策定等委員会委員名簿

職名	氏名	区分（選出団体等）
委員	渡邊 裕子	1号 市民（公募）
委員	石戸 正史	2号 区長会の代表
委員	結城 君枝	2号 たかね地域おたすけ隊
委員	横手 幸江	2号 民生委員・児童委員協議会
委員	伊藤 真知子	3号 高萩地域包括支援センター
委員長	大野 真	3号 障がい者相談支援センター
委員	津田 純子	3号 地域子育て支援センター くるみ
職務代理	菱沼 幹男	4号 日本社会事業大学准教授

3. 日高市福祉計画検討委員会設置規程（平成 18 年訓令第 2 号）

(設置)

第1条 日高市事務組織規則（平成 17 年規則第 31 号）第 13 条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。



- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障がい者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障がい者計画
- (3) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障がい福祉計画
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障がい児福祉計画
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に規定する市町村行動計画
- (7) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画
(組織)

第 3 条 委員会は、委員 22 人以内をもって組織する。

2 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、福祉子ども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、健康推進部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

(作業部会)

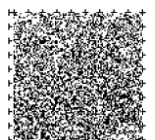
第 6 条 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第 2 に掲げる作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。



6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉子ども部福祉政策課において処理する。

(委任)

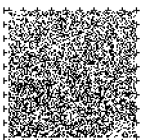
第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別表第1 (第3条関係)

福祉子ども部長、健康推進部長、政策秘書課長、市政情報課長、財政課長、交通政策課長、総務課長、危機管理課長、税務課長、環境課長、産業振興課長、市民課長、福祉政策課長、社会福祉課長、子育て応援課長、長寿いきがい課長、健康支援課長、保健相談センター所長、建設課長、都市計画課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第2 (第6条関係)

地域福祉計画策定作業部会
障がい者・障がい福祉・障がい児福祉計画策定作業部会
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会
次世代育成支援行動計画策定作業部会
子ども・子育て支援事業計画策定作業部会



4. 日高市福祉総合相談支援体制検討プロジェクトチーム規程（平成 30 年 4 月 25 日福祉子ども部長・健康推進部長決裁）

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 3 に規定する包括的な支援体制について検討するため、日高市福祉総合相談支援体制検討プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 チームは、次に掲げる事項について検討する。

- （1）個別ケースの事例検討を通じた福祉総合相談体制の在り方に関する事。
- （2）市全体及び市役所における福祉総合相談体制の在り方に関する事。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、福祉総合相談体制の整備に係る必要な事項に関する事。

（組織）

第 3 条 チームは、メンバー 6 人以内をもって組織する。

2 メンバーは、職員のうちから福祉子ども部長が任命する。

（関係職員の出席等）

第 4 条 チームは、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 チームの庶務は、福祉子ども部福祉政策課において処理する。

（委任）

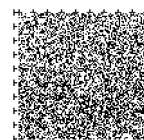
第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

日高市福祉総合相談支援体制検討プロジェクトチームメンバー

福祉政策課福祉政策担当主査、社会福祉課生活福祉担当主査、社会福祉課障がい福祉担当主査、子育て応援課子育て応援担当主査、長寿いきがい課高齢者支援担当主査、保健相談センター主査



5. 新・社会福祉協議会基本要項（平成4年4月全国社会福祉協議会）【抜粋】

社会福祉協議会の性格、活動原則、機能

1. 社会福祉協議会の性格

社会福祉協議会は、

- ①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
- ②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、
- ④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

2. 社会福祉協議会の活動原則

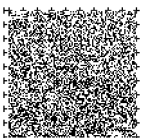
社会福祉協議会は、次の原則を踏まえ、各地域の特性を生かした活動を進める。

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。【住民ニーズ基本の原則】
- (2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取組を基礎とした活動を進める。【住民活動主体の原則】
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進める。【民間性の原則】
- (4) 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進める。【公私協働の原則】
- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進める。【専門性の原則】

3. 社会福祉協議会の機能

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核組織として、次の機能を発揮する。

- (1) 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
- (2) 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- (3) 福祉活動・事業の企画および実施機能
- (4) 調査研究・開発機能
- (5) 計画策定、提言・改善運動機能
- (6) 広報・啓発機能
- (7) 福祉活動・事業の支援機能



3. 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗・評価概要

1. 推進体制及び公表

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画は、日高市地域福祉策定等委員会において関係課所や関係団体による進捗状況の確認により、評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図るもので、計画の進捗状況はホームページ等で公表することとなっています。

2. 進捗状況及び評価の確認方法

関係課所及び社会福祉協議会が所管する事業についての結果をまとめ、地域福祉策定等委員会へ報告し、委員会からの意見を踏まえ最終的な進捗状況・評価としてまとめています。

3. 評価の結果

事業ごとに実施に係る評価（実施率 A：90%以上、B：50%以上 90%未満、C：50%未満、D：未実施）を付けました。AとB評価(実施率 50%以上)を実施できていると評価し、「4. 総合評価」で実施率として表します。

4. 総合評価

計画に掲げられている5つの基本目標ごとに評価をまとめています。

基本目標1「地域に暮らしているみんなが福祉のことを理解しよう」

【施策内容】福祉に対する普及啓発、福祉意識の醸成、情報提供

【実施率】97.4%（38事業のうち37事業が実施できています。）

【市の取組内容】生涯学習出前講座として福祉担当課で福祉関係講座の登録をしました。

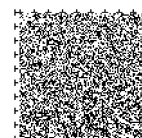
また、ボランティアや福祉に関する情報を広報ひだかや市のホームページに掲載し、広く周知を図ることができました。

【社協の取組内容】地域福祉フォーラムを開催し、地域福祉や関連するテーマの講演会を行いました。一方で、社会福祉法人と連携して実施する福祉の心を育む事業については取り組めていません。今後は、地域課題の検討と併せて社会福祉法人と連携しながら進めます。

基本目標2「地域に暮らしているみんなが福祉活動に取り組もう」

【施策内容】福祉の人材育成や市民参加の促進、福祉活動の支援

【実施率】81.8%（33事業のうち27事業が実施できています。）



【市の取組内容】区や民生委員への支援や情報提供及び高齢者関係の福祉活動への支援を行いました。また、関係機関との地域課題・ニーズの把握や情報の共有を行いました。一方で市民後見人の育成が遅延していました。

【社協の取組内容】個別の問題と地域づくりをつなぐ専門職として「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」を配置しました。一方で、地域における福祉課題を協議・検討する場として「地区社会福祉協議会」（仮称）の設置については、具体的に進めることができませんでした。必要性についての意識を高めていく取組を進めます。

基本目標3「地域の特色を生かしみんなのつながりを広げよう」

【施策内容】地域福祉のネットワーク強化やボランティア、NPOの活性化など市民活動の充実

【実施率】92.6%（27事業のうち25事業が実施できています。）

【市の取組内容】関係機関との連携や各種団体への支援を行いました。

【社協の取組内容】ボランティアとの連携を進めながら、ボランティアセンターを運営し、地域のつながりを強化することができました。

基本目標4「利用する人のことを考え、みんなで地域福祉サービスを高めよう」

【施策内容】相談体制や福祉サービスの充実

【実施率】92.3%（52事業のうち48事業が実施できています。）

【市の取組内容】各種相談体制を充実させ、関係機関との連携を図りました。福祉サービスについては各課で事業を展開しています。平成27年度からは生活困窮者への支援が始まりました。一方で、福祉サービスの評価制度の推進で遅滞している状況です。

【社協の取組内容】地域包括支援センターのほか、生活困窮者に対する自立相談支援センターや障がい者相談支援センターの運営等の対応に着手しました。成年後見支援事業への対応を進めることができていないため、実施に向け検討を進めます。

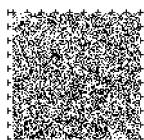
基本目標5「いざという時のために、地域で備えておこう」

【施策内容】防犯、防災、安全、人権の尊重

【実施率】96.9%（32事業のうち31事業が実施できています。）

【市の取組内容】市民や自治会等を対象とした地域防災訓練の実施における防災体制の強化や地域自主運行の支援、自力で移動することが困難な高齢者を対象に路線バス又はタクシー運賃の一部補助といった外出支援の充実を図りました。

【社協の取組内容】地域おたすけ隊による付き添い移送支援活動について、安全運行マニュアルの整備や福祉車両を配備する等の支援を行いました。今後は、付き添い移送支援の増加に向けて、担い手の育成を進めるため、ボランティアのリスク低減を図る必要があります。



4. 策定の経緯

平成 29 年度

日程	会議名等	内容
5月26日	第1回日高市福祉計画検討委員会	第3次日高市地域福祉計画について
10月23日	第2回日高市福祉計画検討委員会	第3次日高市地域福祉計画について
11月14日	第1回日高市地域福祉計画策定等委員会	第2次地域福祉計画の進捗状況について 第3次地域福祉計画策定に係る進捗状況について
2月21日	第4回日高市福祉計画検討委員会	第3次日高市地域福祉計画について
3月19日	第2回日高市地域福祉計画策定等委員会	第3次地域福祉計画策定に係る進捗状況について 策定スケジュールについて

平成 30 年度

日程	会議名等	内容
7月12日	第1回日高市福祉計画検討委員会	第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について
8月1日	第1回日高市地域福祉計画策定等委員会	第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について
10月16日	第2回日高市福祉計画検討委員会	第3次日高市地域福祉計画（案）について
11月12日	第2回日高市地域福祉計画策定等委員会	第3次日高市地域福祉計画（案）について
2月15日	第3回日高市福祉計画検討委員会	第3次日高市地域福祉計画（案）について 市民コメントについて
2月21日	第3回日高市地域福祉計画策定等委員会	市民コメントについて 重点取組実施計画（ロードマップ）について



5. 市民参加状況

1. 市民意識調査

- 調査対象：市内在住の18歳以上の人1,500名（無作為抽出）
- 調査期間：平成29年9月1日～9月19日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

配布数	回収数	回収率
1,500票	708票	47.2%

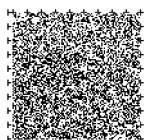
※内容の詳細は、第2章又は別冊の「平成29年度第3次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」（平成30年3月）をご覧ください。

2. 市民ワークショップ

- 対象：市内在住の18歳以上の人2,000名（無作為抽出）に案内を発送し、応募があった21名
- 開催：平成29年9月19日、10月10日、11月16日、12月14日、平成30年1月18日
- その他：内容の詳細は、第2章又は別冊の「平成29年度第3次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」（平成30年3月）をご覧ください。

3. 地域懇談会

- 対象：地域住民の人で関心のある人及び関係者（区長・自治会長、民生委員、地域ボランティア、当事者団体の人等）
- 開催：平成30年1月16日、1月17日、1月19日、1月23日、1月24日、1月25日
- その他：内容の詳細は、第2章又は別冊の「平成29年度第3次日高市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 市民ワークショップ 地域懇談会 報告書」（平成30年3月）をご覧ください。



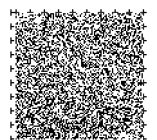
4. 市民コメント

○期間：平成 31 年 1 月 9 日（水）～ 2 月 8 日（金）

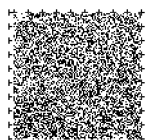
○件数：13 件

○内容

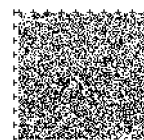
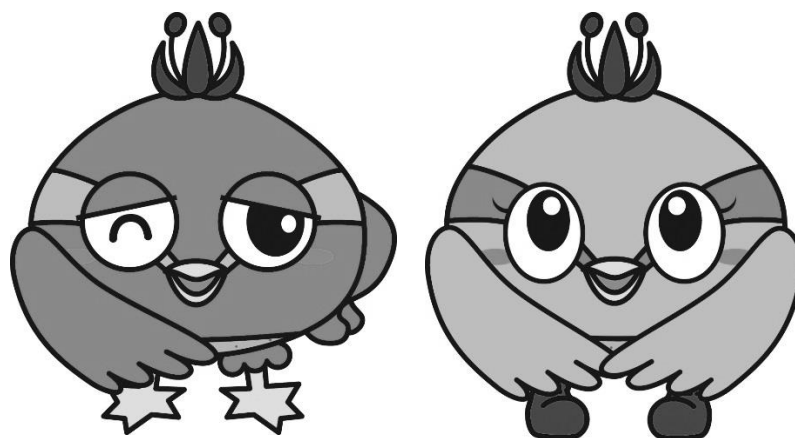
NO	計画案に対する意見	市の考え方
1	子育てをしながらの福祉活動は、なかなか厳しいものがあります。市民の声を聞きながら、地域福祉活動に気軽に参加しやすい気持ちを持ってもらえるよう、若い人たちが気軽に集まりやすいカフェを作ったりしてはどうでしょうか。	子育て世代や若い世代の方が気軽に参加できたり、集まれたりできるよう、地域の居場所づくりを進めていく中で、ご意見を踏まえ検討していきます。
2	身障者用のトイレの状況が市の施設でまちまちのため、公平性の観点からも対応できていない施設は改善した方が良くと思います。	第 5 章「4. 環境づくり」「3. 誰にもやさしいまちづくり」に「公共建築物におけるバリアフリーの推進」の項目を追加し、公共施設のバリアフリー化を進めていきます。
3	成年後見制度の市長申し立てについて、今までの実績について明記してもらいたいと思います。	第 2 章「1. 統計等から見る現状」「2. 支援を必要とする人の状況」に実績を追記します。
4	市民後見人養成、法人後見等について、実現に向けた具体的な実施過程を提示してください。	市民後見人養成、法人後見等については、権利擁護事業の一環として、重点取組 3（2）市・社会福祉協議会の相談体制強化に含めて推進することを考えております。今後、第 6 章の 2 で記載の「具体的な工程を含む実施計画（ロードマップ）」の中で、実施過程を明示していきます。



NO	計画案に対する意見	市の考え方
5	<p>成年後見制度利用促進法に基づく「中核機関」の設置の有無についてどのように考えているでしょうか。また、将来ビジョンとして、どこに位置付けを考えていますか。</p>	<p>成年後見制度利用促進法に基づく「中核機関」については、現時点で本計画に明確には位置付けてはいませんが、権利擁護事業を進める中で、ご意見を踏まえ検討をしていきます。</p>
6	<p>障がい者、認知症高齢者などの当事者の声が意思決定に反映されるよう支援をする取組が重要であると考えますが、この計画で「意思決定支援」について触れることはできないでしょうか。</p>	<p>第5章「1. 基盤づくり」「4. 虐待等の防止の強化及び権利擁護事業の充実」における取組の方向性に「意思決定支援」について追記します。</p>
7	<p>市の在住外国人の推移については、地域福祉を進める中で重要な基本情報の1つになると思いますので、人口統計の箇所でも人数等を引用してはいかがでしょうか。また、在住外国人の方々の地域福祉への参加や役割を明記してもらいたいと思います。</p>	<p>第2章「1. 統計等から見る現状」「1. 人口や世帯の変化から見る日高市」の人口・世帯の推移に外国人人口の推移を追記します。また、在住外国人の地域福祉への参加等については、各種事業を進める中で、ご意見を踏まえ検討していきます。</p>
8	<p>自殺者の状況が明記されていますが、自殺者数の推移のみならず、推察される理由について明記又はそれが明記してある自殺対策計画の出典を明記してもらいたいと思います。</p>	<p>第2章「1. 統計等から見る現状」「2. 支援を必要とする人の状況」「(6)自殺者の状況」に推察される理由の概要及び自殺対策計画に詳細が明記してある旨を追記します。</p>
9	<p>区加入率の状況が明記されていますが、区加入率の推移のみならず、推察される理由について明記してもらいたいと思います。</p>	<p>区加入率の減少傾向の要因については、本計画策定過程においては、詳細な分析を行っていないため、ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。</p>

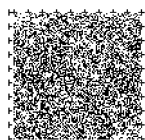


NO	計画案に対する意見	市の考え方
10	ホームレスや刑務所出所者等の実態調査や支援策等の詳細が把握でき、市民が関われるよう情報提供、市民参加機会等を明記してもらいたいと思います。	刑務所出所者等の個人情報の提供については、現在、国において支援策とともに取組を検討している段階のため、ホームレス等も含め、ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
11	障がい者や認知症高齢者等のみならず、それ以外の様々な差別や偏見についても広く捉えて明記するなどしてもらえないでしょうか。	第5章「4. 環境づくり」「3. 誰にも優しいまちづくりの推進」の各種取組を実施していく中で様々な差別や偏見についても取り組んでまいります。
12	地域懇談会の実施年を明記していただくとともに、参加者総数とその内訳を明記してもらいたいと思います。	地域懇談会の実施年、参加者総数及びその内訳を追記します。
13	用語の解説に「アウトリーチ」「フォーマルサービス」「インフォーマルサポート」を加えてもらいたいと思います。	第7章「1. 用語の解説」に「アウトリーチ」「フォーマルサービス」「インフォーマルサポート」を追記します。

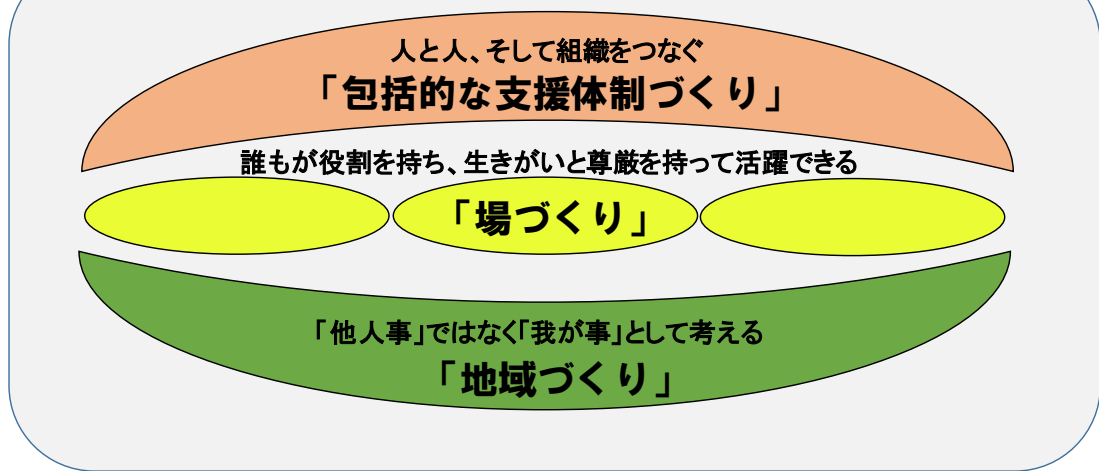


6. 関係機関一覧

NO	名称	所在地	区分
1	子育て総合支援センター・地域子育て支援センター「ぬくぬく」	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	子育て
2	地域子育て支援センター「くるみ」	大字新堀 159 番地	子育て
3	地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」	大字旭ヶ丘 211 番地 3	子育て
4	高根児童室	大字中鹿山 523 番地 3	子育て
5	ファミリー・サポート・センター	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	子育て
6	障がい者相談支援センター	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	障がい
7	障がい者就労支援センター	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	障がい
8	高麗地域包括支援センター	武蔵台一丁目 26 番 8 号（高齢者サポートセンター武蔵台内）	高齢
9	高麗川地域包括支援センター	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	高齢
10	高萩地域包括支援センター	大字高萩 1728 番地 5	高齢
11	自立相談支援センター	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	その他
12	保健相談センター	大字鹿山 370 番地 20（生涯学習センター内）	その他
13	市福祉事務所	大字南平沢 1020 番地	その他
14	市社会福祉協議会	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	その他
15	ボランティアセンター	大字榆木 201 番地（総合福祉センター「高麗の郷」内）	その他



基本理念を実現させる3つの「つくる」



第3次 日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画 平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度

発行日 平成 31 年 3 月

発 行 日高市・社会福祉法人日高市社会福祉協議会

編 集 日高市福祉子ども部・社会福祉法人日高市社会福祉協議会

★日高市

〒350-1292

埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

電話番号 042-989-2111 (代表)

★社会福祉法人日高市社会福祉協議会

〒350-1235

埼玉県日高市大字楡木 201 番地

日高市総合福祉センター「高麗の郷」内

電話番号 042-985-9100

